令和6年度用
内容解説資料

この資料は，一般社団法人教科書協会
「教科書発行者行動規範」に則っております。

詳細な記述で基礎をしっかり学び 共通テストにも対応!

学習を深められる 4+1(プラス1)の特色

- 特色1 新しい科目「公共」の基礎をしっかり学べる充実した学習内容
- 特色2 主権者教育・消費者教育に重点を置き主体的な社会参画の意識を促す
- 特色3 多様な視点から現代社会をとらえ考察・探究する力を身につける
- 特色4 課題学習を通して未来を考え主体的な学びを深める
- プラス1 43個の充実したQRコンテンツ

内容解説資料は弊社HPでもご覧いただけます ▶▶▶

教授用データのサンプルも公開中!

高等学校 公共

私たちがひらく未来・社会

35清水／公共705　B5判 224ページ

学びと教育の未来をめざして
清水書院

35 清水／公共 705 ／ B5 判／ 224 ページ

新科目「公共」のポイント

公共の学習内容

- 「人間と社会の在り方についての見方・考え方」を働かせ，考察・構想する学習の重視。
- 社会との関わりを意識した「主題」や「問い」を設け，追究したり探究したりする学習の重視。
- 社会に参画する際に選択・判断するための手がかりとなる概念や理論，公共的な空間における基本的原理の習得。

学習の目的

「公共」は，倫理，法，政治，経済，国際関係など，現代社会の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して，グローバル化する今日の社会で主体的に生きる資質・能力を身につけることを目的としています。

「公共」と「現代社会」との比較

「現代社会」が社会的事象に対する客観的かつ公正な見方や考え方を育成することを目的としていたのに対し，「公共」は現代社会の諸課題から「主題」や「問い」を自ら設定し，追究したり探究したりすることで，自立した主体となることを目的としています。

Contents

5つの特色 …… 3
構成とねらい …… 4
教科書の特色解説 …… 6
教科書準拠教材 …… 28
副教材 …… 30
デジタルコンテンツ・教材活用一覧 … 36
教師用指導書 …… 38
デジタル教材 …… 50
執筆者紹介 …… 53
シラバス等各種資料 …… 54

私たちがひらく未来・社会
——自立した主体として未来を創造する

学習を深められる 4プラス1 の特色

特色1

新しい科目「公共」の基礎をしっかり学べる充実した学習内容

「倫理」「法」「政治」「経済」の各分野で，私たちの生きる現代社会のしくみや課題など，「公共」の基礎をしっかり学習します。原典資料や判例，統計資料などを活用して学習を深めるとともに，自ら思考する，公共的空間における主体としての意識を育みます。

特色2

主権者教育・消費者教育に重点を置き主体的な社会参画の意識を促す

2022年4月以降，成年年齢が18歳に引き下げられました。政治分野では主権者教育に重点を置き，選挙など政治参加に関する内容を増やし，主体的な社会参画を意識した構成となっています。経済分野では，消費者教育や契約に関する記述を充実させました。

特色3

多様な視点から現代社会をとらえ考察・探究する力を身につける

現代社会の諸相をとらえ，生徒が主体的に考える力を導く特設ページとして，「公共file」を各分野に設けました。さまざまな事例に触れ，現代の諸課題について考察を深めます。

特色4

課題学習を通して未来を考え主体的な学びを深める

持続可能な社会を形成するために，私たちには何ができるのか―「公共」の学習の仕上げとして，人工知能（AI），環境，社会保障など5つのテーマを通し，社会と私たちの未来について深く考えます。

プラス1

43 個の充実した QR コンテンツ

原典や判例，図表など，教科書の学習内容をより深く理解するための資料をQRコンテンツとして収録いたしました。学校の授業や家庭学習のサポートにご活用ください。

本書の構成とねらい

①「公共」の基礎となる知識や見方・考え方を習得する

●**倫理分野**では，先哲の思想などから人間と社会のあり方についての見方・考え方をきちんと学ぶ

●**法分野**では，従来の基礎事項を学ぶとともに，現代社会における法のあり方について考察する

●**政治分野**では，主権者教育に配慮したテーマを設定し，社会参画への意識を高めることを重視

●**経済分野**では消費者教育に重点を置き，経済的主体として必要な知識を習得する

②内容理解を助けるさまざまな工夫

●**Checkポイント**
各単元の導入に，授業を展開するうえでの「問い」を明記

●**側注（用語解説）**
重要な事柄について詳細に解説し，正しい知識の定着を促す

●**ハッシュタグ** #00
本文に関連する内容や発展的な内容を提示し，理解を深める

●**ルーペ**
本文のキーワードについて多面的な解説，着眼点を示す

●**Active Learning**
考察のための「問い」や「気づき」のための調べ学習の手がかりを提示

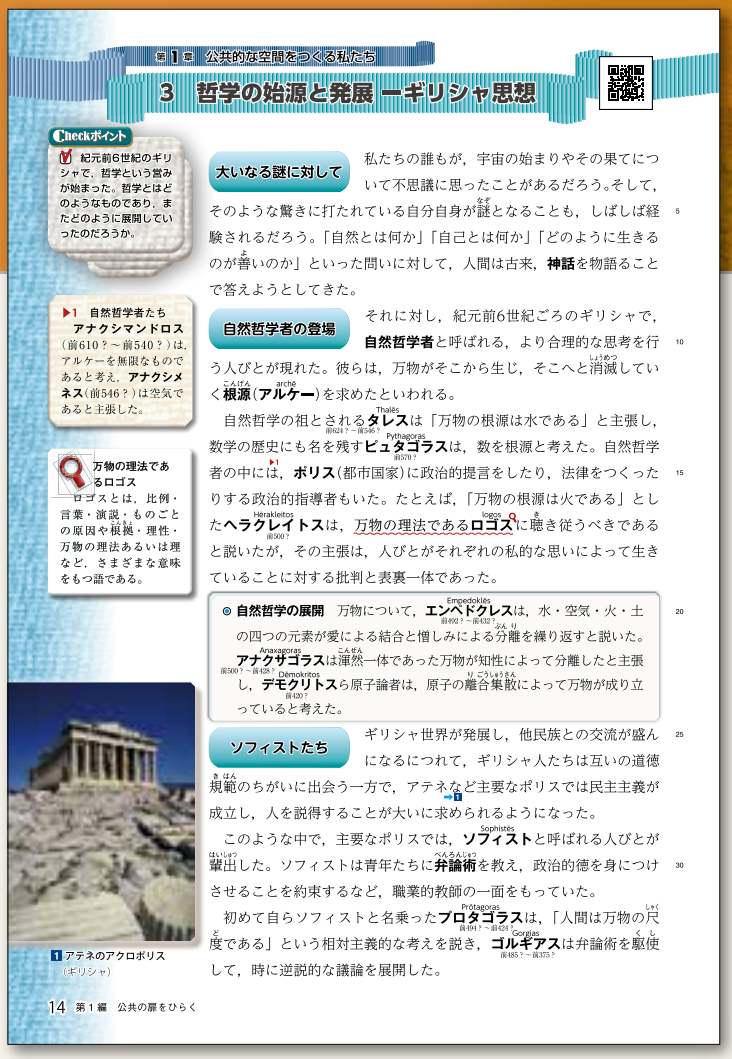
第1章 公共的な空間をつくる私たち

3 哲学の始源と発展 ―ギリシャ思想

Checkポイント
紀元前6世紀のギリシャで，哲学という営みが始まった。哲学とはどのようなものであり，またどのように展開していったのだろうか。

大いなる謎に対して
私たちの誰もが，宇宙の始まりやその果てについて不思議に思ったことがあるだろう。そして，そのような驚きに打たれている自分自身が謎となることも，しばしば経験されるだろう。「自然とは何か」「自己とは何か」「どのように生きるのが善いのか」といった問いに対して，人間は古来，**神話**を物語ることで答えようとしてきた。

自然哲学者の登場
それに対し，紀元前6世紀ごろのギリシャで，**自然哲学者**と呼ばれる，より合理的な思考を行う人びとが現れた。彼らは，万物がそこから生じ，そこへと消滅していく**根源（アルケー）**を求めたといわれる。

自然哲学の祖とされる**タレス**（Thalēs 前624？～前546？）は「万物の根源は水である」と主張し，数学の歴史にも名を残す**ピュタゴラス**（Pythagoras 前570？）は，数を根源と考えた。自然哲学者の中には，▶1 **ポリス**（都市国家）に政治的提言をしたり，法律をつくったりする政治的指導者もいた。たとえば，「万物の根源は火である」としたヘラクレイトス（Hērakleitos 前500？）は，万物の理法であるロゴスに聴き従うべきであると説いたが，その主張は，人びとがそれぞれの私的な思いによって生きていることに対する批判と表裏一体であった。

▶1 自然哲学者たち
アナクシマンドロス（前610？～前540？）は，アルケーを無限なものであると考え，**アナクシメネス**（前546？）は空気であると主張した。

万物の理法であるロゴス
ロゴスとは，比例・言葉・演説・ものごとの原因や根拠・理性・万物の理法あるいは理など，さまざまな意味をもつ語である。

◉**自然哲学の展開**　万物について，**エンペドクレス**（Empedoklēs 前492？～前432？）は，水・空気・火・土の四つの元素が愛による結合と憎しみによる分離を繰り返すと説いた。**アナクサゴラス**（Anaxagoras 前500？～前428？）は渾然一体であった万物が知性によって分離したと主張し，**デモクリトス**（Dēmokritos 前430？）ら原子論者は，原子の離合集散によって万物が成り立っていると考えた。

ソフィストたち
ギリシャ世界が発展し，他民族との交流が盛んになるにつれて，ギリシャ人たちは互いの道徳規範のちがいに出会う一方で，アテネなど主要なポリスでは民主主義が成立し，人を説得することが大いに求められるようになった。

このような中で，主要なポリスでは，**ソフィスト**（Sophistēs）と呼ばれる人びとが輩出した。ソフィストは青年たちに**弁論術**を教え，政治的徳を身につけさせることを約束するなど，職業的教師の一面をもっていた。

初めて自らソフィストと名乗った**プロタゴラス**（Protagoras 前491？～前421？）は，「人間は万物の尺度である」という相対主義的な考えを説き，**ゴルギアス**（Gorgias 前485？～前375？）は弁論術を駆使して，時に逆説的な議論を展開した。

1 アテネのアクロポリス（ギリシャ）

14 第1編 公共の扉をひらく

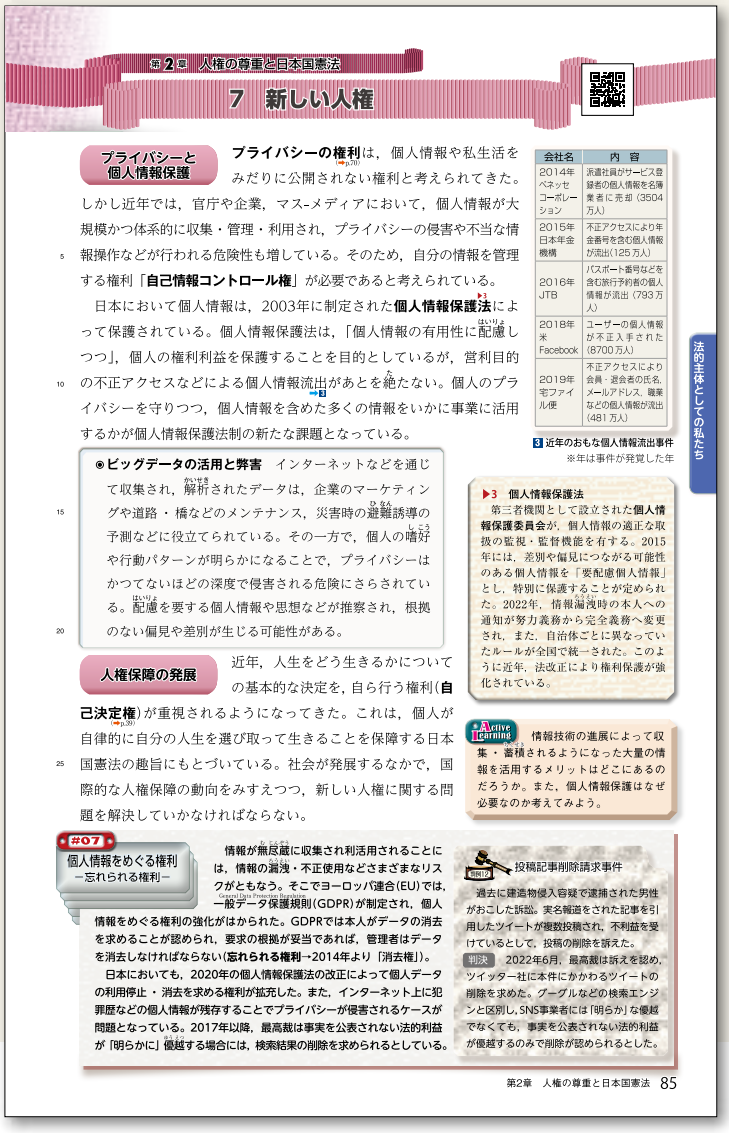
第2章 人権の尊重と日本国憲法

7 新しい人権

プライバシーと個人情報保護
プライバシーの権利は，個人情報や私生活をみだりに公開されない権利と考えられてきた。しかし近年では，官庁や企業，マス-メディアにおいて，個人情報が大規模かつ体系的に収集・管理・利用され，プライバシーの侵害や不当な情報操作などが行われる危険性も増している。そのため，自分の情報を管理する権利「**自己情報コントロール権**」が必要であると考えられている。

日本において個人情報は，2003年に制定された**個人情報保護法**によって保護されている。個人情報保護法は，「個人情報の有用性に配慮しつつ」，個人の権利利益を保護することを目的としているが，営利目的の不正アクセスなどによる個人情報流出があとを絶たない。個人のプライバシーを守りつつ，個人情報を含めた多くの情報をいかに事業に活用するかが個人情報保護法制の新たな課題となっている。

◉**ビッグデータの活用と弊害**　インターネットなどを通じて収集され，解析されたデータは，企業のマーケティングや道路・橋などのメンテナンス，災害時の避難誘導の予測などに役立てられている。その一方で，個人の嗜好や行動パターンが明らかになることで，プライバシーはかつてないほどの深度で侵害される危険にさらされている。配慮を要する個人情報や思想などが推察され，根拠のない偏見や差別が生じる可能性がある。

人権保障の発展
近年，人生をどう生きるかについての基本的な決定を，自ら行う権利（**自己決定権**）が重視されるようになってきた。これは，個人が自律的に自分の人生を選び取って生きることを保障する日本国憲法の趣旨にもとづいている。社会が発展するなかで，国際的な人権保障の動向をみすえつつ，新しい人権に関する問題を解決していかなければならない。

会社名	内容
2014年 ベネッセコーポレーション	派遣社員がサービス登録者の個人情報を名簿業者に売却（3504万人）
2015年 日本年金機構	不正アクセスにより年金番号を含む個人情報が流出（125万人）
2016年 JTB	パスポート番号などを含む旅行予約者の個人情報が流出（793万人）
2018年 米Facebook	ユーザーの個人情報が不正入手された（8700万人）
2019年 宅ファイル便	不正アクセスにより会員・退会者の氏名，メールアドレス，職業などの個人情報が流出（481万人）

3 近年のおもな個人情報流出事件
※年は事件が発覚した年

▶3 個人情報保護法
第三者機関として設立された**個人情報保護委員会**が，個人情報の適正な取扱の監視・監督機能を有する。2015年には，差別や偏見につながる可能性のある個人情報を「要配慮個人情報」とし，特別に保護することが定められた。2022年，情報漏洩時の本人への通知が努力義務から完全義務へ変更され，また，自治体ごとに異なっていたルールが全国で統一された。このように近年，法改正により権利保護が強化されている。

Active Learning
情報技術の進展によって収集・蓄積されるようになった大量の情報を活用するメリットはどこにあるのだろうか。また，個人情報保護はなぜ必要なのか考えてみよう。

#07 個人情報をめぐる権利 ―忘れられる権利―
情報が無限定に収集され利活用されることには，情報の漏洩・不正使用などさまざまなリスクがともなう。そこでヨーロッパ連合（EU）では，一般データ保護規則（GDPR）が制定され，個人情報をめぐる権利の強化がはかられた。GDPRでは本人がデータの消去を求めることが認められ，要求の根拠が妥当であれば，管理者はデータを消去しなければならない（**忘れられる権利**→2014年より「消去権」）。

日本においても，2020年の個人情報保護法の改正によって個人データの利用停止・消去を求める権利が拡充した。また，インターネット上に犯罪歴などの個人情報が残存することでプライバシーが侵害されるケースが問題となっている。2017年以降，最高裁は事実を公表されない法的利益が「明らかに」優越する場合には，検索結果の削除を求められるとしている。

判例 投稿記事削除請求事件
過去に建造物侵入容疑で逮捕された男性がおこした訴訟。実名報道をされた記事を引用したツイートが複数投稿され，不利益を受けているとして，投稿の削除を訴えた。
判決 2022年6月，最高裁は訴えを認め，ツイッター社に本件にかかわるツイートの削除を求めた。グーグルなどの検索エンジンと区別し，SNS事業者には「明らか」な優越でなくても，事実を公表されない法的利益が優越するのみで削除が認められるとした。

第2章 人権の尊重と日本国憲法 85

教科書紙面の
詳しい紹介は
➡P.6から

③特設ページ「公共 file」で現代の諸課題について考察を深める

●倫理分野　職業選択とライフコース, 思考実験, 代理出産, 対話の意義など６テーマ

●法分野　憲法改正, 政教分離と信教の自由, ジェンダー平等, 多様化する家族など５テーマ

●政治分野　世界の政治制度, 情報モラル, 選挙に行こう, 難民問題, 原爆の記憶とその継承など９テーマ

●経済分野　消費者の権利と責任, 経済を考える視点, もしも会社をつくるなら, 限りある資源とエネルギーなど10テーマ

消費者の権利と責任

契約の自由と消費者保護

近代民法は，当事者の自由意思にもとづいて取り引きが行われることを前提とし(**私的自治**)，契約締結・契約内容の自由(**契約の自由**)を定めている。他方において，自由意思にもとづき契約を締結した後は，契約の拘束力から一方的に逃れることはできない。取り引きの世界においては，契約締結後は契約責任に縛られることになるのである。

現代社会における取り引きは，消費者と企業の間で行われることがほとんどである。情報の質，量，交渉力に格差がある両者間の取り引きについては，消費者を保護する必要がある。この目的のため，日本では1968年に**消費者保護基本法**が制定され，2004年，消費者の権利の尊重と自立支援を理念とする**消費者基本法**に改正された。

悪質商法などの契約トラブルによる消費者被害は，一件ごとの金額が少ないため，訴訟を起こしにくいという事情もあった。そこで2006年の**消費者契約法改正**により**消費者団体訴訟制度**が導入された。この制度を利用して内閣総理大臣によって認定された消費者団体が，消費者全体の利益のために，裁判で被害の回復を求めたり，不当勧誘行為や不当条項の使用の差し止めができるようになった。また，2009年には**消費者庁**が設置され，**国民生活センター**を通じて全国の消費生活センターと連携し，消費者保護にあたっている。

契約の取り消しや解除ができる場合

1)　消費者契約法による契約の取り消し　2000年制定の消費者契約法は，契約締結過程の適正化(契約の内容について必要な情報を提供する事業者の義務など) や不当な契約の取り消しについて定めている。事業者による不適切な勧誘を理由として契約を取り消せる場合として，不実告知や退去妨害(監禁)などがあるが，2018年の改正からは若年者や高齢者への配慮を加え，年齢的な経験不足や加齢による判断能力低下を不当に利用した勧誘が，契約を取り消せる項目として追加された。

2)　クーリング-オフ　クーリング-オフとは訪問販売など一定の契約について，一定期間の間であれば消費者の意思表示のみで自由に契約を解除することができる制度である。訪問販売や電話勧誘など，不意打ち的で判断がせかされがちな取り引きや，圧迫的取り引きなどについて，消費者が頭を冷やして(cooling)契約をやめる(off)機会を与えている。

●街角でセールスマンが声をかけてくる商法(キャッチセールス)
●電話や手紙などで，「あなただけが選ばれた」などと，消費者の自尊心をくすぐる商法(DM 商法など)
●商品を売ることよりも，販売する会員を勧誘することに重点をおいているような商法(マルチ商法など)

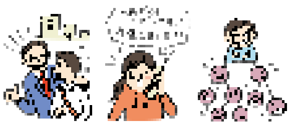

⬆悪質商法の具体例

取引形態	おもな内容	期間	根拠条項
訪問販売	キャッチセールス，アポイントメントセールス，催眠商法も含まれる	8日間	第9条
電話勧誘販売	学習教材や不動産投資など比較的高額なもの	8日間	第24条
特定継続的役務提供契約	エステサロン・語学教室・家庭教師・学習塾・結婚相手紹介サービスなど	8日間	第48条
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	20日間	第40条
業務提供誘引販売取引	いわゆる内職・モニター商法	20日間	第58条
訪問購入(いわゆる訪問買取)	自動車，家電(携行が容易なものを除く)，家具，書籍，有価証券，CD・DVDなどは除く	8日間	第58条の14

⬆クーリング-オフの期間　(特定商取引法にもとづく条項)

146　第４編　現代の経済社会と国民生活

④主体的な学びに取り組むための見方・考え方を実践する

●Theme1-5
（第５編 持続可能な社会をつくる）
主体的な学びを実践する第５編では, 持続可能な社会をめざすための課題を提示して, 考察や構想の力を養う実践を提示

●Skill
（課題探究のスキル）
自ら課題を設定し主体的な学びための「気づき」や「問い」を立てるための方法を提示。まとめた内容の表現や発信についての工夫も含めた内容

Theme 2
何のために環境を守るのか？

地球規模の環境破壊が人類の将来にとって大きな脅威となっており，環境を守る行動の呼びかけも活発になっている。こうした環境問題は，産業革命以降に膨張した人間の経済活動によってもたらされたものであり，貧困や飢餓といった社会的な課題とも密接に関係している。経済・社会と自然環境のつながりを視野に入れ，環境を守るのは何のためなのか，考えてみよう。

1 地球環境問題の発生

人類の生産・消費活動が高度化，大規模化するにつれて，環境に大きな負荷をあたえるようになり，地球規模の環境破壊を引きおこしている。こうした地球環境問題には，**生態系**（**エコシステム**）や生物多様性の危機，有害物質の排出による自然環境の破壊，地球温暖化などがあり，地球の将来を危ぶむ声も聞かれる。第二次世界大戦後，先進国の経済成長が続くなか，1972 年，ローマクラブはレポート「成長の限界」のなかで，人口増加や環境破壊が資源の枯渇をもたらし，人類の成長を止めると警告した。それから半世紀近くたったこんにち，懸念は現実のものとなっている。

地球環境問題は生態系に深刻な影響をもたらし，人類や多くの生物の生存を脅かしかねない。「宇宙船地球号」（ボールディングの考え）を持続していく上で，どのような課題が生じ，国際社会はどのように対応しているのだろうか。

2 地球温暖化問題の現状

産業革命以降，先進国を中心に，石炭・石油といった化石燃料の消費が急増し，温室効果をもつ二酸化炭素の大気中濃度が高まった。このため，地球の平均気温が徐々に上昇する**地球温暖化**が問題となった。

温暖化による海水の膨張や，極地や高地の氷河が溶けることによる海面上昇で，低地が水没するおそれがある。国土の大部分が低地であるバングラデシュや，ツバル，モルディブなどサンゴ礁の島々からなる島嶼国にとっては，国家の存亡にかかわる問題である。

さらに，温暖化によって，集中豪雨や干ばつ，夏の猛暑や冬の厳冬，熱帯低気圧の巨大化といった極端な気象現象が頻発しており，人類の生存を脅かしかねない問題となっている。また，農業や水産業などの食料生産や，地球の生態系に大きな打撃をあたえることも予測されている。

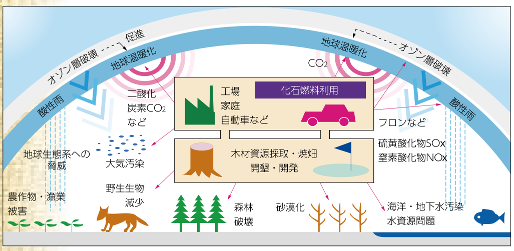

1 **地球環境問題のメカニズム**
「人間が生活する」ことは，環境を破壊し続けていることともいえる。

192　第５編　持続可能な社会をつくる

目次構成

倫理・法・政治・経済・課題探究，それぞれの内容に即した５編構成

科目の導入となる倫理的分野をきちんと学びます

古代から現代にいたる重要な思想をきちんと押さえ，人間と社会に対する理解を深めます

私たちの社会と法のかかわりを深く学びます

国家における法の役割，日本国憲法の成立過程や原理，憲法が保障する人権など，法分野の基礎を学習します

法分野では過去の裁判でどのような判断がなされたのか，各テーマに合った判例を多数掲載

全ページにわたって，課題に対する気づきや思考を促すためにさまざまな工夫をしています

もくじ

「公共」を学ぶ前に ……2

第１編　公共の扉をひらく

第１章　公共的な空間をつくる私たち

1　私たちの人生と社会 ……8
2　青年期の心理と課題 …… 10
3　哲学の始源と発展―ギリシャ思想 …… 14
4　一神教の教え …… 18
5　東洋の宗教と思想（１）―仏教 …… 22
6　東洋の宗教と思想（２）―儒教 …… 24
7　日本の風土と神仏への信仰 …… 26
8　江戸時代の学問と近代化への歩み …… 29

第２章　公共的な空間における人間

1　義務論と功利主義 …… 34
2　生命倫理 …… 38
3　環境倫理 …… 40

第３章　公共的な空間における基本的原理

1　近代的人間像の誕生（１）
―近代の始まり …… 44
2　近代的人間像の誕生（２）
―科学的な思考 …… 46
3　国家社会と人間性（１）
―社会契約説 …… 48
4　国家社会と人間性（２）
―ヘーゲルとマルクス …… 50
5　国家社会と人間性（３）―実存主義 …… 52
6　公共性の復権と他者についての思考 …… 54
7　公正な社会と個人―現代の政治思想 …… 58

第２編　基本的人権の尊重と法

第１章　民主政治の原理

1　近代国家と立憲主義 …… 64
2　日本国憲法の成立 …… 67

第２章　人権の尊重と日本国憲法

1　日本国憲法の三原理と
人権保障 …… 69
2　平和主義と国際社会 …… 72
3　平等権 …… 74
4　自由権 …… 76
5　社会権 …… 80
6　参政権の保障と国務請求権 …… 82
7　新しい人権 …… 84
8　グローバル化と国際人権 …… 87

判例 一覧

判例１　博多駅テレビフィルム提出命令事件　70
判例２　『宴のあと』事件　70
判例３　長沼ナイキ基地訴訟　73
判例４　足利事件　76
判例５　家永教科書訴訟　77
判例６　朝日訴訟　80
判例７　堀木訴訟　80
判例８　路上生活者の転居届不受理についての訴訟　82
判例９　ハンセン病国家賠償訴訟　83
判例10　外国人地方参政権訴訟　83
判例11　国立マンション訴訟　84
判例12　投稿記事削除請求事件　85
判例13　非嫡出子相続分差別違憲判決　86
判例14　マクリーン事件　88

本書の活用に向けて

- **Check ポイント**　学習内容に関する問いをふまえ，自分なりの答えを探っていこう。
- **ルーペ**　本文のキーワードについて，その背景もふくめて深く学ぼう。
- **原典資料**　思想家の文章に触れてみよう。
- **判例**　過去の事件において，裁判でどのような判断がなされたのかを理解しよう。
- **ハッシュタグ**　本文と関連の深いできごとや社会問題について，理解を深めよう。
- **Active Learning**　学習のまとめや，さらに考察を深めるための課題として活用しよう。

「公共」の基礎を身につけ
現代社会の諸課題を探究します

教科書

第３編　現代の民主政治と社会参画

第１章　民主政治の成立と課題
1　自由民主主義の成立と危機…… 90
2　現代の自由民主主義と課題…… 92
3　世論の形成と民主社会 …… 96
4　政治参加と主権者 …… 99
5　選挙と政党 …… 101

第２章　日本の政治機構
1　国会の役割としくみ …… 104
2　内閣と行政機関…… 106
3　裁判所の役割としくみ …… 109
4　市民生活と司法参加 …… 111
5　地方自治と住民の生活 …… 114

第３章　国際政治のしくみと役割
1　国際政治の成り立ち …… 118
2　国際連合の設立とその役割…… 120
3　冷戦とその終焉…… 124
4　軍縮と安全保障…… 126
5　リージョナリズム …… 128
6　グローバル化と国家 …… 130

第４章　国際政治の現状と課題
1　現代の紛争 …… 132
2　多文化・多民族社会に向けて …… 135
3　移民と難民 …… 137
4　日本の戦後外交と課題 …… 140

公共file　現代社会の課題や重要なテーマについて，いろいろな観点から考察しよう。
インターネットを通じて，関連する情報にアクセスしてみよう。
https://smz.ai/k1

第４編　現代の経済社会と国民生活

第１章　私たちと経済活動
1　私たちと経済 …… 144
2　仕事と社会 …… 147
3　国民経済とGDP …… 150

第２章　経済社会のしくみと役割
1　社会のしくみとしての市場…… 152
2　市場の機能 …… 154
3　市場の限界 …… 158
4　金融とそのはたらき …… 160
5　財政とそのはたらき …… 162
6　現代の企業 …… 166
7　労働問題 …… 170
8　社会保障の役割…… 172
9　少子高齢化と財政の維持可能性 …… 174

第３章　国際経済の現状と課題
1　国際取り引きと国際収支…… 176
2　自由貿易とグローバル化…… 178
3　国際経済のこれから…… 182

第５編　持続可能な社会をつくる

Theme1　人間は人工知能（ＡＩ）と
どのように共存すればよいか？…… 188
Theme2　何のために環境を守るのか？ …… 192
Theme3　食料と水資源の配分をどう考えるか？ 196
Theme4　少子高齢化と社会保障の問題を考える 200
Theme5　地域とつながり，地域に生きる，
地域社会との接点 …… 204
Skill　課題探究のスキル
学んだことをまとめよう …… 206

地方自治から国際社会まで政治について幅広く学びます

主権者教育の観点から，民主主義のあり方，政治参加の意義，公正な議論の重要性，国際社会における日本の役割について丁寧に解説しています

社会のしくみを支えるさまざまな経済活動について，「経済的主体としての私たち」という視点で学びます

市場経済や国際経済の基本的なしくみ，財政，金融，労働，社会保障，少子高齢化などについて，現代社会における課題とからめ，社会のしくみとしての経済を丁寧に解説しています

「持続可能な社会」を構築するために不可欠なテーマを設定

テーマを掘り下げるための詳解とともに，アクティブラーニングを意識した課題探究を提示しています。対話，討議，発表などの活動により，問題解決能力を養うことができます

特色 1

新しい科目「公共」の基礎をしっかり学べる充実した学習内容

問いに答えていく過程

「倫理」学習では，問いに答えようとする過程そのものが，自ら考え，判断し，自分の言葉で表現しようとする力を培うことと結び付いています

西洋・東洋ともにしっかり源流思想を学習します

人名・用語も充実！

丁寧で詳しい本文記述。共通テストへの対応も十分可能です

3 哲学の始源と発展 ―ギリシャ思想

Checkポイント

紀元前6世紀のギリシャで，哲学という営みが始まった。哲学とはどのようなものであり，またどのように展開していったのだろうか。

大いなる謎に対して

私たちの誰もが，宇宙の始まりやその果てについて不思議に思ったことがあるだろう。そして，そのような驚きに打たれている自分自身が謎となることも，しばしば経験されるだろう。「自然とは何か」「自己とは何か」「どのように生きるのが善いのか」といった問いに対して，人間は古来，**神話**を物語ることで答えようとしてきた。

自然哲学者の登場

それに対し，紀元前6世紀ごろのギリシャで，**自然哲学者**と呼ばれる，より合理的な思考を行う人びとが現れた。彼らは，万物がそこから生じ，そこへと消滅していく**根源（アルケー）**(archē)を求めたといわれる。

自然哲学の祖とされる**タレス**(Thalēs 前624？～前546？)は「万物の根源は水である」と主張し，数学の歴史にも名を残す**ピュタゴラス**(Pythagoras 前570？)は，数を根源と考えた。自然哲学者の中には，▶1 **ポリス**(都市国家)に政治的提言をしたり，法律をつくったりする政治的指導者もいた。たとえば，「万物の根源は火である」とした**ヘラクレイトス**(Hērakleitos 前500？)は，万物の理法である**ロゴス**(logos)に聴き従うべきであると説いたが，その主張は，人びとがそれぞれの私的な思いによって生きていることに対する批判と表裏一体であった。

▶1 **自然哲学者たち**
アナクシマンドロス（前610？～前540？）は，アルケーを無限なものであると考え，**アナクシメネス**（前546？）は空気であると主張した。

万物の理法であるロゴス
ロゴスとは，比例・言葉・演説・ものごとの原因や根拠・理性・万物の理法あるいは理など，さまざまな意味をもつ語である。

自然哲学の展開　万物について，**エンペドクレス**(Empedoklēs 前492？～前432？)は，水・空気・火・土の四つの元素が愛による結合と憎しみによる分離を繰り返すと説いた。**アナクサゴラス**(Anaxagoras 前500？～前428？)は渾然一体であった万物が知性によって分離したと主張し，**デモクリトス**(Dēmokritos 前420？)ら原子論者は，原子の離合集散によって万物が成り立っていると考えた。

ソフィストたち

ギリシャ世界が発展し，他民族との交流が盛んになるにつれて，ギリシャ人たちは互いの道徳規範のちがいに出会う一方で，アテネなど主要なポリスでは民主主義が成立し，人を説得することが大いに求められるようになった。➡1

このような中で，主要なポリスでは，**ソフィスト**(Sophistēs)と呼ばれる人びとが輩出した。ソフィストは青年たちに**弁論術**を教え，政治的徳を身につけさせることを約束するなど，職業的教師の一面をもっていた。

初めて自らソフィストと名乗った**プロタゴラス**(Prōtagoras 前494？～前424？)は，「人間は万物の尺度である」という相対主義的な考えを説き，**ゴルギアス**(Gorgias 前485？～前375？)は弁論術を駆使して，時に逆説的な議論を展開した。

1 アテネのアクロポリス（ギリシャ）

思想の学習をふまえ，現代社会の諸課題を倫理的な論点から探究する力を育みます

魂への配慮

わたしは，アテナイ（アテネ）人諸君よ，君たちに対して，切実な愛情をいだいている。しかし，わたしが命に従うのは，むしろ神に対してであって諸君にではないだろう。すなわちわたしの息のつづくかぎり，わたしにそれができるかぎり，決して知を愛し求めることを止めないだろう。……世にもすぐれた人よ，君はアテナイという，知力においても，武力においても，最も評判の高い，偉大なポリスの一員でありながら，ただ金銭を，できるだけ多く自分のものにしたいというようなことに気をつかっていて，恥ずかしくはないのか。評判や地位のことは気にしても，思慮と真実には気をつかわず，たましいをできるだけすぐれたよいものにするように，心を用いることもしないというのは……，

（プラトン『ソクラテスの弁明』）

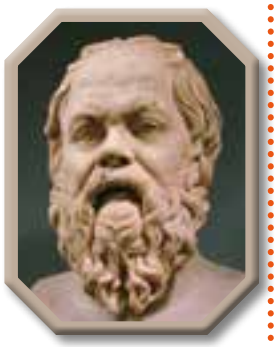

2 ソクラテス（前470？～前399）
アテネ出身の哲学者。著書はなく，弟子のプラトンらの著作からその思想がうかがえる。

知への愛 ソクラテス

ソフィストたちが活躍するアテネに登場したのが，**ソクラテス**（Sōkratēs）→2だった。ソクラテスには，ソフィストの一人と見なしうる側面もあった。しかしソクラテスは，自分が善美のことがらについて，それらがいったい何であるのかを知らないことを自覚していた（**無知の知**）。この自覚によって，ソクラテスは神のみが知者であり，人間の知は取るに足らないと確信し，知らないのに知っていると思う最大の無知から，人びとを解放しようとした。

そのためにソクラテスが行ったのが，「徳とは何であるか」を探究する**対話**▶2である。ソクラテスにおいては，無知の自覚は，少しでも深く理解したいという**知への愛**（**フィロソフィア**philosophia▶3）と一体化しているのである。

こうしてソクラテスは，知を重んじる主知主義的態度をもって，魂をより善くするという**魂への配慮**を，アテネの人びとに勧めた。徳をめぐって対話することが人間にとって最大の善であり，「**ただ生きることではなくて善く生きることが大事なのだ**」という考えが，ソクラテスにあったからである。

3「ソクラテスの死」（ダヴィッド筆，メトロポリタン美術館蔵）
ソクラテスの対話はアテネの多くの青年たちを惹きつけるが，政治家など有力者の反感をかい，告発されて裁判にかけられ，死刑の票決を受ける。逃亡を勧める友人もいたが，ソクラテスは逃亡を不正であるとして退け，獄中で刑死する。

「ソクラテス以上の知者はいない」
ソクラテスは友人から，デルフォイのアポロン神殿で「ソクラテス以上の知者はいない」という神託（お告げ）が下ったことを告げられる。自分を知者とは思わなかった彼は，自分より知恵のある者を見つけ出そうとして，賢者との評判の高い人びとと対話を重ねるが，どの相手も善美のことがらについては何も知らないのに，何かを知っていると思いこんでおり，自分はただ知らないと自覚していることに気づく。

▶2 **対話**
ソクラテスの対話を**問答法**，あるいは**助産術**とも呼ぶ。

▶3 **フィロソフィア**
ギリシャ語で「**哲学**」を意味する。

Active Learning
ソクラテスは，たとえ不正な目にあったとしても不正をし返してはいけないと主張している。この主張の根拠を調べてみよう。そして，不正に対してどのように対処したらよいのか，考えてみよう。

思想家と対話する！
先哲の思想に直接触れる原典資料を豊富に掲載しています。
本文と原典資料をあわせて読み込むことで，一層理解が深まります

本文記述を理解する前提となる基本的な知識をわかりやすく解説

倫理のキーワード
倫理を学習するうえで欠かせない，大切な用語や原典からの引用文について，的確な解説をしています

現代社会を生きる私たちにも関連する問いを立てることで，さらに深い学びに導きます
倫理的な見方や考え方を働かせ，問いについて論理的・批判的に考察することで，人間と社会に対する理解を深めます

特色1 新しい科目「公共」の基礎をしっかり学べる充実した学習内容

未来を考えるうえで欠かせないテーマ

平和や安全保障についての考えを深められるよう，平和主義が掲げられた歴史的経緯や国際平和に関する課題を丁寧にまとめています

正しい知識の定着を促す丁寧な解説

「なんとなくわかる」で終わらせないために，重要な事がらや用語には解説を付しています

憲法９条の解釈の変遷について，ポイントを絞ってまとめています

自衛隊発足の背景や流れをわかりやすく解説

日本の安全保障について考えるうえで，切り離すことができない自衛隊の誕生の経緯を，わかりやすくまとめています

2 平和主義と国際社会

Checkポイント

☑ 日本国憲法の平和主義はどのように具体化されているのだろうか？

平和主義

第二次世界大戦は，歴史上もっとも多くの地域で多くの人びとが死傷した戦争である。この戦争では，戦闘員である軍人だけでなく，多くの一般市民が戦争の惨禍に巻き込まれた。日本では，沖縄戦や本土への空襲，広島・長崎への原子爆弾投下により多くの人びとが亡くなった。また，日本が侵略を進めたアジア地域でも，多数の人びとが犠牲となった。この戦争に対する反省から，日本国憲法では**平和主義**を掲げ，前文に世界中の人びとが平和のうちに生存する権利（**平和的生存権**）▶1と，恒久の平和をめざす決意を明記している。これをうけ，9条では平和主義を徹底させている。

▶1 **平和的生存権**
「恐怖と欠乏から免かれ，平和のうちに生存する権利」で，貧困や飢餓の解決など，国民が議論を積み重ねて実現していくべき国の目標にとどまる。

憲法9条と安全保障

憲法9条は，**戦争の放棄**を明記し，「**国権の発動たる戦争**と，**武力による威嚇**又は**武力の行使**は，国際紛争を解決する手段としては，**永久にこれを放棄する**」（１項）としている。さらに，戦争の放棄をより確かなものにするために，「**陸海空軍その他の戦力**」をもたないこと，さらに，国の**交戦権**（外国と戦争する権利）**を認めない**とした（２項）。

1 憲法９条に対する政府の解釈

1950年（警察予備隊発足）吉田首相の参議院答弁	警察予備隊の目的はまったく治安維持にある。それが，再軍備の目的であるとかはすべてあたらない。したがってそれは軍隊ではない。
1954年（自衛隊発足）自衛隊についての政府統一見解（鳩山内閣）	９条は，独立国としてわが国が自衛権をもつことを認めている。したがって，自衛隊のような自衛のための任務を有し，かつその目的のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは，なんら憲法に違反するものではない。
1972年「戦力」に関する政府統一見解（田中内閣）	憲法９条２項が禁じている戦力とは，自衛のための最小限度をこえる実力組織をいうのであって，それ以下の実力の保持は，同条項によって禁じられてはいない。
1981年集団的自衛権と憲法に関する政府統一見解（鈴木内閣）	憲法９条の下において許容されている自衛権の行使は，わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解釈しており，集団的自衛権を行使することは，その範囲をこえるものであって，憲法上許されないと考えている。
2014年集団的自衛権行使を容認する閣議決定（安倍内閣）	わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し，これによりわが国の存立がおびやかされる明白な危険がある場合，他に適当な手段がないときに，必要最小限度の実力を行使することは憲法上許容される。

◉**自衛隊の誕生**　第二次世界大戦後，米ソ冷戦（➡p.124）がはじまるなかで，1950年に**朝鮮戦争**が勃発すると，連合国の占領下にあった日本政府は，GHQの指示によって**警察予備隊**を創設した。翌年，日本は**サンフランシスコ平和条約**（➡p.119）により主権（独立）を回復したが，同時に締結された**日米安全保障条約**により，その後もアメリカ軍が駐留することになった（➡p.140）。独立回復後の52年に警察予備隊は保安隊に改組された。朝鮮戦争は53年に休戦となったが，翌年には「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」（**MSA協定**）が締結され，アメリカが防衛力の発展・維持に寄与するかわりに，日本は防衛能力の増強などを約束した。これをうけて**防衛庁を設置**し，**陸海空の自衛隊**が発足した。

2 警察予備隊のバズーカ砲訓練
警察予備隊は日本国内の治安維持を目的につくられた。

法にもとづく人権保障や国のあり方などを学び 法的なものの見方・考え方を身につけます

過去の判例をもとに考察・討論することで，さらに深い理解に導きます

判例3 長沼ナイキ基地訴訟

1969年，農林大臣が航空自衛隊の地対空ミサイル(ナイキ)基地建設のため，北海道夕張郡長沼町の馬追山の「水源涵養保安林の指定」解除を認めた。これに対し，住民らが自衛隊は違憲であり指定解除は違法であると訴えた。

判決　第一審(1973年)では，自衛隊は規模・装備・能力の面からも9条に違反しているとして原告が勝訴。第二審(1976年)は，代替施設で原告の不利益は解消されているうえ，自衛隊の合憲・違憲問題は司法審査の対象にならないとし，第一審の判決を取り消した。最高裁(1982年)は，原告の上告を棄却した。

3 基地拡張に抗議する砂川町（現立川市）の住民　1957年の砂川事件では，日米安保条約にもとづく米軍駐留の合憲・違憲が争われた。最高裁は，駐留米軍は憲法9条が禁止している戦力にあたらないとした。

法的主体としての私たち

憲法9条と自衛隊

憲法9条2項は「戦力」の保持を禁止している(**戦力不保持**)が，自衛隊が憲法9条2項の戦力にあたるかどうかが論点となり，長く議論されてきた。日本政府による戦力の定義は，自衛のための「必要最小限度をこえる実力」であり，自衛隊は自衛のための「必要最小限度の実力」(1954年鳩山内閣の見解)を保持するものであるため，9条にいうところの「陸海空軍その他の戦力」にあたらないと解釈されている。自衛隊の合憲・違憲については，長沼ナイキ基地訴訟(判例3)，恵庭事件などで争われてきたが，これまで最高裁が確定的な判断をしたことはない。

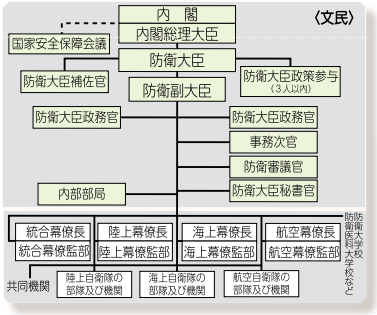

4 シビリアン-コントロール（文民統制）

本文記述の近くに，理解を助ける図版を配置

自衛隊は文民である内閣総理大臣の指揮下におかれ(**文民統制，シビリアン-コントロール**(civilian control)➡p.106➡4)，軍事的行動については相手に対する攻撃を禁じ，「**専守防衛**」に限るとされている。自衛権に関する政府の憲法解釈は長年にわたり，「わが国に対する急迫不正の侵害がある場合」に個別的自衛権を行使できるが，「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」(1972年参議院提出資料)というものであった。しかし，2014年に「わが国またはわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し，これによりわが国の存立が脅かされ，国民の生命，自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」に限り，集団的自衛権の行使を認めた。この変更に応じて，政府は2015年に**安全保障関連法**を成立させた。しかし，この法律に反対する世論も大きかった。

5 個別的自衛権と集団的自衛権

グローバルな視点をもって，平和についての構想・議論を深められるよう，記述を工夫しています

6 東日本大震災で救助にあたる自衛隊（2011年，防衛省資料）
地震や水害，噴火といった自然災害時において，救助活動や復旧支援を行うなど，大きな役割を担っている。

◉**国際平和の実現**　戦後，世界平和の実現をめざし，国内外で議論が行われた。しかし，各国は利害関係による武力衝突や戦争を繰り返し，平和的生存権の実現からはほど遠い。日本の平和的生存権の宣言は，自国の基本政策としてだけではなく，人類が未来に向けてめざす方向性を提示したものといえる。また，憲法の平和主義の理念から，日本は国際的平和の実現にも取り組み，国連平和維持活動(PKO)に自衛隊を派遣している。(➡p.123)

Active Learning　憲法がめざす平和主義の実現にとって，自衛隊の活動はどのような意義を有しているのだろうか。

考察を深めるための問いを設定

自分の問題として考えられる問いや，調べ学習の手がかりとなる問いを示しています

特色 1

新しい科目「公共」の基礎をしっかり学べる充実した学習内容

2 現代の自由民主主義と課題

Checkポイント

☑ 第二次世界大戦後，自由民主主義はどのように定着し，どのような課題をかかえているのだろうか。

現代社会の諸相を多様な視点から考えられるよう，その土台となる知識をきちんと記述しています

自由民主主義と福祉国家の確立

ファシズム諸国との対決であった第二次世界大戦後，アメリカをはじめとする自由民主主義諸国では，ファシズムの復活を阻止し共産主義と対決するため，政治・経済体制の確立が課題となった。

民意の一体性を強調するファシズムおよび共産主義に対して，これらの国では，それぞれ異なる政党に所属していても，選出された代表によって国民の自由な意思が反映されるとする代表制民主主義の考え方がよりいっそう定着することになった。

また一方，資本主義の発達過程では，貧富の差の拡大とともに階級間に対立が生まれ，労働運動なども発生していた。政府は分断された国民を統合するため，社会的・経済的弱者の社会権を保障する必要が生じた。さらに1929年に世界恐慌がおきると，多くの失業者が発生し，それまでの自由放任主義的な夜警国家▶1から，政府が市民の経済活動に介入し，国民の社会的平等をはかる**福祉国家**→1へと国家の機能が大きく変化するといった経緯もあった。

▶1 夜警国家
国家の役割を社会の秩序を維持することと，外敵の侵入を防ぐことに限定し，経済などへの介入を最低限におさえた政府のこと。

自由民主主義と福祉国家の形骸化

定着した自由民主主義と福祉国家も，さまざまな課題に直面することになった。

第一に，福祉国家では，複雑で多様化する国民の要請にこたえるため，立法権をもつ議会に代わって，行政権をもつ政府の機能が拡大するようになった（**行政国家**）。その結果，国家から自由な領域とされてきた市民社会に国家が介入するようになり，人びとの精神的自由やプライバシーが脅かされることになった。

第二に，政府が市民生活に介入することで肥大化した福祉国家の財政赤字や経済の非効率化が問題となり，経済的な効率性を重視する政策が求められるようになった。その結果，福祉国家を支える「大きな政府」から，市場を重視する「小さな政府」への転換を求める**新自由主義**▶2が提唱された。新自由主義的な改革が進むにつれ，弱者を保護するさまざまな制度が解体され，個人に責任を帰す自己責任論を訴える声が大きくなった。

▶2 新自由主義
市場原理（至上）主義と個人の自由，自己責任とに根本的な信頼をおく考え方。

社会的課題とその要因を，系統立ててわかりやすく解説しています

自己責任論
個人の行動の結果としておきた事柄に責任を負うのは自分自身であり，他人に助けを求めるべきではない，とする考え方。しかし人間の行動は，社会が責任を負うべき事柄と，個人が責任を負うべき事柄の合体である。自己責任論は社会の責任，ひいては政治の責任を軽視している側面がある。

理解が深まる用語解説の工夫

一つの物事を多面的に捉えることができるよう，本来の意味だけでなく，発展的な内容も付記するなど，内容理解が深まるよう工夫をしています

大きな政府	小さな政府
◉国家の介入が多い	◉国家の介入が少ない
◉税金が高い	◉税金が安い
◉公共サービス（福祉）が充実	◉公共サービス（福祉）が少ない
◉法律が多い	◉法律が少ない

1 大きな政府と小さな政府の政策の比較

政治分野では，民主政治，安全保障などにかかわる諸課題の解決に向けて，考察・構想する力を養います

2 **ベネチアサミット**（1987年） 1973年の石油危機以降，物価の上昇と不況が同時に発生する**スタグフレーション**がおきたことで，イギリスのサッチャー政権やアメリカのレーガン政権をはじめ，資本主義の原則に立ち戻る政権が誕生した。

3 **安全保障関連法案に反対するデモに参加する人びと**（2015年８月30日，国会前）

「自分ならどうするか」を考えさせる工夫

主体的な考察を促すだけでなく，討論のテーマとして提示できるような資料を多数掲載しています

第三に，国民の生活や価値観が多様化し，既成政党によっては代表できない利害が社会にあふれるようになった。そのため，自由民主主義を支える議会や政党が，国民の意思や利害を政策に反映しにくくなった。例えば民族，宗教やジェンダーなど，人びとの帰属意識(アイデンティティ)(➡p.79)にもとづく利害は，人びとの内面に強くかかわるため，容易に妥協することが難しい。そのため，新しい民主主義の形が模索されるようになったのである。

このようにして自由民主主義と福祉国家は弱体化したのである。

ポピュリズムの台頭

近年では，こうした情勢や民意と離れた政策に抗議し，自分たちの意見や主張を示すためにデモ活動を行う人びとも増えている。また，世界各国で民衆(people)の声を重視し，既成政党，エリートや移民などを強く批判する**ポピュリズム**(populism)▶3を掲げる政党が躍進している。

ポピュリズムは複雑な政治問題を単純化して人びとの情緒に訴え，無責任な政策を掲げたりする(大衆迎合主義)一方，代表されない民衆の言葉を政治に直接反映させて，民主主義の再生をはかる運動でもある。このようにポピュリズムは相反する二つの側面をもっている。

▶3 **ポピュリズム**
民衆の考えや要求に依拠して行われる政治的な主張や運動。19世紀末のアメリカ合衆国では，民主政治の中核的な担い手ではなくなった農民・労働者により，もう一度主導権を取り戻そうとする運動がおきた。20世紀後半になるとラテン・アメリカで，21世紀になるとヨーロッパなどで，ポピュリズムは大きなうねりとなって発生した。

政治的主体としての私たち

現代を映し出すキーワード

社会事象を表す用語については，「いつ」「どこで」「どのような意義で」を明記し，具体的なイメージが喚起できるような記述を心がけています

Active Learning ポピュリズムの具体例について調べ，その国の政治や国際政治に与えた影響を考えてみよう。

#09 **岐路に立つ自由民主主義**

冷戦の終結以降，世界の国ぐにに自由民主主義が広まった。しかし近年では，自由民主主義ではない国ぐにも台頭している。例えば，経済大国としての地位を築いている中国では，政府・共産党を批判する言論が厳しく統制されている。その一方，自由民主主義体制の欧米諸国では，ポピュリズムにより政治の混乱が広がっている。このような状況から，自由民主主義を主流とする傾向に陰りが出てきたという指摘がある。

そこにあるのがあたり前であると思われてきた自由民主主義を守るために，私たちはなにをすべきだろうか。

中・東欧 ポピュリズム台頭
格差への不満「反移民」に

（「読売新聞」2018年５月６日）

現実の社会ではどのようなことが起きているのか

教科書の解説をよりリアルなものと受け止められるよう，実際の新聞記事を掲載するなど，資料に工夫をしています

特色 2

主権者教育・消費者教育に重点を置き，主体的な社会参画の意識を促す

主権者教育の視点に配慮したテーマ設定

これからの社会をつくっていく生徒たちが身につけるべき「社会的な見方・考え方」の育成に配慮しています

興味を引き出す資料

データの示す内容が，視覚的に一目でわかるよう工夫しています

身近なできごとと学習内容を結び付ける工夫

SNSが社会に及ぼす影響について詳しく記載するなどして，社会的事象を「自分事」として捉えることができるよう工夫しています

3 世論の形成と民主社会

Checkポイント

新聞，テレビ，ラジオ，SNSなどが提供する情報にはそれぞれどのような特徴があり，世論の形成にどのような役割をはたしているだろうか。

民主政治と世論

ある問題に対して，社会の多くの人びとが共有している集合的意見が**世論**である。民主政治は民意にもとづいた政治であるため，世論には注目が集まる。そのため政府や政党，政治家は世論に敏感であり，実際に，世論が政治を動かすこともある。そのため，政府や**マス-メディア**はさかんに世論調査▶1を行っている。政治的・社会的問題について，政府や政党が提示する争点の取り上げ方や解決のしかたを理解し，それらを比較・選択する能力をもつ人びとが「**市民（公衆）**」である。

マス-メディアと市民

多くの人びとが市民としての能力をもっていることが，民主政治にとっては望ましい。市民としての能力は，マス-メディアが提供する記事や解説，コメントによって育成される。人びとにはメディアに対する選好があるため，メディアごとに世論が異なる場合がある。→2

人びとは，直接知ることができないできごとをマス-メディアの活字や画像・映像を通して受けとり，その情報から「**疑似環境**▶2」をつくりあげる。しかし，マス-メディアができごとのすべての要素を正確に伝えているとはかぎらず，伝え方に誇張や省略，歪曲がなされると，事実とイメージとの違いは大きくなる。また，情報を受けとる人間も，複雑な情報を過不足なく正確には受容できないため，単純化したものの見方のなかで考え，行動する。疑似環境は，「**ステレオタイプ**▶3」によってつくられているといえる。→1 適切な判断をするために必要な情報を得ることができなければ，市民としての能力は形成されないだろう。しかも，人びとの日常生活の大半が仕事や私生活によって成り立っている場合，**政治的無関心**が進行し，疑似環境を修正することも難しくなるだろう。

▶1 **世論調査**
一定数の人びとを対象に行われる（標本抽出法）ため，誤差が生じることは避けられない。また，設問の仕方によっては，回答をある一定の方向に導いていく危険性があること（世論誘導）にも留意しなければならない。

▶2 **疑似環境**
アメリカのジャーナリスト，ウォルター＝リップマンが提唱した概念。人びとの暮らす環境はメディアが提供した情報により構築されているが，提供された情報も，それを選択する人間の能力も不確実なことがあるため，その環境はありのままの姿（現実環境）ではない。

▶3 **ステレオタイプ**
リップマンが提唱した概念であり，多くの人びとがもっている単純化された先入観，固定観念，イメージをさす。

1 デマによる影響で完売したトイレットペーパー（2020年2月，東京都千代田区） 新型コロナウイルス感染症発生時には，SNSに紙類が不足するという誤った情報が流された。

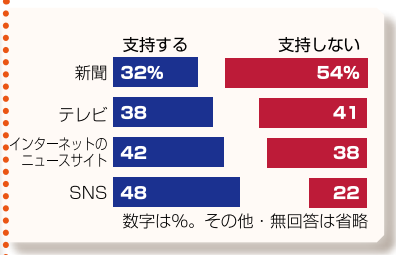

2 **政治や社会の情報入手先と，内閣支持率**
（「朝日新聞」2018年7月16日より）
情報の入手先により，内閣の支持率が異なる。

政治参加，司法参加，世論の形成など 社会的な見方・考え方を育むテーマを設定しています

政治権力がつくりあげている徴税制度や刑罰制度などのハードな網の目にくらべて，マス-メディアが組織化している情報の網の目はソフトであり，知らず知らずのうちに個人の意識に入りこみ，人びとはその網の目に組みこまれていく。そこでは，情報の供給者が受け手の関心を特定の方向に誘導することがおこりうる。これを「**操作**」と呼ぶ。

情報操作による政治的指導はナチス-ドイツが有名であるが，民主政治が行われている国においても，情報化が進行すればするほど，大量の情報の供給者であるマス-メディアが独占的に情報を入手し，人びとは，供給者の意向や方針にしたがって提供された情報を，受動的に受けとるようになりがちである。

情報操作
政治的無関心とは，選挙に行かない人びとの行動についていう場合が多い（→p.99）。しかし現代社会では，政治指導者や政権を担う党がメディアを通して人びとの関心を一定の方向に導き，重要な争点が存在することを覆い隠そうとすることがある。もし，それに成功したならば，人びとはその争点について，政治的無関心である場合と同じような態度をとることになってしまうだろう。

SNSと世論

近年は，若い世代の新聞・テレビ離れが指摘されている。他方では，**SNS（ソーシャル-ネットワーキング-サービス）**を利用する人びとの割合が世代を問わず高くなっている。政党や政治家が，SNSを利用して自分たちの主張や政策を発信する動きも活発になっている。このような現象が世論の形成に影響を与えているといわれている。世界的に見ても，中東の民主化運動「アラブの春」[4]は，SNSが大きな影響を与えたとされている。

たしかに，SNSは政治・社会運動への動員を可能にする面もあるが，それが熟慮された世論の形成にかならずしも貢献しているとはいえない。むしろ，SNSを通して入手した情報は，正確さや公平さを確かめることが難しい。そのため，マス-メディア以上に事実から離れた疑似環境を形成しやすい一面ももつ。民意にもとづく民主政治が実現するためには，政治を批判的に監視する市民がいなくてはならない。SNSの時代である現代では，**情報リテラシー**[5]の向上がよりいっそう求められる。

▶4 アラブの春
2010年末から2011年にかけて，チュニジア・エジプトなど中東地域ではじまった一連の民主化運動。若者や知識層を中心とする民衆がSNSを使って情報交換し，改革運動は全国的なデモへ拡大した。

▶5 情報リテラシー
メディアの提供する情報の正確さや利用価値を批判的に理解し，活用する能力。

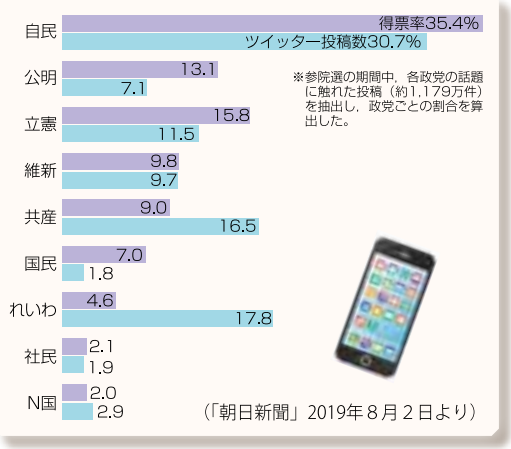

（「朝日新聞」2019年８月２日より）

3 参院選比例区の得票数とツイッターの投稿数割合の比較
2014年の調査では，衆院選挙候補者の７割以上がインターネットを選挙運動に活用していた。

4 アラブの春（2011年，チュニジア） デモ参加の呼びかけの多くがSNSによってなされ，動員が拡大したといわれている。

Active Learning
SNSを活用することによって，民主主義（デモクラシー）を活性化させることができるという考え方について考察してみよう。

政治的主体としての私たち

一つの事柄を別の視点からも解説
構想する際に，着目する視点がさまざまにあることを示しています

社会と自分の生活が直結していることを実感
自分たちの生活が「社会」と密接にかかわっていることを理解することで，社会参画への意識が高まります

対話や討議などのテーマとなる問いを設定
考察・対話・討議・発表など，学習に広がりをもたせることができる問いを設定しています

特色 2

主権者教育・消費者教育に重点を置き，主体的な社会参画の意識を促す

政治分野では，成年年齢の引き下げに対応して，選挙など社会参画にかかわる内容を増やしています

重要語句は側注でくわしく解説

政治をより身近に感じられるよう，選挙のしくみと問題点についてわかりやすく説明しています

複雑な制度については，図を用いて可視化できるようにしました

5 選挙と政党

日本の選挙制度

選挙は，市民の考えを政治的な決定の場に反映させる方法として，もっとも重要なものである。

日本の選挙制度には，候補者に投票するものと政党に投票するものの二つがある。前者には，一つの選挙区から複数名を選出する**大選挙区制**と，１名を選出する**小選挙区制**とがある。大選挙区制は，**死票**（落選者に投じられた票）が少なく，有権者の意思が反映されやすいが，小政党の分立がおこるとされている。小選挙区制は，多数党が生まれやすく，政権の選択が容易になるが，死票が多くなるといわれる。

得票に応じて各政党に議席を配分する**比例代表制**は，有権者の意思が反映されやすいが，小党分立になりがちで，政権が安定しづらいといわれている。

日本の選挙とその問題点

日本の国政選挙は，**衆議院**と**参議院**の国会議員を選ぶために行われる。衆議院選挙では，大選挙区制の一種である**中選挙区制**（1選挙区から2～6名を選出）が採用されていた。しかしこの制度は，同一選挙区において同一政党から複数の議員が当選するため派閥政治の温床となる，選挙費用がかかるなどの批判があった。

そこで1994年に，小選挙区制と全国を11ブロックに分けた比例代表制を組み合わせた**小選挙区比例代表並立制**→2が導入された。比例代表の各政党の名簿には，あらかじめ候補者の当選順位がつけられており，有権者は政党名を書いて投票する（**拘束名簿式**）▶3。政党に所属する候補者は小選挙区と比例代表の両方に立候補することができる（**重複立候補制**）▶4。

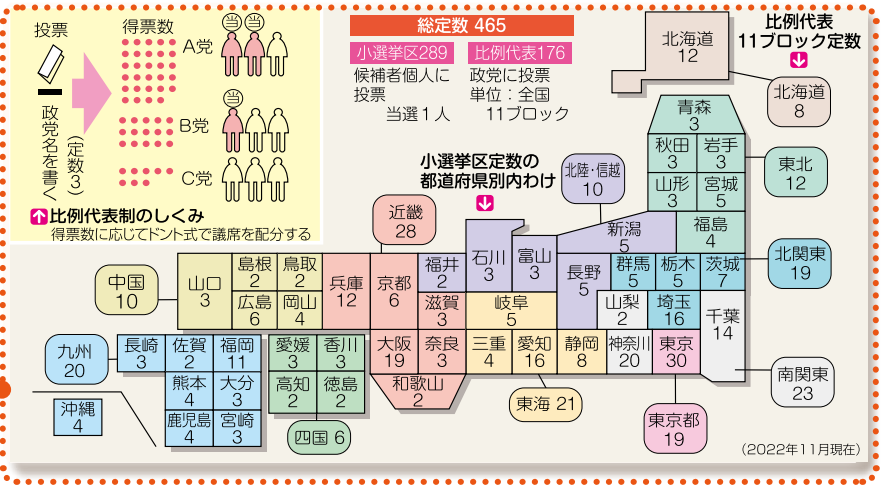

Checkポイント
日本の選挙制度の問題点と政党政治の特徴には，どのようなものがあるのだろうか。

▶3 **拘束名簿式**
政党があらかじめ候補者の順位を示し，各政党の得票に応じて議席が配分される比例代表制の一つ。

▶4 **重複立候補制**
比例代表候補者名簿に複数の候補者を同一順位で並べることができ，小選挙区での惜敗率（小選挙区における落選者の得票数を当選者の得票数で割った数値）により落選した候補者が復活当選できることがある。

Active Learning 小選挙区比例代表並立制は，日本の政治にどのような影響をおよぼしているのか，調べてみよう。

2 小選挙区比例代表並立制のしくみ
ドント式の議席配分について，左上の図で考えてみよう。
①A党(29)，B党(15)，C党(8)の得票数をそれぞれ1，2，3…の整数で割る。
②A党が29，14.5，9.7…，B党が15，7.5，5…，C党が8，4，2.7…となる。
③この地区の定数は3なので，A党が2人，B党が1人の当選となる。

社会とのかかわりについて理解を深めることで「政治・経済」への橋渡しがしっかりできます

苦手意識をもちやすいところは，とくに丁寧な説明を心がけました

現在の課題は何なのか，明確に記述しています

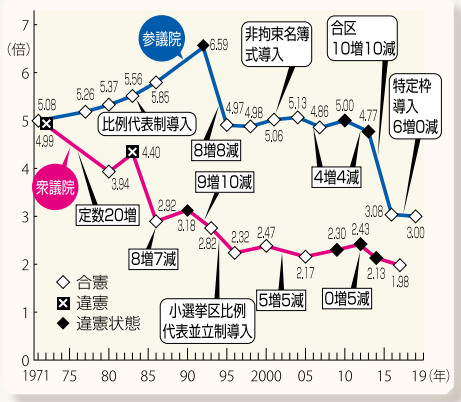

1 一票の格差の推移
衆院総選挙の一票の格差訴訟において，2015年，最高裁は３回連続で違憲状態と判断し，定数配分方法の見直しを求めた。翌年５月，衆議院改革関連法が成立し，衆院の議員定数を10人削減し，小選挙区間における格差（２倍未満）是正措置として，2020年以降，10年ごとの国勢調査の結果にもとづき，**アダムズ方式**により議席配分することとした。

参議院選挙は，原則として都道府県を単位とする**選挙区選挙**と，全国を１選挙区とした**非拘束名簿式比例代表制**をとっている。比例代表選挙では，有権者は政党にも候補者にも投票できる。

現在の日本の選挙制度での大きな問題点は，選挙区ごとに有権者数が異なるために生じる**一票の格差**である。繰り返し裁判がおこされ，違憲または違憲状態であるとする判決がたびたび示されており，法制度の整備が待たれる。

公正な選挙が行われるよう，**公職選挙法**で選挙運動についても定められており，**連座制**▶1の適用などの規制が強化されてきたが，選挙違反はなくなっていない。2013年よりインターネットによる選挙運動が認められるようになったが，欧米では多く認められている**戸別訪問**による投票依頼は，日本では現在も禁止されている。

また，2016年の選挙から選挙権を得た18歳以上の若年層も含め，投票率の低下が問題とされている。そのため，有権者の政治参加や投票に対する意欲をどのように高めるかが課題とされる。現在，外国人住民の選挙権やインターネット投票の導入について議論が続いている。

▶1 **連座制**
選挙運動の統括責任者や出納責任者，あるいは，親族や秘書が買収などの悪質な選挙違反をして刑が確定した場合，候補者が関与していなくても，その当選が無効となる。

▶2 **政党**
政党助成法(1994年)により，所属国会議員が５名以上いるか，直近の国政選挙での得票率が２％以上あった政党には，公費として政治活動費が交付される(政党交付金)。国民は一人あたり年額250円を負担している。

政党も利益団体も私的結社である。政党は自分たちの掲げる政策を議会で実現することをめざすのに対し，利益団体は特定の利益の実現をめざして，行政府や議会などの政治過程に働きかける。

政党

現代では，民意は**政党**▶2によって集約されているといえる。政党とは，政策や考え方の近い人たちが集まって議会で議席を獲得することをめざす結社である。選挙によって多くの議席を得て多数党(派)となれば，政権を担う**与党**となり，それ以外の政党は**野党**となる。政党は選挙において，政権を担った場合に指導者となるべき候補者を示すとともに，**マニフェスト**(**政権公約**)や**綱領**を公表する。政権をめざす政党が複数存在し競争することで，有権者には，選択肢が広がるとともに，自分の考えが実現される可能性が高まる。

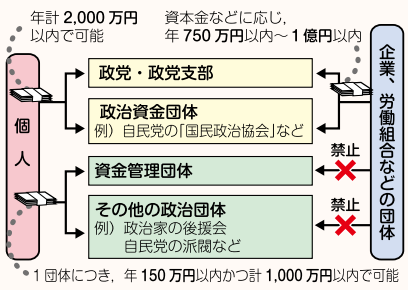

2 政治団体と献金の流れ（総務省資料より）
1994年に政治資金規正法が改正され，献金には制限が設けられ，政治資金の収支については，公開が義務づけられた。

◉**政党と利益団体（圧力団体）** 有力な利益団体は，豊富な資金と，員数をもっているため，その要求が政治において優先されやすい。場合によっては，これらの団体や企業からの政治資金が贈収賄などの汚職事件につながることもあった。このような政治腐敗を防止するため，政治献金の制限などが法律で定められている。

(➡p.83)
(➡p.103)

特色 2

主権者教育・消費者教育に重点を置き，主体的な社会参画の意識を促す

4 金融とそのはたらき

わかりやすく，丁寧な本文記述

例えば「金融」では，資金の融通と金融のしくみ，利子の意味など，よりかみくだいて生徒に引き寄せた記述を心がけました

Checkポイント

☑ 金融とは何か，なぜ必要なのだろうか。金融をスムーズに行うために，金融機関や政府がはたす役割はどのようなものだろうか。

金融と金融機関

私たちは，仕事をしたり財産を運用することで賃金や利子のような所得を得て，その所得を使い財やサービスを購入し消費している。しかし，所得が得られるタイミングと，消費したいと思うタイミングは必ずしも一致しない。車や家が欲しいと思うときには，所得の何か月分，何年分もの高額な支出が，ある一時点に必要になり，手元のお金では不足することも多い。

こうした所得と消費のタイミングのずれを調整するために，資金を貸したり借りたりして融通しあっている。社会全体で資金の過不足を融通する活動を**金融**とよぶ。資金を借りれば資金不足でも必要な支出ができる。ただし，借りた資金はいつか返済する必要があるだけでなく，資金の使用料である**利子**を支払う必要がある。逆に資金を貸せば，使用料である利子を受けとれる。

「補説」とルーペで深まる記述

資金の提供→金融資産につながることや，リスクの考え方なども記述しています

金融資産や負債の種類

金融の手段（資金の提供の仕方）によって，誰が経済の状況の変化によるリスクを負担するかが変わる。例えば，社債では返済すべき金額が決まっていて資金の借り手がリスクを負担するが，株式では企業の利益に応じて配当が変動し，資金の提供者がリスクを負う。

金融資産と負債　ほかの人に資金を貸すことは，貸した「資金を返済してもらう権利」を得ることになり，それを**金融資産**とよぶ。一方で，借りた「資金を返済する義務」は**負債**とよばれる。金融資産や負債にはさまざまな種類があり，それらを交換することを金融取り引きとよび，銀行・証券会社などの**金融機関**を仲介して行われる。

Active Learning　銀行などの金融機関が破綻すると，どのようなことが起きるのか考えてみよう。また，歴史的に見て，金融機関が多く破綻した時期にどのようなことが起きたか調べてみよう。

金融には，資金の借り手・貸し手の間に銀行などの金融機関が入って取り引きをする**間接金融**（**方式**）と，資金の借り手と貸し手が直接やりとりをする**直接金融**（**方式**）がある。間接金融では，金融機関は自身が集めた資金（預金）を，より高い利子で貸すことで収益をあげている。直接金融では，資金の借り手が株式や社債などを発行して資金を集めるが，証券会社などは，その仲介により手数料を得て，収益源としている。

わかりやすい図版による解説

本文での記述を補う図版によって，対比などを明確にし，より理解を深めやすくしました

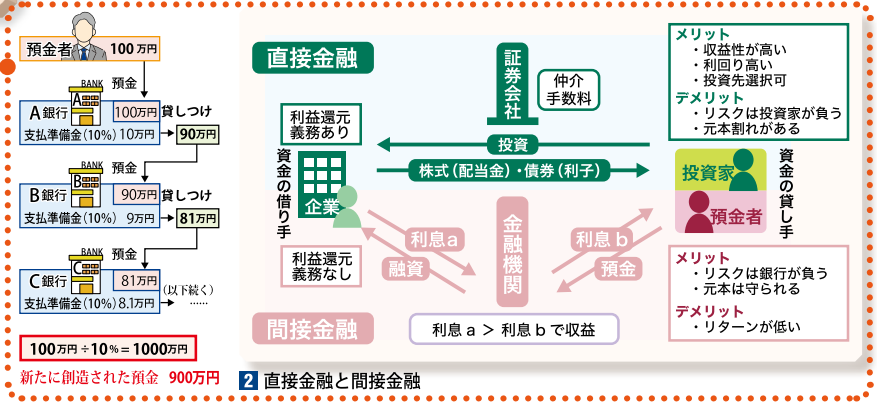

1 銀行における信用創造のしくみ（支払準備率10%の場合）A銀行の預金100万円は，支払準備金として10万円を残し90万円を貸しつけにあてる。それがB銀行に預金され，B銀行もこうした操作を行う。これが続くと預金は増え続け，〈最初の預金額÷支払準備率〉の分が，理論的に創造される預金量となる。

2 直接金融と間接金融

経済分野では，資料を読み解く力を重視し 図や統計資料を充実させました

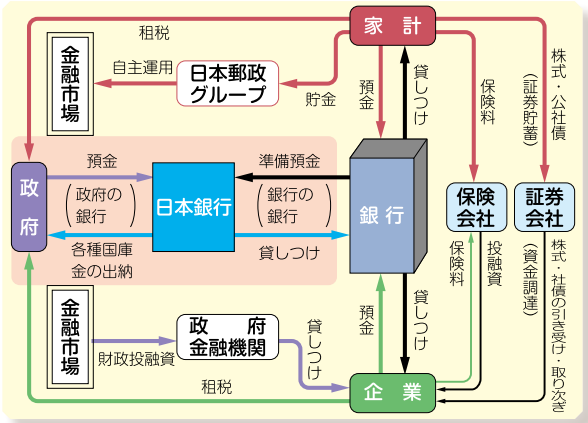

3 銀行を中心にみたお金の流れ

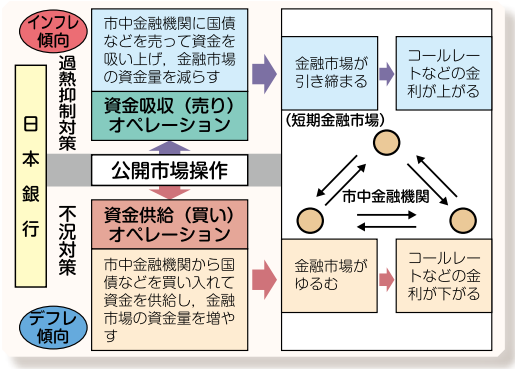

4 日本銀行における公開市場操作　日銀は，物価上昇時は金融機関に国債を売って政策金利の上昇をうながし，デフレ時は金融機関から国債を買い入れ，金利を下げる。

貨幣と経済取り引き

経済取り引きのほとんどは，**貨幣**(お金)を使用して行われる。貨幣を用いる経済では，生産活動の対価は売り上げ代金や賃金としてうけとる。そのうけとった貨幣を支出してほかの人や企業が生産したモノを購入する。

交換に必要な貨幣の量は，**価格**とよばれ，多様なモノの価値を統一的に示す尺度となる。私たちは，さまざまな価格を観察して選択・判断し，経済活動にかかわる意思決定をしている。

5 物々交換　物々交換では「自分の欲しいモノをもち，なおかつ自分のもつモノを欲しい人」は見つけにくく取り引きが成立しにくい。貨幣は「他の何かと交換する権利」であり，スムーズな経済活動を可能にする。

中央銀行と金融政策

一国内で流通している貨幣を**通貨**とよぶ。通貨には紙幣・硬貨をあわせた**現金通貨**▶1と，銀行に預けられた普通預金・当座預金からなる**預金通貨**がある。通貨がモノやサービスと交換できるのは，政府が法律で交換できることを保証するからである(法定通貨)。近年は現金を使用せずに商品を購入することができるキャッシュレス決済が進んでいる。

一国内の通貨を管理するのが**中央銀行**（日本の場合は**日本銀行**）であり，通貨量を調整▶2する役割を担っている。通貨量がふえれば利子率は低下し，資金を借りて消費や投資をしようとする人や企業がふえて，経済活動は活性化する。しかし，生産されるモノやサービス以上に通貨がふえれば，価格の平均的な動きを示す**物価**が上昇し続けて**インフレーション（インフレ）**がおこる。急激なインフレが起きると通貨価値▶3が大幅に低下するため，安心して貨幣を保有できなくなる。経済活動を安定させつつ通貨をスムーズに流通させるには，通貨量の適切な調整や金融システムの安定化が必要である。そのための活動を**金融政策**とよび，中央銀行が決定している。

日本では日本銀行が**オペレーション**(**公開市場操作**; open market operation)を金融政策の中心的な手段として用い，その基本方針は**金融政策決定会合**▶4で決められる。

▶1　**現金通貨**
紙幣は日本銀行が発行し，政府は硬貨(補助貨幣)を発行する。

▶2　**通貨量の調整**
日銀が直接供給する通貨量（貨幣・日本銀行券と日銀当座預金の合計）は，**マネタリーベース**とよばれる。日銀はこの操作を通じて，間接的に**マネーストック**（国内の個人・法人および地方公共団体などが保有する通貨量）の調整を図る。

▶3　**通貨価値**
同じ量の貨幣で交換できるモノの量。物価が上がると下がり，物価が下がると上がる関係にある。

▶4　**金融政策決定会合**
政府から独立した機関として，日銀総裁，副総裁２名と審議委員６名で構成される。国会の同意を得て内閣が指名する。

経済的主体としての私たち

大学入試の新傾向に対応！
図や統計資料を積極的に設けました。複数の資料を比較して読み取らせたり，因果関係を考えさせる「共通テスト」の出題形式に対応しています

イメージをつかみやすい図版やイラスト

「中央銀行」の役割について，大きな流れをつかめるよう，簡潔にまとめています

特色 3

多様な視点から現代社会をとらえ考察・探究する力を身につける

現代社会の諸課題を考察する「公共file」

思考実験への取り組みを通して，生徒を主体的な思考へと導きます。読解力や記述力を必要とする小論文対策にも効果的

公共file 一覧

①職業の選択とライフコース
②伝統芸能と日本的な美意識
③思考実験－あなたはどう考えるか
④代理出産を認めるべきか
⑤環境を守るために何ができるか
⑥対話の意義
－思想家の対話に学ぶ
⑦法の意義と役割
⑧憲法改正について考えよう
⑨多様化する社会の人権①
政教分離と信教の自由について考えよう
⑩多様化する社会の人権②
ジェンダー平等について考えよう
⑪多様化する家族について考えよう
⑫世界の政治制度
⑬情報モラルについて考えよう
⑭選挙に行こう！
⑮刑罰・更生と死刑制度
－裁判員裁判に向かう前に－
⑯外国人住民の多い街
⑰国際連合の主要機関と課題
⑱パレスチナ問題について考えよう
⑲難民問題－事例から考える－
⑳原爆の記憶とその継承
㉑消費者の権利と責任
㉒「学び」の力－教育と経済－
㉓需要曲線・供給曲線
㉔経済を考える視点
－市場経済の歴史－
㉕日本経済のあゆみ
㉖もしも会社をつくるなら
㉗公害の防止と環境保全
㉘外国為替相場と円高・円安
㉙国際経済と新興国
－中国とインド－
㉚限りある資源とエネルギー
－持続可能な社会のために－

公共file ③

思考実験―あなたはどう考えるか

思考実験とは何か

古来，哲学者たちは，**思考実験**と呼ばれるものを時に用いて思索を深めてきた。思考実験とは，ありそうもない状況を設定して，そのような状況下で人がどのように考え，どのように行為をするかを考察する思考方法の一つである。

哲学者たちがありそうもない状況を設定して考えるのは，そうすることで問題の論点がより鮮明になるからである。何が問題なのかをよりはっきりと理解できれば，現実のさまざまな問題を考察するのにも役立つだろうと期待できるのだ。

以下，思考実験の例を示してみよう。

思考実験(1)――水槽の中の脳

ある人が交通事故に遭ったが，医療技術の進歩のおかげで，脳だけは助かった。その脳は，特殊な培養液の入った水槽に入れられていて，脳が必要とする酸素や栄養分はそこから補充される。

また，脳は感覚器官と同様の働きをする受容器に繋がれていて，それを通してさまざまな感覚情報が入力される。その入力された情報は，身体のある人間が感覚器官を通して得られる「リアルな」ものとまったく変わらない。そのため，その脳は，そういった「感覚」情報をもとにして，抽象的に思考することも可能だ。さらに，そうした思考を外部に伝達することも可能となっている。

このような状況に陥ったとしても，その脳は，交通事故に遭う前の脳とまったく変わらないのだろうか。私たちが見たり聴いたりする感覚や，人びととともに喜んだり悲しんだりする経験は，脳の中の電気信号にほかならないのだろうか。それとも，それ以上のものなのだろうか。脳や身体，そして心はどのように関係しているのだろうか。そもそも人間とは何なのだろう。――この思考実験は，より深い問いへと私たちを誘っている。

思想実験(2)――水槽の中の脳たちの決定

思考実験(1)の設定を少し変えてみよう。

科学技術の進歩により，水槽の中の脳の数は増え，長期にわたって生存できるようになっていた。そのような脳たちに朗報がもたらされた。再生された身体にもどることが可能だというのである。いくつかの脳たちがその可能性に大いに期待をよせ，何としても身体を取りもどしたいと望んだ。

しかし，脳と身体との再結合には莫大なコストがかかるため，一つの脳を身体にもどすためには，五つの脳の機能を(停止させる必要はないが)低下させなければならない。

この場合，以下の二つの選択肢が考えられる。

1） いかなる脳も身体との再結合をしない。

2） 一つの脳を選んで，五つの脳の機能を低下させる。

1)を選んだ場合は，すべての脳は対等に扱われることになるが，身体と再結合したいという，いくつかの脳の望みを断念させることになる。

2)を選んだ場合は，少なくとも一つの脳は望み通り身体との再結合を果たすが，それ以外の五つの脳の機能が低下する。水槽の中の脳たちは，どのような決定を下すべきなのだろうか。

思考実験を通してより深く考える

上の設定に加えて，機能の低下とはどの程度なのか，一つの脳が身体と再結合してできた「人間」はどうなるのか，などについて，より細かく設定することもできるだろう。そうすることで事がらの論点がより明確になるならば，それは興味深い試みとなるはずだ。その思考実験を通して，私たちがもっと深く考えるきっかけとなるからである。

現代社会の課題や重要なテーマについて考察する特設ページとして，各分野に「公共file」を設けました

公共file 5 環境を守るために何ができるか

未来をつくる私たちには何ができるのか—
SDGs達成を視野に入れ，環境問題について多面的・多角的に考察します

環境問題の解決に向けて

地球環境を守るためには，グローバルな視点に立って議論し，国際的な合意や取り決めを形成することが不可欠(→p.193)だが，他方で，私たち一人ひとりがふだんの生活や行動様式を見直し，身近な地域で具体的な行動をとることも重要である。

たとえば，さまざまな容器や包装，ペットボトルなどに使われているプラスチックは，その多くが使い捨てにされており，毎年800万トン以上のプラスチックごみが海に流れ込んでいると推計されている。波の力や紫外線によって細かく砕けたマイクロプラスチックは，自然に分解されることなく蓄積していくため，魚や海鳥が誤飲するなどの被害のほか，食物連鎖を通じて人間の体内にも蓄積しないか懸念されている。▶1

こうした問題の解決に向けては，一人ひとりがごみの分別を徹底し，リサイクルを行うだけでなく，プラスチックの使用自体を減らすことが求められる。▶2

環境と社会を守る消費行動

1980年代のイギリスで始まった**グリーン-コンシューマー運動**は，環境に配慮した消費行動をとり，省エネ効率が高い商品や環境保護に積極的な企業の製品を選ぶことで，環境保護に貢献しようとするものである。

近年では，自然環境だけでなく，人間や社会にも配慮し，生産と消費が倫理的に行われることをめざす**エシカル消費**(倫理的消費)が提唱されており，▶3 下の資料のような取り組みが行われている。

人間や社会や自然環境に配慮した行動は，商品の購入に限らず，さまざまな形で実行に移すことができるものである。**持続可能な社会**のために，(→p.194)自分にできることを考え，身近なところから実践してみよう。

▶1 マイクロプラスチックは，有害な化学物質を吸着しやすい性質を持つといわれるが，現段階では，人体や健康への影響を示すデータが十分でないとの見解もある。

▶2 スーパーのレジ袋を有料化したり，ストローにプラスチックを使わないようにしたりするなどの取り組みが進められている。2022年，プラスチックごみの削減とリサイクルの促進を目的とするプラスチック資源循環促進法が施行された。

▶3 「持続可能な開発目標」(SDGs)は，目標12(つくる責任　つかう責任)のなかで，「持続可能な消費と生産のパターンを確保する」ことをうたっており，エシカル消費はこの目標に関連する取り組みと考えられている。日本でも，消費者庁が中心となり，エシカル消費の普及・啓発に向けた活動を行っている。

◆エシカル消費の取り組み

自分の消費行動を，以下の取り組みとくらべてみよう。

- 発展途上国の製品を適正な価格で購入することで，途上国の生産者の経済的な自立や自然環境の保護を支援する(**フェアトレード**)。
- 被災地でつくられた特産品を購入し，経済復興を支援する。
- 福祉施設でつくられた製品を購入し，障がい者の自立を支援する。
- 地元の産品を購入することで地域の経済を支援し，輸送に費やすエネルギーを削減する。
- 食べ残し(食品ロス)を減らしたり，余っている食品を福祉施設に寄付したりする。
- 買い物の際にはマイバッグを持参する。ペットボトルの代わりにマイボトル(水筒)を携帯する。

↑消費期限の近い商品から買うことを呼びかけるポスター　(環境省提供)

特色 3

多様な視点から現代社会をとらえ考察・探究する力を身につける

多様化する社会の人権②

公共file⑩ ジェンダー平等について考えよう

多様化する社会にはどのような課題が出現しているか。現代の諸相を捉え，生徒の考える力を導きます

女性の社会進出に向けた法整備

1986年施行の男女雇用機会均等法は，企業に対して，採用や昇進，職種の変更などにおいて性別を理由とする差別を行わない努力義務を課した。1997年の法改正では，「努力義務」を「禁止」に改めるとともに，雇用の前段階における性差別も禁止し，女性を積極的に登用するポジティブ-アクションやセクハラ防止の規定を盛り込んだ。さらに2006年には，妊娠・出産を理由とした解雇や不利益取り扱いが禁止された。

女性の社会進出を促進するためには，仕事と生活の調和(ワークライフ-バランス)が重要である。1991年には育児・介護休業法(➡p.81)が制定され，子育て期や親の介護が必要になる中高年期といった人生の各段階に応じて，多様な働き方を選択できる制度的基盤づくりが進められた。さらに，2001年の改正によって，育児休業などを理由とする不利益取り扱いが禁止された。

日本における女性の政治参画

近年の日本では，さまざまな分野での女性の活躍がめざましいが，政治分野への進出は出遅れているといえるだろう。衆議院における女性議員比率は9.9%(2022年8月現在)ときわめて低い。諸外国と比較すると，190か国中165位であり，G20諸国で最下位となっている。

この状況を打開するため，「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が2018年より施行された。同法は，衆議院・参議院および地方議会の選挙において，男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざすことを基本原則とし，政党の努力義務等を定めている。

国民が自分たちの代表を選ぶにあたっては，多様な選択肢が設けられていることが重要である。女性の視点が政治に反映され，これまでになかった政策が行われるようになれば，多くの人にとってより暮らしやすい社会が実現するだろう。

◆諸外国でのクオータ制導入の例

諸外国をみると，国民構成を反映した政治が行われるよう，あらかじめ議員や候補者の一定数を女性に割り当てる制度(クオータ制)▶1を採用している国もある。クオータ制の導入に対しては，「国会議員は全国民の代表であるため，女性議員が女性の代表となるわけではない」といった批判もある。

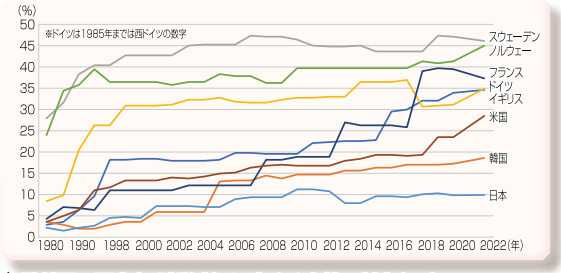

諸外国の国会(下院議会)に占める女性の割合(IPU)

フランス…2017年の国民議会議員選挙において，ある政党が，勝てる見込みのある選挙区に女性を割り当てる意思があることを強調するビデオメッセージを出した。
→オンライン公募による女性候補者，当選者が増加。

イギリス…労働党では現職議員が引退を予定しているなど当選の可能性の高い選挙区において，議員候補者を選出する最終候補者リストを女性に限定するというしくみを導入。

<考えてみよう>

女性枠を設定した場合，男性よりも女性が当選しやすくなる。それは，逆差別にはならないだろうか。

諸外国の状況や取り組みを参考に，幅広い視点から考察・論述する力を身につけます

▶1 多くの先進国では，候補者を男女同数にしたうえで有権者に選ばせるという形がとられる。議員の一定比率を女性に割り当てるタイプのクオータ制は，主権者である国民の選択の幅を狭めすぎるため違憲とされることが多い。

現代社会の課題を掘り下げ 生徒を主体的な学びに導きます

教科書

公共file 21

消費者の権利と責任

契約の自由と消費者保護

近代民法は，当事者の自由意思にもとづいて取り引きが行われることを前提とし(**私的自治**)，契約締結・契約内容の自由(**契約の自由**)を定めている。他方において，自由意思にもとづき契約を締結した後は，契約の拘束力から一方的に逃れることはできない。取り引きの世界においては，契約締結後は契約責任に縛られることになるのである。

現代社会における取り引きは，消費者と企業の間で行われることがほとんどである。情報の質，量，交渉力に格差がある両者間の取り引きについては，消費者を保護する必要がある。この目的のため，日本では1968年に**消費者保護基本法**が制定され，2004年，消費者の権利の尊重と自立支援を理念とする**消費者基本法**に改正された。

悪質商法などの契約トラブルによる消費者被害は，一件ごとの金額が少ないため，訴訟を起こしにくいという事情もあった。そこで2006年の**消費者契約法改正**により**消費者団体訴訟制度**が導入された。この制度を利用して内閣総理大臣によって認定された消費者団体が，消費者全体の利益のために，裁判で被害の回復を求めたり，不当勧誘行為や不当条項の使用の差し止めができるようになった。また，2009年には**消費者庁**が設置され，**国民生活センター**を通じて全国の消費生活センターと連携し，消費者保護にあたっている。

契約の取り消しや解除ができる場合

1) 消費者契約法による契約の取り消し 2000年制定の消費者契約法は，契約締結過程の適正化(契約の内容について必要な情報を提供する事業者の義務など)や不当な契約の取り消しについて定めている。事業者による不適切な勧誘を理由として契約を取り消せる場合として，不実告知や退去妨害(監禁)などがあるが，2018年の改正からは若年者や高齢者への配慮を加え，年齢的な経験不足や加齢による判断能力低下を不当に利用した勧誘が，契約を取り消せる項目として追加された。

2) クーリング-オフ クーリング-オフとは訪問販売など一定の契約について，一定期間の間であれば消費者の意思表示のみで自由に契約を解除することができる制度である。訪問販売や電話勧誘など，不意打ち的で判断がせかされがちな取り引きや，圧迫的取り引きなどについて，消費者が頭を冷やして(cooling)契約をやめる(off)機会を与えている。

● 街角でセールスマンが声をかけてくる商法(キャッチセールス)

● 電話や手紙などで，「あなただけが選ばれた」などと，消費者の自尊心をくすぐる商法(DM 商法など)

● 商品を売ることよりも，販売する会員を勧誘することに重点をおいているような商法(マルチ商法など)

悪質商法の具体例

取引形態	おもな内容	期間	根拠条項
訪問販売	キャッチセールス，アポイントメントセールス，催眠商法も含まれる	8日間	第9条
電話勧誘販売	学習教材や不動産投資など比較的高額なもの	8日間	第24条
特定継続的役務提供契約	エステサロン・語学教室・家庭教師・学習塾・結婚相手紹介サービスなど	8日間	第48条
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	20日間	第40条
業務提供誘引販売取引	いわゆる内職・モニター商法	20日間	第58条
訪問購入(いわゆる訪問買取)	自動車，家電(携行が容易なものを除く)，家具，書籍，有価証券，CD・DVD などは除く	8日間	第58条の14

クーリング-オフの期間 (特定商取引法にもとづく条項)

18歳成年に対応—
社会参画に直結するテーマを用意しました

契約の自由と消費者保護について，その経緯と現状をきちんと説明しています

18歳成年に対応—
消費者問題の当事者として必要になる知識を資料で提供しています

悪質商法の具体例もイラストを用いて丁寧に説明しています

特色 4

課題学習を通して未来を考え主体的な学びを深める

Theme 5

地域とつながり，地域に生きる，地域社会との接点

「グローカル」ということばを聞いたことがあるだろうか。「地球規模」を意味する「グローバル」と，「地域」を意味する「ローカル」。この二つの語をつなげたことばが「グローカル」である。しかし，「地球」という大きな場と，生活の場である身近な「地域」が「つながる」とはどういうことだろうか。

これからの社会形成に不可欠なテーマを設定。アクティブラーニングを意識した探求課題を提示しました

1 少子化と学校

自分が卒業した中学校や小学校が，統廃合されてなくなってしまったという人がいることだろう。全国的に学校の統廃合が進んでいる。いうまでもなく，その背景には少子化がある。高校の生徒数でみると，2017年度の全国の高校生の数は約327万人。1990年には562万人だったから，この間に6割に減ったことになる。

出生率の低下に加えて都市部への人口移動がすすんできた地方では，子どもの減少ぶりはさらに目立つ。島根県の2017年の高校生数1万9000人は，最大だった1965年（4万5000人）の半分以下である。

ところで，山間部や離島など過疎（かそ）地での高校の統廃合は，学校の数が多い都市部とは異なる問題につながる。自宅から通える高校がなくなると，中学卒業とともに家族ぐるみで都市部へと転居し，地域の人口減少がさらに進む場合があるのだ。そのため過疎地では，「山村（漁村）留学」や地域の特色を生かした学科・コースづくりなどにより，地域外からも生徒を集める努力をしている学校が見られる。

考察や討論，レポート作成の手がかりとなるデータや資料を多数提示しています

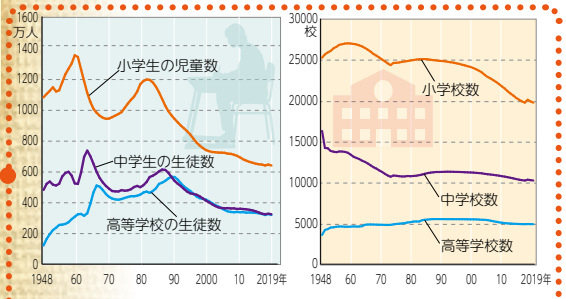

1 児童・生徒数および学校数の推移（文部科学省資料より）

2 離島の活性化と高校生

（隠岐島前高校ホームページ）

島根県の隠岐（おき）諸島にある，島根県立隠岐島前（どうぜん）高等学校も，そうした学校の一つである。隠岐島全高校の卒業生の9割以上は，卒業とともに島を出て本土にわたり，その後，島にもどるものは4割程度である。

人口減少にブレーキをかけ地域を活性化するためには，卒業生が島外に出ずに島に残るようにすべきだと思われがちである。しかし，隠岐島前高校や地元の人たちは，そうは考えなかった。

島外からも生徒を集めて学校を活性化する。卒業した生徒たちが海外を含めて島から遠くへ出てさまざまな経験を重ねる―そうした積み重ねがあってこそ，「島を元気にする仕事をつくりに帰りたい」という熱意や力を生むと考えたのだ。こうして，隠岐島前高校では，いっぽうで地域の行事や産業と連携した地域密着の授業を行うとともに，海外との交流や大学進学へ向けた学習支援など，さまざまな試みが行われるようになった。

第1編から第4編で学んだことをもとに 分野を横断した「見方・考え方」を活用します

3 原発事故の地元から世界へ

福島県のふたば未来学園高等学校も，地域の課題への密着と海外との交流を並行して進めている学校である。この高校のある福島県双葉郡は，2011年，東日本大震災により事故をおこした福島第一原子力発電所に近く，多くの住民が地域から避難し，郡内の県立高校5校は，他地域への避難ののちにすべて募集を停止した。そうしたなかで双葉郡にあらたに開校したのが，ふたば未来学園高等学校である。

いうまでもなく，この高校の地域は，震災と原発事故からの復興という課題をかかえる。しかし実は，人口減少による地域の衰退という問題は，島根県にも，さらには少子化の進む日本の多くの地域にも共通する。ふたば未来学園高校のウェブサイトは，「日本のあらゆる地域」で「地域・コミュニティが直面する課題」が，双葉郡では「震災と原発事故により，先鋭化している」と指摘している。とするなら，この地域がそうした問題にどう取り組んでいくのかということは，日本の多くの地域のモデルとなり得るといえる。

こうしてふたば未来学園高校は，地域の課題への取り組みを，日本全体の問題に結びつけて位置づける。スーパーグローバル・ハイスクールの指定を受けて海外交流も盛んで，2019年にはチェルノブイリ原発事故で広範囲の被害を受けたベラルーシへの研修旅行を実施した。原発事故からの復興という地域の課題は，原子力エネルギーとどのように向き合うかという地球規模の課題ともつながっていくのである。

2 廃炉創造ロボコン大会の開催　福島県主催で全国の高等専門学校の生徒たちが競う。(2019年)

4 グローバルに考え，ローカルに行動する

「グローバルに考え，ローカルに行動しよう」といわれることがある。こんにちの世界では，自国のことや一地方の利害のことだけを考えるのでは十分ではない。身近な場所で起こっている問題も，しばしば世界の問題とつながっている。しかしそのいっぽうで，地球規模(グローバル)の問題も，それに取り組むには個別の場＝地域に即した，具体的な行動が必要である。

ここに紹介した2校の例は，さまざまな地域で，「グローカル」な試みが始まっていること，高校生のような若者が，そうした活動に参加していることを示している。

私たちは，世界の人びととつながりつつ，身近な地域でできること，すべきことを考えながら行動していく必要がある。

他のテーマでも，高校生が実際に課題を設定して調べていく過程を，具体的事例をもとに示しています

課題編テーマ一覧

1. 人間は人工知能(AI)とどのように共存すればよいか？
2. 何のために環境を守るのか？
3. 食料と水資源の配分をどう考えるか？
4. 少子高齢化と社会保障の問題を考える
5. 地域とつながり，地域に生きる，地域社会との接点

Think

以下のテーマについて，調査・議論してみよう。

❶ 自分の学校のある都道府県の，人口・高校の校数やその推移を，自治体のウェブサイトから調べてみよう。

❷ 自分の学校のある都道府県やその周辺の高校で，地域と密着したユニークな特色のある学校はないか調べてみよう。

「身近な地域や人びとと世界がつながっている」と感じるのはどんなときだろうか。
世界の遠い地域で起こっているできごとで，「身近なところで起きている問題と共通する」と感じるものはないだろうか。調べたり考えたりしたことを，話し合ってみよう。

Think

考えをまとめたり考察を深めるときの手がかりとなる問いを設定しています

QRコードコンテンツ一覧

https://smz.ai/k1

教科書紙面に掲載しているQRコードは
弊社のオリジナルコンテンツや外部サイトにリンクしています。
年表や地図・グラフ，資料などの豊富なコンテンツをぜひご活用ください

- 安息日に麦の穂を摘む／信仰・希望・愛（『新約聖書』）
- 本当の宗教心（『コーラン』）
- 人間の自由（『人間の尊厳についての演説』）
- 「知は力なり」／帰納法（『ノヴム・オルガヌム』）
- 「我思う，ゆえに我あり」（『方法序説』）
- 弁証法（『精神現象学』）
- 疎外された労働（『経済学・哲学草稿』）
- 対話的理性（『コミュニケイション的行為の理論』）／活動（『人間の条件』）
- 他者への愛（『生命あるすべてのものに）／〈他者〉の顔（『全体性と無限』）
- 「私には夢がある」（『M・L・キング説教・講演集』）
- 原初状態（『正義論』）
- 対話（『国家（上）』）／理性の公的使用（『啓蒙とは何か』）／三つの実例（『永遠平和のために』）
- フランス人権宣言
- ポツダム宣言
- プライバシーに関する判例
- 表現の自由と公共の福祉に関する判例
- 憲法に関する世論調査
- 憲法９条に関する判例
- 平等権に関する判例

Web資料 第1編 原典資料

別紙３

第1編3章2
近代的人間像の誕生（2）
pp.46～47

ベーコン・デカルト

「知は力なり」

人間の知と力は一つに合する。原因が知られなくては結果は生じないからである。というのは，自然は服従することによってでなくては征服されないのであって，考察において原因にあたるものは，制作においては規則である。
（ベーコン，坂本賢三編『ノヴム-オルガヌム』「人類の知的遺産」講談社）

帰納法

真理を探究し発見するのは二つの道があり，またありうる。一つは感覚と個別的なものから最も一般的な命題に飛躍し，これらの一般的命題とその不動の真理性から判断して中間的命題を発見する。この道がいま用いられている。他の一つは感覚と個別的なものから一歩一歩段階的に上昇して命題を引き出し，最後に最も一般的な命題に到達する。この道が真の道であるが，まだ試みられたことはない。
（ベーコン，坂本賢三編『ノヴム-オルガヌム』「人類の知的遺産」講談社）

「我思う，故（ゆえ）に我あり」

我々が眠っているときにも，さめているときにもつのと同じすべての思想があらわれてくるが，その場合には，それらのどれも真実の思想であるとはいわれないということを考えて，私は，それまでに自分の精神の中に入りこんでいたすべてのことがらを，夢の中の幻想（げんそう）と同じように，真実ではない，と仮定しようと決心した。
しかし，そのあとですぐ私は，次のことに気がついた。それは，すなわち，このようにすべてのものを虚偽（きょぎ）と考えようと欲していた間にも，そう考えている「私」は，どうしても何ものかでなければならないということであった。
そして「我思う，故に我あり」というこの真理は，懐疑（かいぎ）論者のどんなにとほうもない仮定といえども，それを動揺させることができないほど，堅固で確実なのを見て，私はこの真理を，自分が探求しつつあった哲学の第一原理として，何の懸念もなく受け入れることができると判断した。（デカルト，野田又夫訳『方法序説』「世界の名著」中央公論社）

第1編3章2
近代的人間像の誕生（2）
pp.46～47

ヘーゲル・マルクス

弁証法

つぼみは花の開くうちに消えるのであって，これをつぼみは花によって否定されるといってもよいであろう。同様にまた，果によって花は，植物の偽りのあり方という宣告をうけ，植物の真のあり方として，果が花にとってかわる。これらの諸形態は，たんにお互いが違っているというだけではなくて，お互いに相いれないものとしておしのけあう。しかし，それらの流動的な性質がそれらを，有機的一体性の諸契機たらしめ，そしてここでは，それらはお互いに戦いあうということがないばかりでなく，かえって一方も他方もひとしく必要不可欠なのであって，あたかもこの同等の必然性こそが初めて生きた全体を成り立たせているのである。
（ヘーゲル，金子武蔵訳『精神現象学』岩波書店）

疎外（そがい）された労働

疎外された労働は人間から，（1）自然を疎外し，（2）自己自身を，人間に特有の活動的機能を，人間の生命活動を，疎外することによって，それは人間から類を疎外する。すなわち，それは人間にとって類生活を，個人生活の手段とならせるのである。第一に疎外された労働は，類生活と個人生活とを疎外し，第二にそれは，抽象（ちゅうしょう）の中にある個人生活を，同様に抽象化され疎外されたかたちでの

本文の内容に対応させつつ，視覚的理解が深まり，より多くの情報に触れられるよう配慮しています

- 思想及び良心の自由に関する判例
- 信教の自由に関する判例
- ワイマール憲法
- 労働に関する判例
- 参政権に関する判例
- 国家賠償請求に関する判例
- 環境権に関する判例
- 自己決定権に関する判例
- 多様化する家族形態による判例
- 選挙に関する判例
- 内閣の権限
- 司法権の独立をめぐる事件
- 国際人権条約／死刑制度に関する判例
- 北方領土問題，竹島・尖閣諸島問題
- 非同盟諸国首脳会議のあゆみ
- 消費者の権利と責任
- GDP関連指標
- 価格の決まり方
- 経済思想の変遷
- 株式会社とは
- 日本と世界の貿易
- 日本と世界のエネルギー問題

Web資料 146-1 契約

別紙30

Q2 「契約」は，どの時点で成立しますか。契約成立の時点として適当なものを(a)～(d)から一つ選びなさい。またその理由も考えてみよう(売買契約を例にして)。

(a) 契約書を作成し，お互いに署名し印をおしたとき

(b) 「売ります」「買います」と双方が口約束(合意)したとき

(c) 買い主が売り主に代金を支払ったとき

(d) 買い主が売り主から品物を受け取ったとき

正解(b)：「契約」とは契約の当事者双方の意思表示が一致した時点で成立する。よってbが正解である。このことから，いわゆる「口約束」でも契約は成立することになる。契約書の作成は，契約の要件ではないものの，あとの紛争の予防(証拠)にはなる。

次ページ

Web資料 154-1 市場メカニズム

別紙35

市場機構により資源(財・サービス)が配分される需要曲線と供給曲線の移動(シフト)

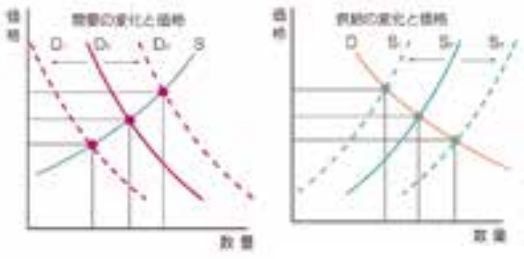

もし価格が均衡価格より低(安価)ければ，品不足(超過需要)となって価格は上がる。
：D_1 の需要曲線が D_0 に向かって移動する。
：S_2 の需要曲線が S_0 に向かって移動する。

逆に価格が均衡価格より高(高価)ければ売れ残り(超過供給)となって価格は下がる。
：D_2 の需要曲線が D_0 に向かって移動する。
：S_1 の需要曲線が S_0 に向かって移動する。

何を，どれだけ，どのような方法で，誰のために生産するかということについて，市場における私たちの自発的な取り引きによって解決しようというのが市場経済である。ここでは，価格がシグナル(信号)となって，私たちの需要に応じた生産が行われ，限られた資源が必要なものの生産に投入され，無駄なく，効率が良い生産が行われる。
これが「価格の自動調整機能」であり「市場メカニズム」とも呼ばれている。

このように需要と供給の関係で価格が変化して，調節されることを価格の自動調節機能という。こうして品不足や売れ残りがなくなり，資源が無駄なく配分された状態を資源の最適配分という。

教科書準拠教材

高等学校 公共 ワークノート

教科書【公共705】完全準拠

- 判　　型：B5判
- ページ数：192ページ　解答別冊
- ＩＳＢＮ：978-4-389-61055-5

- 価　　格：書籍のみ　　定価759円(税込)
  Libry のみ　　定価759円(税込)
  Libry ＋書籍 定価1,309円(税込)

盤石な基礎固めが可能
空欄補充のノートで教科書の要点を整理し，基本を確実に習得

＋αでは，教科書に書かれていない豆知識や用語解説などを補完し，理解を一層深められる工夫をしています

第２編　基本的人権の尊重と法

第２章　人権の尊重と日本国憲法

1 日本国憲法の三原理と人権保障

教科書　pp.69～70
別冊解答　pp.12～13

基本事項を整理しよう

日本国憲法の三つの基本原理

(1)第一の原理…①［　　］の尊重。①［　］は，「②［　　］」(11条・97条) と定められている。

(2)第二の原理…③［　　］。憲法前文で「主権が国民に存する」と宣言され，天皇の日本国および国民統合の象徴という地位も「主権の存する日本国民の総意に基く」としている（1条）。

(3)天皇…④［　　］を尊重し擁護する義務を負い（99条），内閣の⑤［　　］にしたがい国事に関する行為（⑥［　　］）のみを行う（3条・7条）。

＊天皇の⑥［　］には，形式的・儀礼的なものが多いが，⑦［　　］の召集や⑧［　　］など政治性の強い行為もある。

(4)第三の原理…⑨［　　］。憲法前文に「⑩［　　］によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」と決意を示し，憲法⑪［　　］条とともに徹底した⑨［　］をうたっている。

＊憲法⑪［　］条には，⑫［　　］，⑬［　　］の不保持，⑭［　　］の否認が定められている。

(5)三原理は相互に関連し，③［　］による民主的な体制の下ではじめてその保障が確実となり，平和なくして人間の⑮［　　］は確保されないという意味で，⑨［　］も①［　］の保障と結びついている。

最高法規性

(6)日本国憲法は，国の基本法として国の法秩序のなかでもっとも強い効力である⑯［　　］をもつ。

→「その条規に反する⑰［　　］，⑱［　　］，詔勅及び⑲［　　］に関するその他の行為の全部又は一部は，その効力を有しない」(98条) とされている。

(7)天皇および⑳［　　］・㉑［　　］・裁判官その他の公務員など公権力を行使する者に「憲法を㉒［　　］し擁護する義務」を負わせている（99条）。

公共の福祉と国民の義務

(8)日本国憲法では，①［　］の濫用をいましめ「常に㉓［　　］のためにこれを利用」する責任を課している（12条）。

(9)人権は「㉓［　］に反しない限り」，最大の㉒［　］を受けるとされている（13条）。そのため国は，人権相互の衝突を調整するために，㉔［　　］によって人権の一部を制約することがある。

→その制約は，人権相互の衝突を調整するための㉕［　　］のものでなければならず，「㉓［　］」のために必要な範囲をこえる場合は㉖［　　］となりうる。

(10)日本国憲法では国民の権利のみならず，義務についても定められ，保護する子女に普通教育を㉗［　　］(26条2項)，㉘［　　］の義務（27条1項），㉙［　　］の義務（30条）を規定している。

＋α **日本国憲法の三原理**
①基本的人権の尊重(11条)，②国民主権(憲法前文)，③平和主義（憲法前文の平和的生存権，9条)。

＋α **98条の最高法規性**
国の法体系のなかでも頂点にある。「条規」とは，各条項・規定のことで，憲法前文も含む。

＋α **公共の福祉**
人権相互の矛盾・衝突を調整する原理で，制約にあたっては厳密な吟味が必要。

＋α **公共の福祉による制限**
プライバシーの権利の保障のための出版差し止めなどの内在的制約と，環境保全のための建築制限や生物保護のための希少生物の取引禁止などの政策的制約がある。

タブレットやスマホでご利用いただける デジタル版も ご用意しています！

問題検索，学習履歴のデータ活用など多数の機能で
学習の幅が広がるデジタル教材版【リブリー】
詳しくはこちら！ https://libry.jp/

紙の書籍を買うと電子版が無料で使える
電子教材サービスに対応【スタディプラス】
詳しくはこちら！ https://book-code.studyplus.jp/

- 「高等学校 公共」に準拠した，**学習内容整理**のためのワークノート。
- 教科書の内容を**網羅的**に扱い，**図表などを使ったまとめ**も各単元に掲載。共通テスト対策も可能！
- 章末には，**大学入試共通テストやセンター試験の過去問**，記述式の問題などをバランスよく盛りこんだ「章末問題」を用意しました。
授業の復習，定期テスト対策などにご活用ください。

副教材

図や表で整理しよう

日本国憲法が定める基本的人権の分類例　（　）内の数字は，日本国憲法の条項数を示す。

平等権		［①　　］の尊重（13）　法の下の平等（14①） 家族生活における［②　　］（24） ［③　　］の機会均等（26）　［④　　］の平等（44）
自由権	人身の自由	奴隷的拘束・苦役からの自由（18）　法定手続きの保障（31） ［⑤　　］の禁止（33）　抑留・拘禁の制限（34） 住居の不可侵（35）　拷問・残虐な［⑥　　］の禁止（36） ［⑦　　］の権利（弁護人依頼等）の保障（37） ［⑧　　］の保障など（38）　遡及処罰の禁止（39）
	精神の自由	［⑨　　］の自由（19）　信教の自由（20） 集会・結社・［⑩　　］の自由（21①） ［⑪　　］の禁止・［⑫　　］の秘密（21②）　学問の自由（23）
	経済の自由	居住・移転・職業選択の自由（22①） 外国移住・［⑬　　］離脱の自由（22②）　［⑭　　］の不可侵（29）
社会権		［⑮　　］（25①）　教育の権利（26）　［⑯　　］の権利（27①） 団結権・団体交渉権・［⑰　　］の保障（28）
参政権		公務員の選定・罷免権（15①）　［⑱　　］（15③・44・93） 秘密投票（15④）　最高裁判所裁判官の［⑲　　］（79②③） 地方自治特別法制定同意権（95）　憲法改正の［⑳　　］権（96①）
国務請求権（請求権，受益権）		請願権（16）　国家賠償請求権（17） ［㉑　　］権利（32・37①）　刑事補償請求権（40）

Point　権利の内容を確認しながら整理してみよう。

図や表を用いて知識を整理
実際に手を動かしながら図や表などにまとめることで，知識の整理と確認ができます

まとめてみよう

①職業選択の自由に対して，公共の福祉によって制約を正当化できる理由についてまとめてみよう。

……

……

+α
国民の安全や健康，社会福祉などの面から，制約が必要なのはどのような場合か考えてみよう。

読解力や表現力が向上
問われている内容を正確に理解し，要点をまとめて適切に表現する力を身につけることができます

基本事項の確認

①日本国憲法 11 条では，「国民は，すべての基本的人権の享有を妨げられない」とし，さらに基本的人権をどのように規定しているか。 ……

②天皇は，憲法 1 条で「日本国および国民統合の象徴」とされているが，この地位は，主権の存する日本国民の何に基づくと規定されているか。 ……

③憲法 3 条「天皇の国事に関するすべての行為には，（　）の助言と承認を必要とし，（　）が，その責任を負ふ」の空欄には何が入るか。 ……

④三島由紀夫の小説『宴のあと』について争われた事件で，裁判所が「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」として認めた権利とは何か。 ……

一問一答でしっかりとアウトプット

副教材

公共資料集2023
考えを深める50のテーマ

デジタルサポートサイトから DL　Studyplus

- 判　　型：B5判
- 価　　格：定価1,078円（税込）
- ページ数：360ページ
- ＩＳＢＮ：978-4-389-21891-1

- ☑ 巻頭特集では，ロシアのウクライナ侵攻や2022年参院選など，最新の話題を掲載！
- ☑「テーマ学習」→時事的な内容や難しい政治・経済の問題を，身近な事例なども交えながら学習できる。
- ☑ 授業で活用できる資料が充実！　探究科目の学習や，大学入試対策にも活用できる。

Quest「問い」　新しい学びに対応し，資料を読み解きながら，**どこに問題点があるのか，何が課題なのかをつかめる内容**にしました

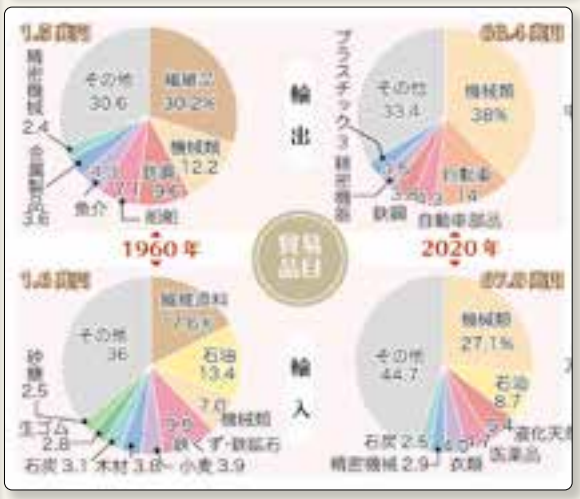

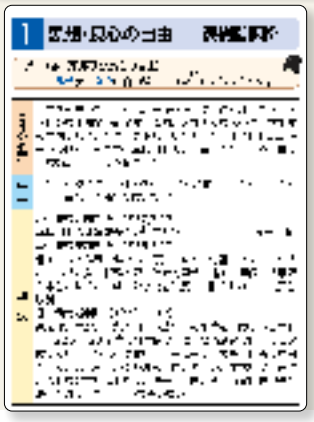

理解を促す**図や統計資料も豊富**です

Studyplus

タブレット端末からご利用いただけるデジタル版もご用意しています！

紙の書籍を買うと
シンプルな電子版が無料で
使えるデジタル教材
サービス対応

無料

詳しくはこちら！
https://book-code.studyplus.jp/

申し込み手順は簡単！
①専用サイトに必要事項を記入
②弊社からお送りする専用コードを生徒さんに配布
③専用アプリに専用コードを入力
（購入書籍の情報をアプリのアカウントに追加する）

「テーマ学習」 …**全部で50テーマ**設けました！
1つのテーマについて1～2ページを解説。**図や写真を数多く掲載**。
入試対策から小論文対策まで対応しています

新しい情勢にも対応，
さまざまな分野で話題の情報を
詳しく，わかりやすくまとめています
生徒の「もっと知りたい」に応えます

副教材

副教材

New

チャート&コンパスから単元の目標を考える 公共トレーニング

デジタルサポートサイトから DL

- 判　型：B5判
- 価　格：定価935円（税込）
- ページ数：136ページ
- ISBN：978-4-389-21901-7

- ☑ 授業の予習・復習から，**共通テスト対策**まで対応した問題集！「公共」の趣旨をふまえて 60 テーマ（関門）を設定し，テーマごとの「問い」（学習課題）を「問いかけ」の形で示しました。考えを深めるための指標となります。
- ☑ **チャート＆コンパス→トレーニング→チャレンジ→まとめと発展**と，無理なく実力を高める **4 ステップ式**。別冊「解答・解説」には，**わかりやすく詳しい解説** 付きで自学自習をサポート！

Step ①チャート&コンパス

「チャート」
習得すべき**重要用語や基本的事項**を簡潔に整理して提示

「コンパス」
チャートで示された知識や概念などを活用するための視点や，見方・考え方などを提示。**自ら学ぶための課題意識を喚起**します

「目標」 **テーマに関連した到達目標**として示しました

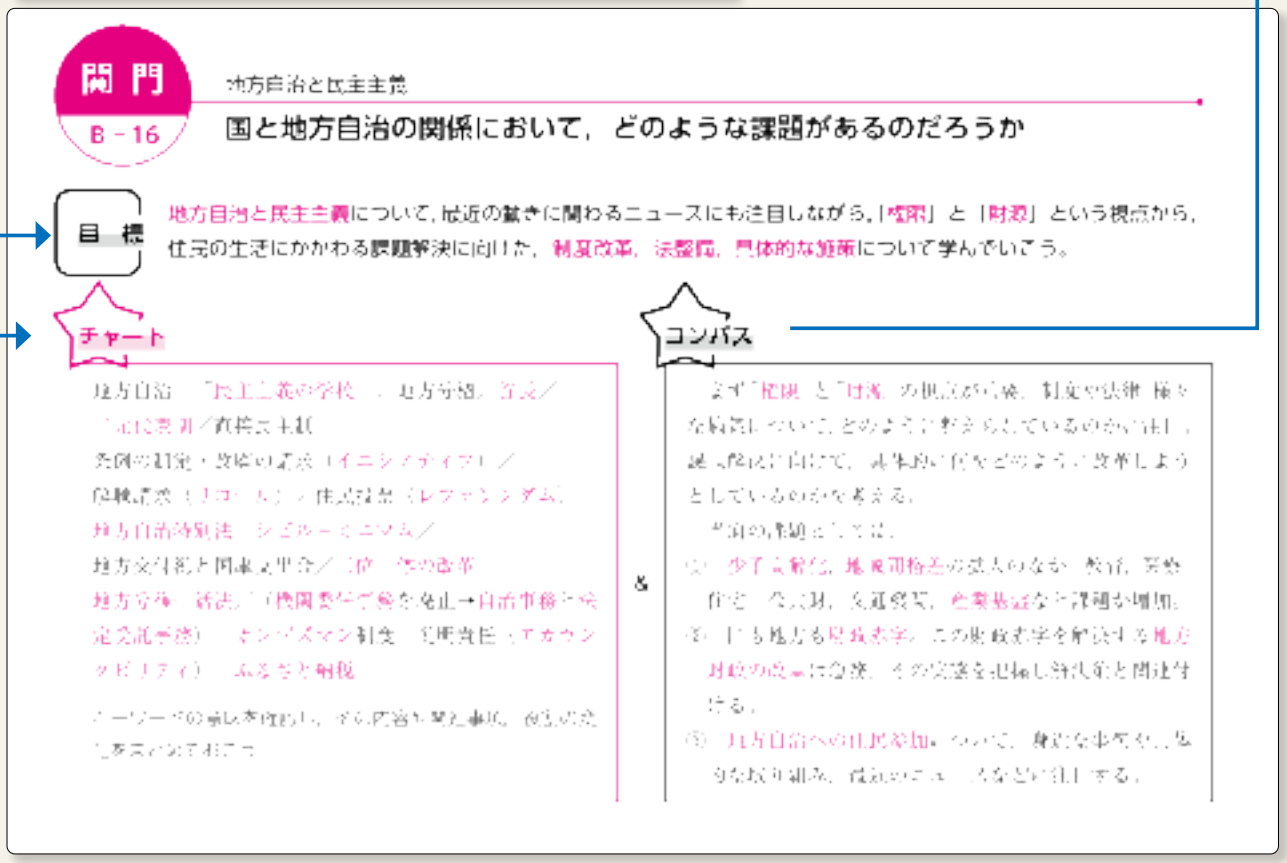

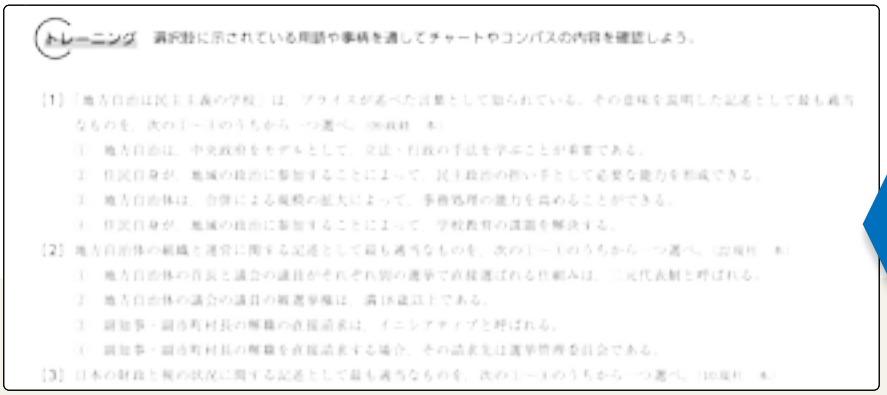
トレーニング　選択肢に示されている用語や事柄を通してチャートやコンパスの内容を確認しよう。

[1]「地方自治は民主主義の学校」とは、ブライスが述べた言葉として知られている。その意味を説明した記述として最も適当なものを、次の①～④のうちから一つ選べ。（10点）

① 地方自治は、中央政府をモデルとして、立法・行政の手法を学ぶことが重要である。

② 住民自身が、地域の政治に参加することによって、民主政治の担い手として必要な能力を形成できる。

③ 地方自治体は、合併による規模の拡大によって、事務処理の能力を高めることができる。

④ 住民自身が、地域の政治に参加することによって、学校教育の課題を解決する。

[2] 地方自治体の組織と運営に関する記述として最も適当なものを、次の①～④のうちから一つ選べ。（10点）

① 地方自治体の首長と議会の議員がそれぞれ別の選挙で直接選ばれる仕組みは、二元代表制と呼ばれる。

② 地方自治体の議会の議員の被選挙権は、満18歳以上である。

③ 副知事・副市町村長の解職の直接請求は、イニシアティブと呼ばれる。

④ 副知事・副市町村長の解職を直接請求する場合、その請求先は選挙管理委員会である。

[3] 日本の財政と税の状況に関する記述として最も適当なものを、次の①～④のうちから一つ選べ。（10点）

① …

Step ②トレーニング

センター試験などの過去問から基本的事項を取り上げた問題を抽出。関連事項と結びつけながら知識の定着を促します

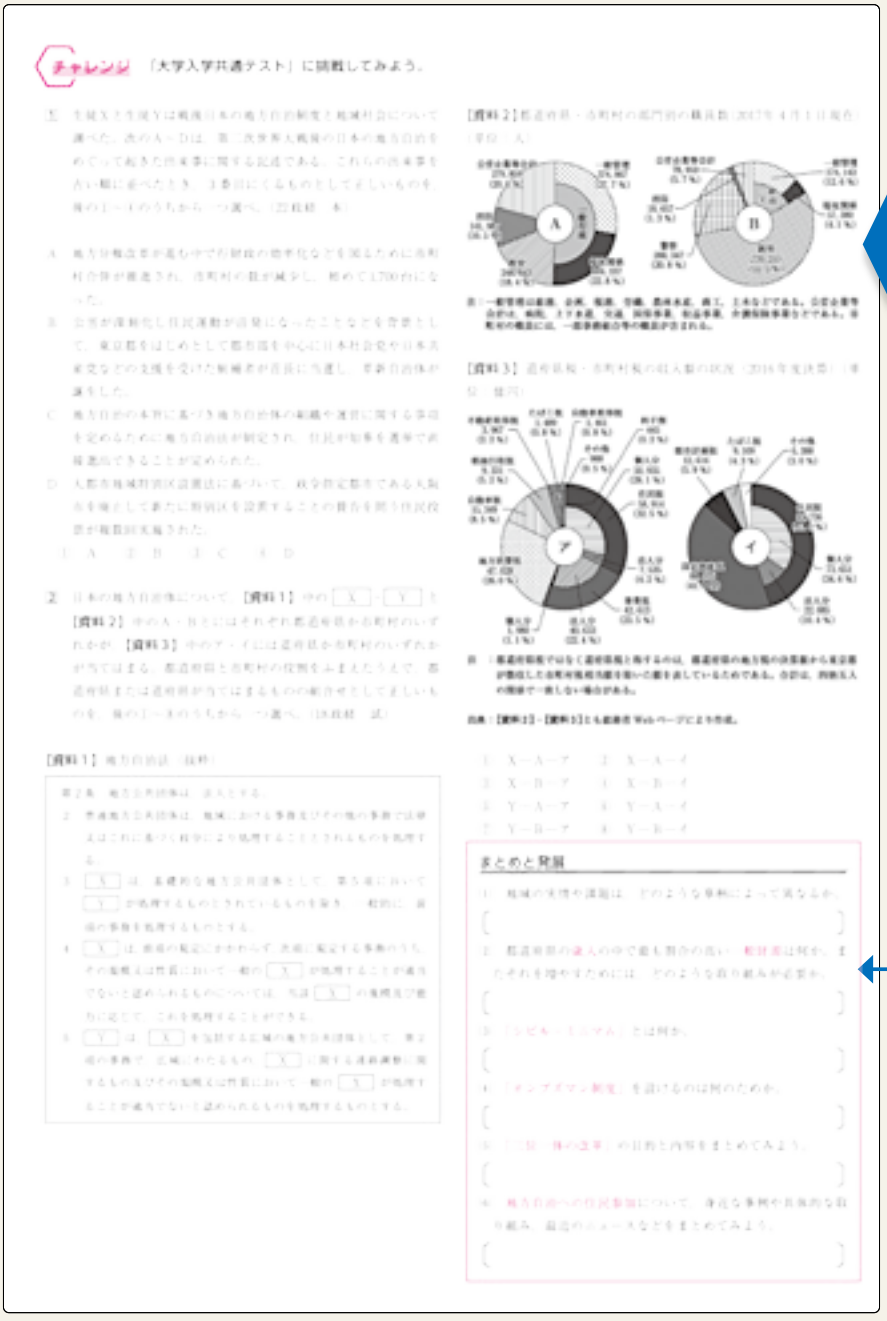
チャレンジ　「大学入学共通テスト」に挑戦してみよう。

[1] 次の文Ⅰ・Ⅱについて、日本の地方自治の制度と地域社会について調べた、次のA～Dは、第二次世界大戦後の日本の地方自治をめぐって起きた出来事に関する記述である。これらの出来事を古い順に並べたとき、3番目にくるものとして正しいものを、後の①～④のうちから一つ選べ。（10点）

A　地方財政法が定められ、市町村の数が減少し、初めて1700余りになった。

B　公害が深刻化し住民運動が活発になったことなどを背景として、東京都をはじめとして都市部を中心に日本社会党や日本共産党などの支援を受けた候補者が首長に当選し、革新自治体が誕生した。

C　地方自治の本旨に基づき地方自治体の組織や運営に関する事項を定めるために地方自治法が制定され、住民が知事を選挙で直接選出することが定められた。

D　人都市地域特別区設置法に基づいて、政令指定都市である大阪市を廃止して新たに特別区を設置することの賛否を問う住民投票が複数回実施された。

① A → C → B → D　② A → D → B → C　③ B → A → C → D　④ B → C → A → D

[2] 日本の地方自治体について、［資料1］中の［　X　］～［　Y　］と［資料2］中のA～Dとにはそれぞれ都道府県か市町村のいずれかが、［資料3］中のア・イには道府県か市町村のいずれかが当てはまる。都道府県と市町村の役割をふまえたうえで、道府県または道府県が当てはまるものの組合せとして正しいものを、後の①～④のうちから一つ選べ。（10点）

［資料1］地方自治法（抜粋）

第2条　地方公共団体は、法人とする。

2　普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

3　［　X　］は、基礎的な地方公共団体として、第5項において［　Y　］が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。

4　［　X　］は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務のうち、その処理が性質において一般の［　X　］が処理することが適当でないと認められるものについては、当該［　X　］の区域を包括する［　Y　］が、法律の定めるところにより、これを処理することができる。

5　［　Y　］は、［　X　］を包括する広域の地方公共団体として、第2項の事務で、広域にわたるもの、［　X　］に関する連絡調整に関するもの及びその処理が［　X　］において一般の［　X　］が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。

［資料2］都道府県・市町村の部門別の職員数（2017年4月1日現在）（単位：人）

［資料3］道府県・市町村の収入額の決算（2016年度決算）（単位：億円）

出典：［資料2］・［資料3］とも総務省 Web ページにより作成。

① X－ア　Y－A　② X－ア　Y－B　③ X－イ　Y－C　④ X－イ　Y－D

まとめと発展

1　地域の実情や課題は、どのような事柄によって異なるか。

（　　）

2　都道府県の違いや、都市部と農村部の違いに着目して、地方自治は何か、またそれを守るためには、どのような取り組みが必要か。

（　　）

3　「こども食堂」とは何か。

（　　）

4　「コンパクトシティ構想」を設けるのは何のためか。

（　　）

5　「住民一揆の記事」の目的と内容をまとめてみよう。

（　　）

6　地方自治への住民参加について、身近な事例や具体的な取り組み、最近のニュースなどをまとめてみよう。

（　　）

Step ③チャレンジ

出題形式が多様化している共通テストなどの過去問（現社，公共，政経，倫理）から問題を厳選し，問題演習を通して資料を読み取る力や知識を活用する力を高めます

Step ④まとめと発展

「コンパス」で示した課題意識に関連させて，その活用や応用を求める問いを提示。そのテーマの学習のまとめと発展的な学びへと導きます

別冊「解答・解説」には解答例や考え方のヒントを掲載しているので，無理なく学習に取り組めます

解答・解説

主体的に学びを進められるよう，**選択肢に対する解説なども丁寧に**行い，充実した内容となっています

副教材

副教材

New

用語集 公共＋政治・経済 23−24年版

- 判　　型：四六判
- ページ数：520ページ
- 価　　格：定価1,045円（税込）
- ＩＳＢＮ：978-4-389-21873-7

- 「公共」でおさえておきたい**用語を網羅的**に掲載。
- **共通テストや小論文，公務員試験や就職試験対策**にも使用できる充実した用語数と解説！
- 過去10年分の共通テスト・センター試験出題頻度，教科書掲載頻度，N検出題頻度の**「トリプル頻度」表示**。
- スタディプラスと連携！**いつでも，どこでも**なじみの端末で学習が可能。
- 年度版改訂で，最新時事用語も充実。

タブレット端末からご利用いただけるデジタル版もご用意しています！

Studyplus

紙の書籍を買うとシンプルな電子版が無料で使える
デジタル教材サービス対応【スタディプラス】

詳しくはこちら！　https://book-code.studyplus.jp/

無料

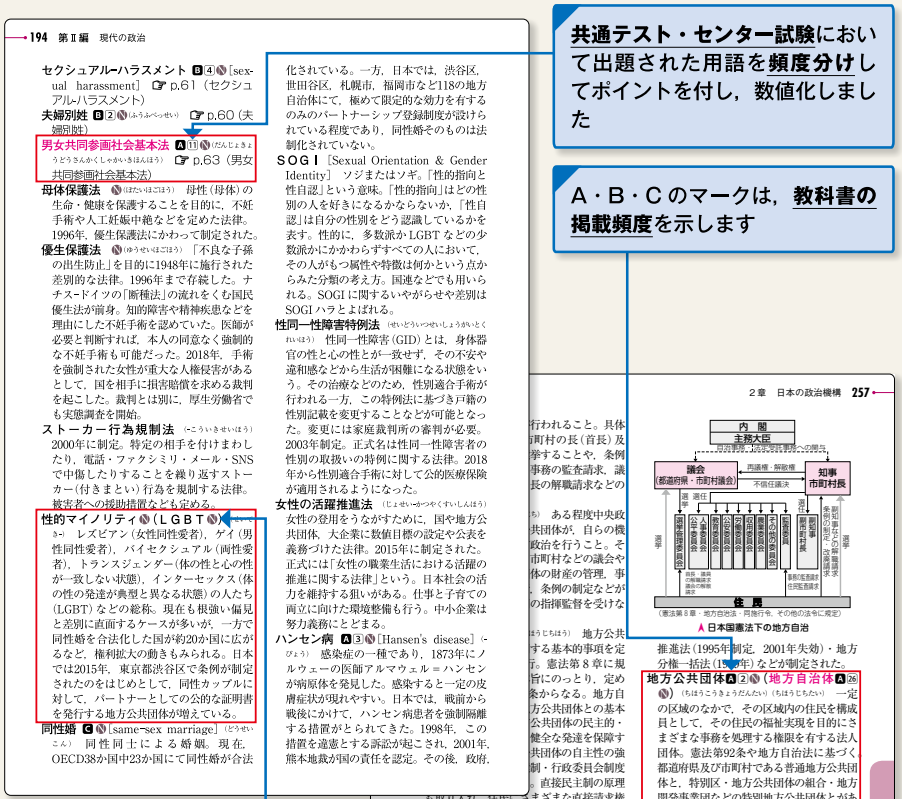

共通テスト・センター試験において出題された用語を**頻度分け**してポイントを付し，数値化しました

A・B・Cのマークは，**教科書の掲載頻度**を示します

N検（ニュース時事能力検定〈ニュース検定〉）3級以上の試験で出題された用語にNマークを付しました

New

公共データバンク
－一問一答－

デジタルサポートサイトから DL

▸判　　型：B6判
▸ページ数：232ページ
▸価　　格：定価770円（税込）
▸ISBN：978-4-389-21902-4

- ☑新課程「公共」の一問一答問題集がついに登場！
- ☑範囲が広く複合的な知識が要求される公共で，**約1850語を収録**。
- ☑共通テスト対策として，**図版・資料読み取り問題**も満載！
- ☑いつでも，どこでもなじみの**スマホやタブレットで学習が可能**！

Studyplus

タブレット端末からご利用いただけるデジタル版もご用意しています！

紙の書籍を買うと
シンプルな電子版が無料で
使えるデジタル教材
サービス対応

無料

詳しくはこちら！
https://book-code.studyplus.jp/

申し込み手順は簡単！
① 専用サイトに必要事項を記入
② 弊社からお送りする専用コードを生徒さんに配布
③ 専用アプリに専用コードを入力
（購入書籍の情報をアプリのアカウントに追加する）

重要度や頻度を考慮したA～Cの区分けで分類・配列しています

ランクA

1　公共の扉

公共的な空間をつくる私たち
【社会参画と青年期】

ランクA

❶社会という公共的空間のなかで，責任を持って自らの役割を果たす個人のことを何というか。	❶倫理的主体
❷子どもから大人へと移行する途中段階であり，12歳ごろから23歳ごろまでの，学童期と成人期の間にはさまれた時期を何というか。	❷青年期（思春期）
❸エリクソンは，「ライフサイクル8段階説」を唱え，青年期は忠誠心を獲得する過程で「私の社会的な中核部分」が顕在化するとした。この概念を何というか。	❸アイデンティティ（自我同一性）
❹人生を8の発達段階に分け，それぞれに発達課題があるとし，青年期における課題を明確にしたアメリカの心理学者は誰か。	❹エリクソン
❺ルソーが著書『エミール』のなかで記した，身体的誕生に対して青年期の精神的な成長を示す語は何か。	❺第二の誕生
❻ドイツ出身の心理学者レヴィンは，青年期を，子どもと大人の両集団に属しながらどちらからも疎外されている状態と指摘した。どのような言葉で表現したか。	❻マージナル・マン（境界人，周辺人）
❼アメリカの心理学者ホリングワースは，青年期における親からの心理的な独立を，幼児期の身体的離乳に対応させて何と表現したか。	❼心理的離乳
❽人間が社会的に健全な形で成長するために乳幼児期，児童期，青年期等のそれぞれの成長過程で達成しなければならない課題を何というか。	❽発達課題
❾オーストリアの精神医学者フロイトは，人間は欲求不満などで生じた緊張や不安を，無意識のうちに解消すると分析した。そのような自我の働きを何というか。	❾防衛機制（防衛反応）
❿なんらかの原因で，欲求の充足が不可能な状況にあるため，情緒的な緊張が高まっている状態を何というか。	❿欲求不満（フラストレーション）

ランクB

❶子どもと大人の境界の時期にあり，どちらの集団にも完全に帰属していない人間を「マージナル・マン（境界人）」と位置づけたドイツの心理学者は誰か。	❶レヴィン
❷個性は2つの要因が複雑に作用して形成される。この2つの要因は何か。	❷遺伝的要因，環境的要因
❸子どもが成長する過程において，親や周囲の大人たちに反抗的になる時期を何というか。	❸第二反抗期
❹青年期には，身体の成長にともない外見的な変化が起こる。男女の生殖機能の成熟に起因するこの変化を何と	❹第二次性徴

ランクC

❶新たに生まれ変わるといってもよいほど大きな変化をとげる青年期を「第二の誕生」と表現した，フランスの思想家ルソーの著作は何か。	❶『エミール』
❷アメリカの文化人類学者は，南洋サモア島の青年に子どもから大人への移行期にともなう精神的混乱がないとした。性差の起源についても論じたこの女性は誰か。	❷M. ミード
❸フロイトの影響を受けて，精神分析運動の指導者となり，人間の性格を関心の向く方向から大きく二つのタイプに分類した，スイスの精神科医は誰か。	❸ユング
❹人間は，社会生活を送るなかで，社会的な欲求が生じたり，二つ以上の欲求が対立して葛藤が生じることがある。このような欲求や葛藤を何らかの形で処理し，環境や人間関係に対応していくことを何というか。	❹適応
❺価値観の多様性が論じられるようになった近年，既存の支配的・伝統的文化に対抗して若者たちによってつくられた，従来の生活文化や伝統を否定する文化を何というか。	❺カウンターカルチャー（対抗文化）
❻公共的な空間における課題を発見し，考え，改善していくために必要とされる，自ら積極的に社会の問題にか	❻シチズ

問題文は簡潔な短文。的確に要点をおさえることができます

図版資料の読み取り方

15. 下のグラフは各国・地域の合計特殊出生率の推移を示したものである。その説明として正しい記述を，次の❶～❺のうちから一つ選べ。

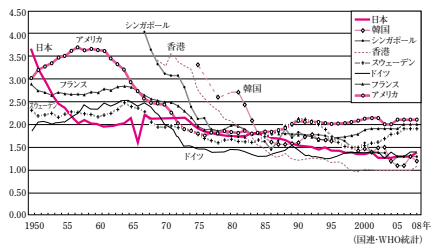

定期試験や小テストに利用できるデータもご用意しています

共通テストを想定した，正誤問題や資料読み取り問題，思考・判断・資料活用に関する問題などの対策をコンパクトに効率よく学習できるよう工夫しています

指導用資料デジタルコンテンツ・教材活用一覧

授業準備から評価までを徹底サポート！

指導者

学習者

授 業 の ま え に

板書作成

- 指導書【PDF】
- 指導書「指導と研究」
- 板書例【Word】
- デジタル板書【PPT】

プリント作成

- 授業プリント【Word】
- 教科書図版・写真【JPEG】
- 教科書本文テキスト【Word】
- プリント素材データベース

予習

- 教科書 QR コンテンツ
- 一問一答問題【Excel】
- 教科書準拠ワークノート（Libry）

授 業 の な か で

視覚資料・プリント作成

- デジタル板書【PPT】
- 授業プリント【Word】
- 思考ツール【Word】
- 白地図・法令データ【Word】
- シンプル版デジタル教科書（指導者用）

授業

- 授業プリント【Word】
- 学習者用デジタル教科書（Libry）
- 教科書準拠ワークノート（Libry）

※青で記載した資料は，デジタル指導書に収録されています。デジタル指導書をご購入いただくと，クラウド上で最新のデータをご利用いただけます

先生の指導や，生徒の学習をサポートする
デジタル教材と書籍を用意しています

指導者

学習者

授 業 の あ と に

復習用教材作成

- 教科書準拠ワークノート【Word】
- 単元振り返りシート【Excel】
- 一問一答問題【Excel】

復習

- 教科書準拠ワークノート
- その他副教材
- 単元振り返りシート【Excel】
- 一問一答問題【Excel】

テ ス ト ・ 評 価

試験問題作成

- 定期試験問題【Word】
- 共通テスト・センター試験過去問【Word】
- ルーブリック評価表【Excel】
- プリント素材データベース

テスト

- 定期試験
- 確認テストや小テスト

Web サポート

デジタルサポートサイトから DL

弊社の副教材をご採用いただくと，デジタルサポートサイトから問題・解答など各種データをダウンロードしていただけます。なお，ダウンロードは，ご採用校様（原則10冊以上）へ「ユーザー ID」と「パスワード」を発行して行っていただく予定です。ダウンロード，ID 発行などの詳細につきましては，弊社営業部にご確認いただくか HP をご確認ください

教師用指導書ラインナップ

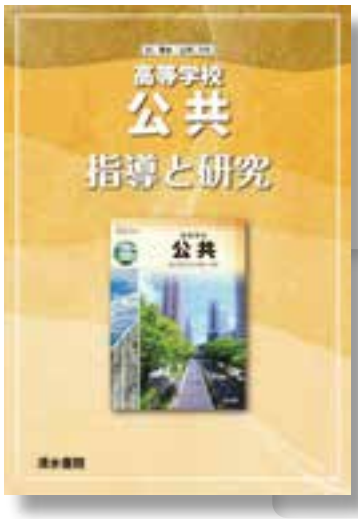

高等学校 公共 指導と研究〈書籍版指導書〉

- B5版　363ページ　定価：17,600円（税込）　ISBN：978-4-389-60643-5
- デジタル指導書セット　定価：39,600円（税込）　ISBN：978-4-389-60658-9

単元ごとの授業の展開案や板書例，事項の解説，参考文献に加え，**教科書の内容＋αの史資料**などを盛り込んだ**授業準備を全面サポートする充実の内容**です。

書籍版には本書P.40～50のコンテンツデータは付属しません。データが必要な場合は，クラウド配信版を別途ご購入ください。

Point 2
1単元ごとに授業のねらいを明示

Point 1
3つの観点別評価の案を提示しています

Point 3
授業の流れがわかりやすい「板書例」

3　裁判所の役割としくみ

教科書p.109～p.110

ねらい

(1)　司法権は，立法権，行政権から独立して「法の支配」を守り，裁判を受ける権利を具体的に保障することを通じて，個人の基本的人権を守っていることを理解させる。

(2)　裁判所が三権分立の中で「法の支配」を守るためにどのような役割を果たしているか，また裁判所は個人の基本的人権を守るためにどのようなしくみとなっているのかを理解させる。

評価の観点

知識・技能：三権分立における司法権の位置付け，裁判所の役割，権限，しくみなどを，「法の支配」，「三権分立」といった近代民主主義の基本原理を踏まえて理解できている。
思考・判断・表現：冤罪が起こる理由，再審請求が定められている理由，違憲判決の根拠などを，学んだ知識を基に考察できる。
主体的な態度：現在の司法における課題を解決する方策などを積極的に提言できる。

板書例

1　司法権と裁判を受ける権利
司法（裁判所）の役割は何か
・法によって個人の基本的人権を守ること
　→憲法は何人にも裁判を受ける権利を保障している（第32条）
2　司法権の独立
①司法権の独立
・すべて司法権は，**最高裁判所**および**下級裁判所**に属する（第76条１項）
　→立法権，行政権から独立
・**特別裁判所**の設置は禁止（第76条２項）
　→司法権は，憲法に基づき国民の統制の下にある最高裁判所が独占
　＊例外：**規則制定権**（第77条）
②裁判官の独立
・憲法及び法律のみに拘束される（第76条３項）
　→上級の裁判所や他の裁判官からも影響を受けない
3　日本の裁判制度
三審制：一つの事件について，原則３回まで裁判を受けることができる
・第一審：（特別な事案を除き）**地方裁判所**
　＊軽微な刑事事件や請求金額の低い民事事件：**簡易裁判所**
　＊家庭の問題や少年事件：**家庭裁判所**
・控訴審：（特別な事案を除き）**高等裁判所**
・上告審：**最高裁判所**（終審裁判所）…判決は判例となり，後の裁判に影響する
　＊**再審請求**：判決が確定した後，事実認定に誤りがあることがわかったときに，裁判のやり直しを求めること
　　→なぜこのような制度があるか？
　＊**冤罪**：無実の罪で刑罰を受けること　→どのような問題があるか？
4　違憲立法審査権と国民審査
最高裁判所は，法律などが憲法に違反していないかどうか判断する権限を持つ（第81条）：**違憲立法審査権**
　→立法権・行政権をけん制し，立憲主義を守る（憲法の番人）
司法権の限界
　国の統治に関する高度に政治的な国家行為は，裁判所は判断しない。
＝**統治行為論**→三権分立の建てまえから，行政権か立法権が判断（国民の判断に委ねる）

授業の展開

導　入　発問①
留意点　≫ここでは，個々の具体的な概念や用語には拘らず，生徒から出された回答を生かし，法を使って事案を解決することは，個人の基本的人権を守ることを目的としていることにつなげる。

展　開　発問②
留意点　≫司法権の独立，裁判官の独立も，個人の基本的人権を守るためのものであることにつなげる。

発問③
留意点　≫三審制も再審請求も，人間が行うことには絶対はない，という考え方に基づいていることを認識させたい。民事裁判と刑事裁判の違いは次節で扱う。

発問⑤
留意点　≫違憲審査も裁判所の重要な役割であり，それが個人の基本的人権を守っていることに気付かせる。

発問⑥
留意点　≫司法権にも限界があることを，権力分立の原理から考えさせる。

まとめ

この項目で学んだ司法権の独立，裁判制度，違憲立法審査権など，そのすべてが個人（国民）の基本的人権を守ることにつながっていることが理解できたか。また冤罪は絶対にあってはならないが，一方で人間が行うことに「絶対」はない。限りなくゼロに近づけるためには，どのような点を改善したらよいだろうか。

高等学校 公共
デジタル指導書〈クラウド配信版〉

▸定価　22,000円（税込）　◆ISBN：978-4-389-60664-0
▸書籍版指導書セット　▸定価　39,600円（税込）　◆ISBN：978-4-389-60658-9

- 指導にすぐ使える**オールインワンパッケージ**。
- 指導書・教科書の**デジタルコンテンツが満載**。
- **いつでも，どこでも使える クラウド配信版**のプリント作成アプリもご用意。P.48
- ご要望に応じて**DVDでの提供も可能**。

収録データ

17種　約600ファイル（JPEG 含めず）

●書籍版指導書PDF P.40

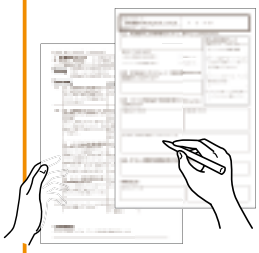

各テーマの授業の流れ，ポイント，図版・資料の活用方法や，内容を掘り下げるための**発展的な問いかけ例，指導上の留意点**などをまとめています。授業の流れやポイントを理解させ，**自ら考える学習**を促します。

●デジタル板書　PPT P.42

板書例を**パワーポイントデータ**でご用意。**授業でそのまま使える内容**で先生方の負担を軽減します。
オリジナルスライドへの加工も簡単。

●板書例	Word	指導書 PDF の板書例を Word 化	P.41
●教科書PDF	PDF	全ページを収録	P.44
●教科書本文テキスト	Word	本文＋側注データを収録	P.44
●教科書図版・写真	JPEG	プリント作成に活用できる	P.44
●教科書準拠ワークノート	Word	実際に刊行しているワークノートと同一内容を収録	P.45
●定期試験問題	Word	空欄補充，作業学習，発展問題など多数収録	P.47
NEW ●授業プリント	Word	デジタル板書ベース，プリントアウト用素材	P.43
NEW ●一問一答問題	Excel	小テスト，授業補足の予習復習に	P.47
NEW ●思考ツール	Word	さまざまな目的に使えるテンプレート集	P.46
NEW ●単元振り返りシート	Excel	自己分析や目標設定・評価に活用できる	P.45
●QRコードコンテンツ一覧	各種形式	教科書のQRコードにリンクしている独自素材など	P.26
●シラバス案・ルーブリック等	Excel	指導案の作成に活用できる	P.54
●白地図・法令データ	Word/JPEG	補足資料，作業学習に活用できる	P.46
●共通テスト・センター試験過去問	Word	2015 ～ 2023 年の過去問，共通テスト試作問題収録	
NEW ●シンプル版デジタル教科書	PDF	手軽に電子黒板等で活用できる	P.50

デジタル指導書収録コンテンツ

指導書PDF PDF

- 授業案・板書例・資料の解説など**授業展開に必要な内容を網羅**しています。
- 定期試験問題・年間指導計画案・学習指導要領も収録しています。

Point 1
観点別評価に基づいて，指導と評価がつながります

Point 2
1単元ごとに授業のねらいを明示

Point 3
授業をサポートする実用的な「板書例」

Point 4
1単元ごとに授業の展開を勘案し発問とそのポイント，指導上の留意点を提示しています

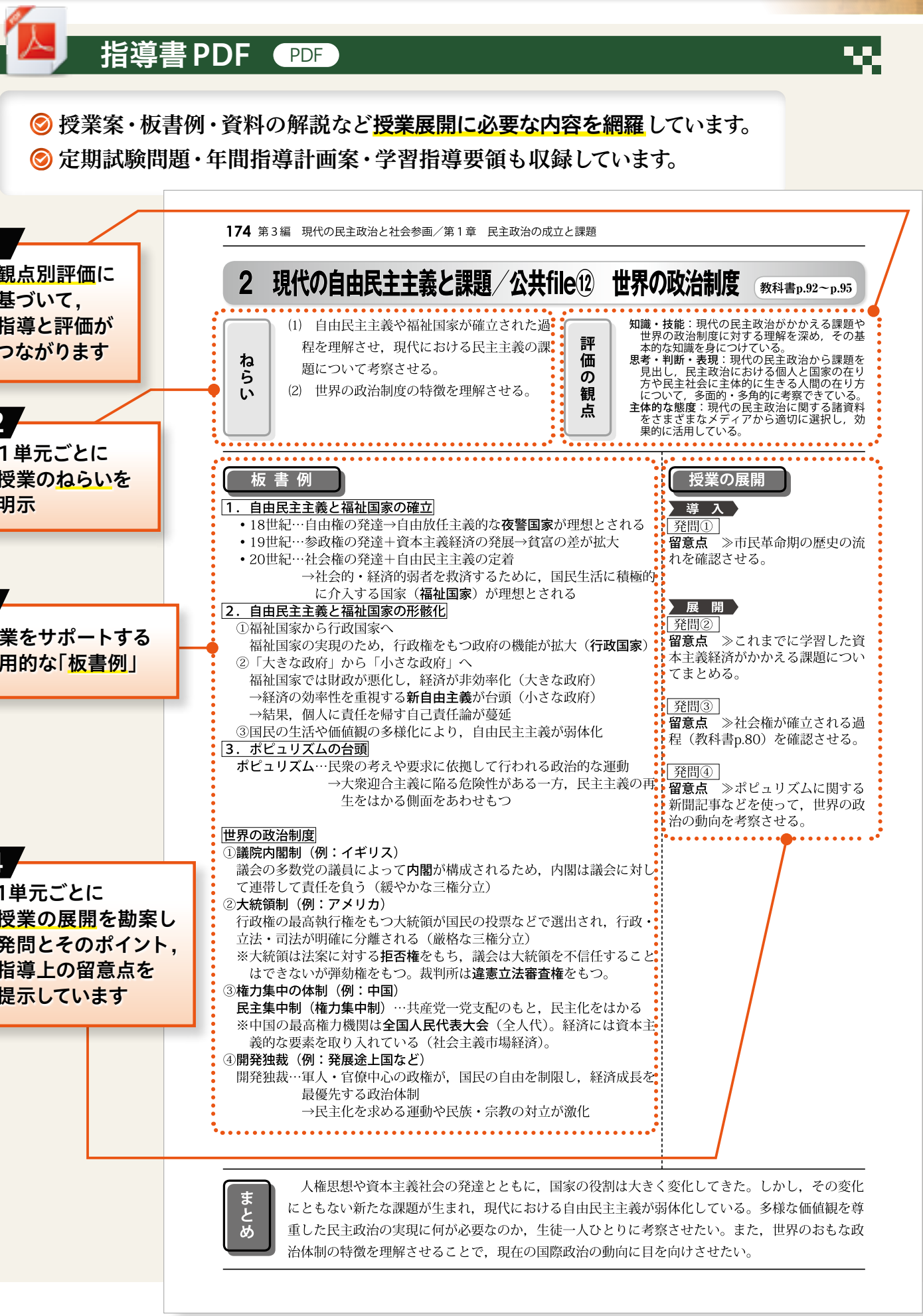

174 第3編 現代の民主政治と社会参画／第1章 民主政治の成立と課題

2 現代の自由民主主義と課題／公共file⑫ 世界の政治制度 教科書p.92～p.95

ねらい
(1) 自由民主主義や福祉国家が確立された過程を理解させ，現代における民主主義の課題について考察させる。
(2) 世界の政治制度の特徴を理解させる。

評価の観点
知識・技能：現代の民主政治がかかえる課題や世界の政治制度に対する理解を深め，その基本的な知識を身につけている。
思考・判断・表現：現代の民主政治から課題を見出し，民主政治における個人と国家の在り方や民主社会に主体的に生きる人間の在り方について，多面的・多角的に考察できている。
主体的な態度：現代の民主政治に関する諸資料をさまざまなメディアから適切に選択し，効果的に活用している。

板書例

1．自由民主主義と福祉国家の確立
- 18世紀…自由権の発達→自由放任主義的な**夜警国家**が理想とされる
- 19世紀…参政権の発達＋資本主義経済の発展→貧富の差が拡大
- 20世紀…社会権の発達＋自由民主主義の定着
  →社会的・経済的弱者を救済するために，国民生活に積極的に介入する国家（**福祉国家**）が理想とされる

2．自由民主主義と福祉国家の形骸化
①福祉国家から行政国家へ
福祉国家の実現のため，行政権をもつ政府の機能が拡大（**行政国家**）
②「大きな政府」から「小さな政府」へ
福祉国家では財政が悪化し，経済が非効率化（大きな政府）
→経済の効率性を重視する**新自由主義**が台頭（小さな政府）
→結果，個人に責任を帰す自己責任論が蔓延
③国民の生活や価値観の多様化により，自由民主主義が弱体化

3．ポピュリズムの台頭
ポピュリズム…民衆の考えや要求に依拠して行われる政治的な運動
→大衆迎合主義に陥る危険性がある一方，民主主義の再生をはかる側面をあわせもつ

世界の政治制度
①**議院内閣制（例：イギリス）**
議会の多数党の議員によって**内閣**が構成されるため，内閣は議会に対して連帯して責任を負う（緩やかな三権分立）
②**大統領制（例：アメリカ）**
行政権の最高執行権をもつ大統領が国民の投票などで選出され，行政・立法・司法が明確に分離される（厳格な三権分立）
※大統領は法案に対する**拒否権**をもち，議会は大統領を不信任することはできないが弾劾権をもつ。裁判所は**違憲立法審査権**をもつ。
③**権力集中の体制（例：中国）**
民主集中制（権力集中制）…共産党一党支配のもと，民主化をはかる
※中国の最高権力機関は**全国人民代表大会**（全人代）。経済には資本主義的な要素を取り入れている（社会主義市場経済）。
④**開発独裁（例：発展途上国など）**
開発独裁…軍人・官僚中心の政権が，国民の自由を制限し，経済成長を最優先する政治体制
→民主化を求める運動や民族・宗教の対立が激化

授業の展開

導 入
発問①
留意点 ≫市民革命期の歴史の流れを確認させる。

展 開
発問②
留意点 ≫これまでに学習した資本主義経済がかかえる課題についてまとめる。

発問③
留意点 ≫社会権が確立される過程（教科書p.80）を確認させる。

発問④
留意点 ≫ポピュリズムに関する新聞記事などを使って，世界の政治の動向を考察させる。

まとめ
人権思想や資本主義社会の発達とともに，国家の役割は大きく変化してきた。しかし，その変化にともない新たな課題が生まれ，現代における自由民主主義が弱体化している。多様な価値観を尊重した民主政治の実現に何が必要なのか，生徒一人ひとりに考察させたい。また，世界のおもな政治体制の特徴を理解させることで，現在の国際政治の動向に目を向けさせたい。

2　現代の自由民主主義と課題：授業の展開

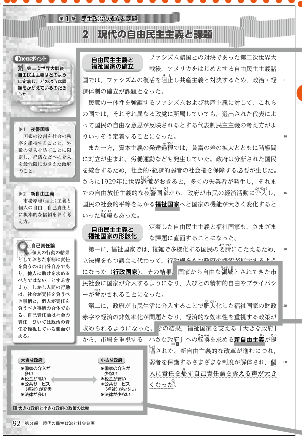
P.92

導　入
発問①　夜警国家とはどのような国家か？
ねらい　≫18世紀以降，自由放任主義の影響で最小限の役割を担う国家が理想とされたことを確認させる。

展　開
発問②　資本主義経済において最大の課題は何だと思うか？
ねらい　≫資本主義の発達過程において，貧富の差が拡大し，資本家と労働者の階級間に対立が生まれたことを確認させる。
発問③　世界恐慌をきっかけに，国家の機能はどのように変わったか？
ねらい　≫世界恐慌をきっかけに，世界の潮流が，夜警国家から福祉国家へ変化したことに気づかせる。
発問④　福祉国家が定着した結果，どのような問題が生じたか？
ねらい　≫国家が国民生活に積極的に関わることで，行政権の役割が肥大化し，福祉国家から行政国家へ変化したことを理解させる。

図版解説1　大きな政府と小さな政府の政策の比較
「大きな政府」とは，経済・社会政策を強力に推し進め，積極的に経済介入することによって財政規模が非常に大きくなる政府を示す。一方，市場機構や自由競争などの自由主義的経済政策を推し進め，財政規模を縮小させる政府を「小さな政府」と呼ぶ。図からそれぞれの特徴をまとめ，長所と短所を踏まえたうえで，理想的な政府（国家）像について考察させたい。

P.93

展　開
発問⑤　ポピュリズムという言葉を聞いたことはあるか？
ねらい　≫ポピュリズムの二面性を理解させ，多様な価値観が尊重される社会を実現するためにできることを考察させる。

Active Learning　近年の欧米諸国で台頭するポピュリズムの具体例は，マスコミでも頻繁に報道されているため，新聞記事などの報道資料を収集させ，生徒に発表させたい。

Point 5
教科書紙面を縮小して掲載，対応をわかりやすくしました

Point 6
図版がどのような意味を持つのかを詳細に解説しています

2　現代の自由民主主義と課題：用語解説

■**福祉国家**（p.92）　夜警国家（自由国家）に対する言葉。経済政策により，完全雇用，不況・独占の弊害除去，所得の再分配などが確保され，社会保障制度を整備することにより国民生活が保障されている国家のこと。修正資本主義の一形態。第二次世界大戦中のイギリスのベヴァリッジ報告の社会保障の構想のなかで，その完成がめざされた。また，ケインズによる完全雇用政策の主張も契機として見逃せない。現在，高度の福祉国家が実現した北欧諸国が先進的福祉国家の目標とされている。福祉国家では「大きな政府」となりがちであり，財政負担の問題と経済効率との間で衝突が起こる。ドイツなどでは社会国家という。

■**行政国家**（p.92）　近代国家は，夜警国家から福祉国家へと変化してきた。福祉国家になるにつれて，行政の役割が膨大になる傾向が指摘されている。これによって委任立法が増加し，行政権が拡大していく。こうした国家を行政国家と呼ぶ。行政国家化は権力分立による抑制と均衡のバランスを崩す恐れがある。

■**新自由主義（ネオ-リベラリズム）[neoliberalism]**（p.92）　古典的な自由主義やケインズ政策に基礎をおくのではなく，市場原理（至上）主義と個人の自由・自己責任とに根本的な信頼をおく考え方。フリードマンらを中心としたアメリカのシカゴ学派の影響が強く見られる。イギリスのサッチャー政権やアメリカのレーガン政権・ブッシュ（父子）政権などに影響を与えた。南米などでは，この思想が貧困と格差の拡大につながるとして，反新自由主義の潮流を生んだ。

■**ポピュリズム**（p.93）　大衆迎合主義。一般大衆の考えや要求に依拠して行われる政治的な主張や運動。世論を動員してこうした政策を実現しようとする政治家などをポピュリストと呼ぶ。

図版解説2　ベネチアサミット（p.93）
「大きな政府」では，財政赤字や経済の非効率化などの弊害をもたらすことから，1970年代末以降，新保守主義のサッチャーやレーガンらによって「小さな政府」への転換が提唱された。

図版解説3　安全保障関連法案に反対するデモに参加する人びと（p.93）
「安全保障関連法」とは，安倍晋三内閣が2015（平成27）年に国会に提出して成立した，国の安全保障に関わる法制度の総称である。同年に再改定された日米防衛協力のための指針や，前年に閣議決定した集団的自衛権の行使を具体化する意味合いがある。法律案の審議過程で「戦争法」と危惧する学生や学者，若い母親など世代や立場をこえた空前の反対運動が全国に広がり，国会周辺でも数万人規模のデモ運動が連日続けられた。

◆参考文献
芦部信喜（2019）『憲法　新版補訂』岩波書店
川出良枝・谷口将紀編（2012）『政治学』東京大学出版会
水島治郎（2016）『ポピュリズムとは何か　―民主主義の敵か，改革の希望か』中公新書
根井雅弘（2009）『市場主義のたそがれ　―新自由主義の光と影』中公新書
山本圭（2021）『現代民主主義　―指導者論から熟議，ポピュリズムまで』中公新書
『現代用語の基礎知識　学習版』（2021）自由国民社

Point 7
用語の解説だけでなく一歩踏み込んだ内容，歴史的な経緯なども盛り込んでいます

指導書

板書例　Word

指導書 PDF の板書例を加工のしやすい Word データで収録しています。

第3編 第1章　2　現代の自由民主主義と課題／公共file⑫　世界の政治制度
教科書p. 92～p. 95

1．自由民主主義と福祉国家の確立
・18世紀…自由権の発達→自由放任主義的な夜警国家が理想とされる
・19世紀…参政権の発達＋資本主義経済の発展→貧富の差が拡大
・20世紀…社会権の発達＋自由民主主義の定着
→社会的・経済的弱者を救済するために，国民生活に積極的に介入する国家（福祉国家）が理想とされる

2．自由民主主義と福祉国家の形骸化
①福祉国家から行政国家へ
福祉国家の実現のため，行政権をもつ政府の機能が拡大（行政国家）
②「大きな政府」から「小さな政府」へ
福祉国家では財政が悪化し，経済が非効率化（大きな政府）
→経済の効率性を重視する新自由主義が台頭（小さな政府）
→結果，個人に責任を帰す自己責任論が蔓延
③国民の生活や価値観の多様化により，自由民主主義が弱体化

3．ポピュリズムの台頭
ポピュリズム…民衆の考えや要求に依拠して行われる政治的な運動
→大衆迎合主義に陥る危険性がある一方，民主主義の再生をはかる側面をあわせもつ

Point 1
オリジナルプリントや重要語句の穴埋め問題，定期テストの問題などの作成にご活用いただけます

デジタル指導書収録コンテンツ

デジタル板書 PowerPoint

- 電子黒板などで利用できるパワーポイントの板書スライドをご用意しました。
- 教科書内容にそった解説と図版で構成，先生方の授業準備の負担を軽減します。

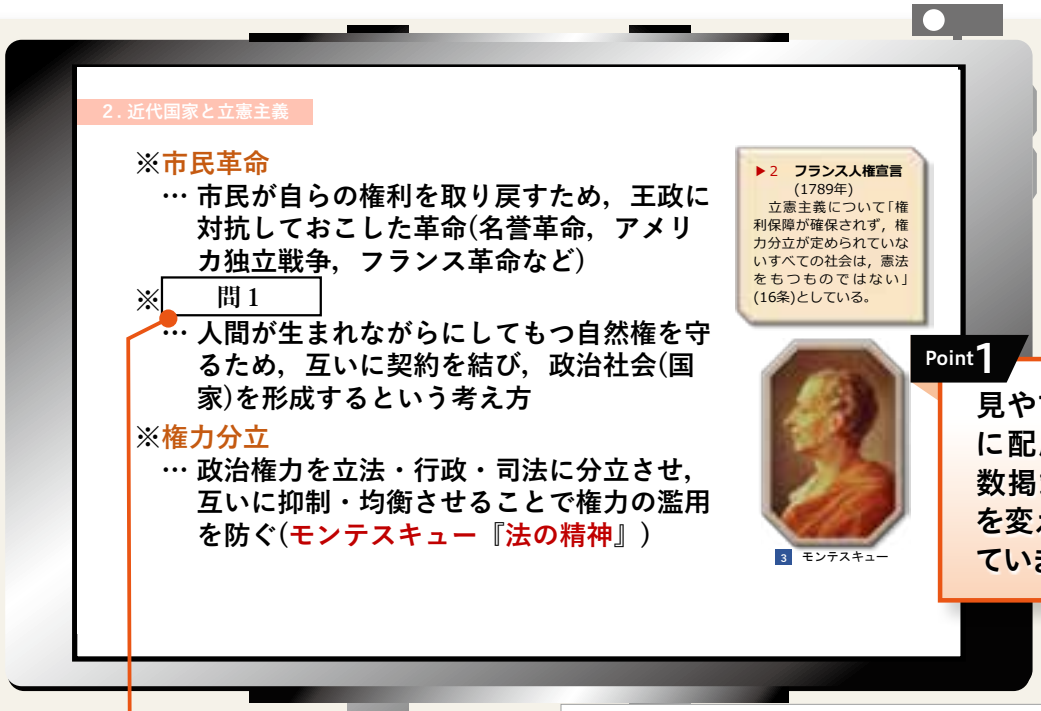

Point 1
見やすさ，わかりやすさに配慮し写真や図を多数掲載し重要語句の色を変えるなどの工夫をしています

Point 2
穴埋め問題の作成や追記などのアレンジが自由にできます

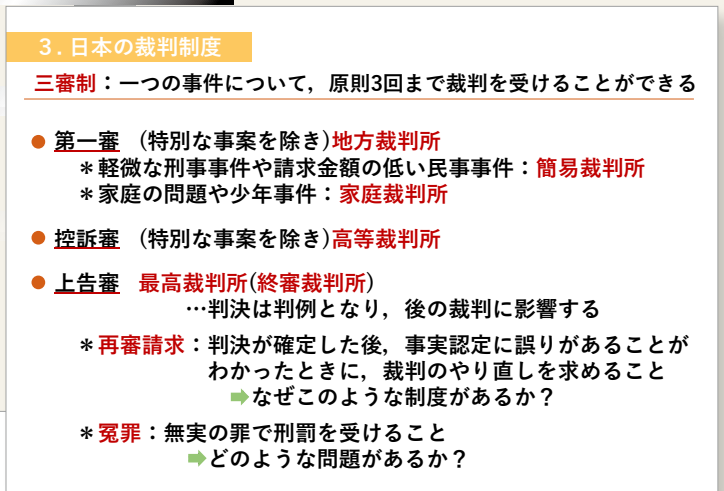

Point 3
生徒と向きあって発問・応答することで生徒の集中力を引き出し自ら学ぶ意識を高めます

指導をより豊かにする充実のコンテンツ

需要曲線・供給曲線

自由競争市場において
価格が安くなれば，欲しい人は増える➡需要曲線は右下がり

図1

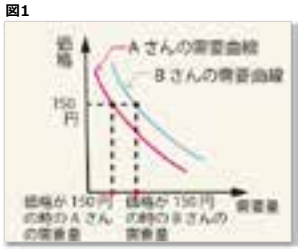

図2

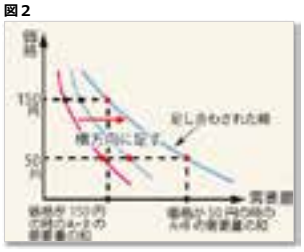

Point4

視覚的に比較をさせながらの授業展開が可能です

需要曲線・供給曲線

自由競争市場において
価格が高くなれば，もっと作ろうと思う➡供給曲線は右上がり

図3

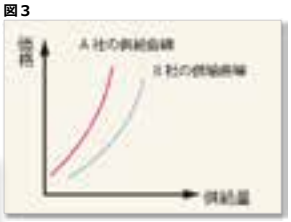

図4

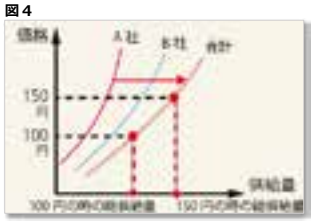

2．日本国憲法の制定過程

時　期	動　き
1945.8.14	ポツダム宣言受諾
10.11	マッカーサー，日本政府に憲法改正を示唆
1946. 2. 8	松本案を GHQ に提出
2.13	GHQ，憲法改正草案を政府に提示
2.22	GHQ 案の受け入れを決定
3. 6	改正草案を発表
4.10	新選挙法による衆議院議員総選挙
4.17	「日本国憲法草案」発表
6.20	第 90 回帝国議会に憲法改正案を提出
8.24	改正案，衆議院で修正可決
10.6	改正案，貴族院で修正可決
11.3	日本国憲法公布
1947. 5. 3	日本国憲法施行

1 日本国憲法制定の経過

日本国憲法	事項	大日本帝国憲法
民定憲法	制定	欽定憲法
国民主権	主権	天皇主権
象徴・国事行為のみを行う	天皇	統治権の総覧・神聖不可侵
恒久平和主義・戦争の放棄・戦力の不保持・交戦権の否認	戦争・軍隊	天皇の統帥権・兵役の義務
基本的人権は永久不可侵	国民の権利	臣民の権利・法律の留保あり
国権の最高機関	議会	天皇の協賛機関
最高の行政機関	内閣	天皇の輔弼機関
司法権の独立・違憲立法審査権	裁判所	天皇の名による裁判
地方自治の本旨にもとづく	地方自治	規定なし
国会の発議ののち国民投票	憲法改正	天皇の発議ののち帝国議会の議決

2 日本国憲法と大日本帝国憲法の比較

ACTIVE LEARNING
明治憲法と日本国憲法の違いはどのような点にあるだろうか。そこから何が読み取れるか話し合ってみよう。

Point5

視野を広げ考察を深める資料や「問い」を多数収録しています

授業プリント Word

デジタル板書をベースに作成した，重要語句の穴埋め問題にも利用できるプリントアウト用の素材をご用意しています。

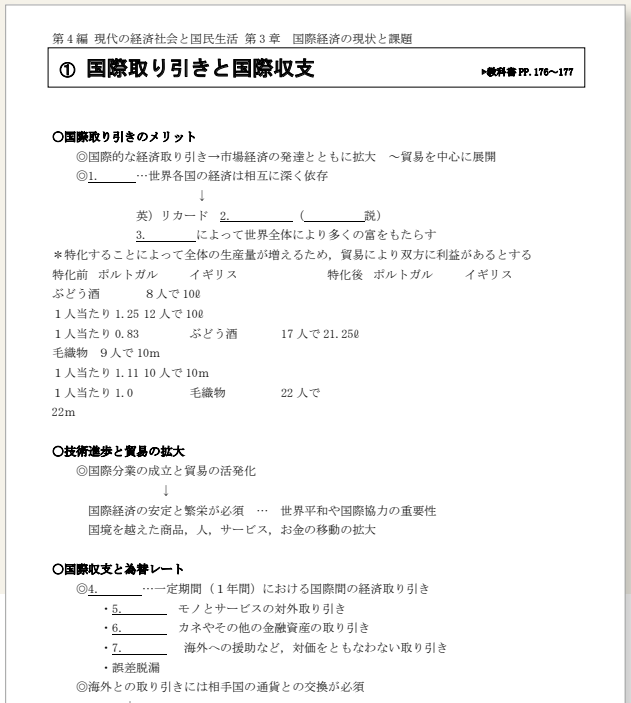

第 4 編　現代の経済社会と国民生活　第 3 章　国際経済の現状と課題

① 国際取り引きと国際収支　▸教科書 PP. 176〜177

○国際取り引きのメリット
◎国際的な経済取り引き→市場経済の発達とともに拡大　〜貿易を中心に展開
◎1.＿＿＿…世界各国の経済は相互に深く依存
↓
英）リカード　2.＿＿＿（＿＿＿説）
3.＿＿＿によって世界全体により多くの富をもたらす
＊特化することによって全体の生産量が増えるため，貿易により双方に利益があるとする
特化前　ポルトガル　　イギリス　　特化後　ポルトガル　　イギリス
ぶどう酒　　8 人で 10ℓ
1 人当たり 1. 25　12 人で 10ℓ
1 人当たり 0. 83　　ぶどう酒　　17 人で 21. 25ℓ
毛織物　9 人で 10m
1 人当たり 1. 11　10 人で 10m
1 人当たり 1. 0　　毛織物　　22 人で
22m

○技術進歩と貿易の拡大
◎国際分業の成立と貿易の活発化
↓
国際経済の安定と繁栄が必須　…　世界平和や国際協力の重要性
国境を越えた商品，人，サービス，お金の移動の拡大

○国際収支と為替レート
◎4.＿＿＿…一定期間（1 年間）における国際間の経済取り引き
・5.＿＿＿　モノとサービスの対外取り引き
・6.＿＿＿　カネやその他の金融資産の取り引き
・7.＿＿＿　海外への援助など，対価をともなわない取り引き
・誤差脱漏
◎海外との取り引きには相手国の通貨との交換が必要

デジタル指導書収録コンテンツ

教科書PDF PDF

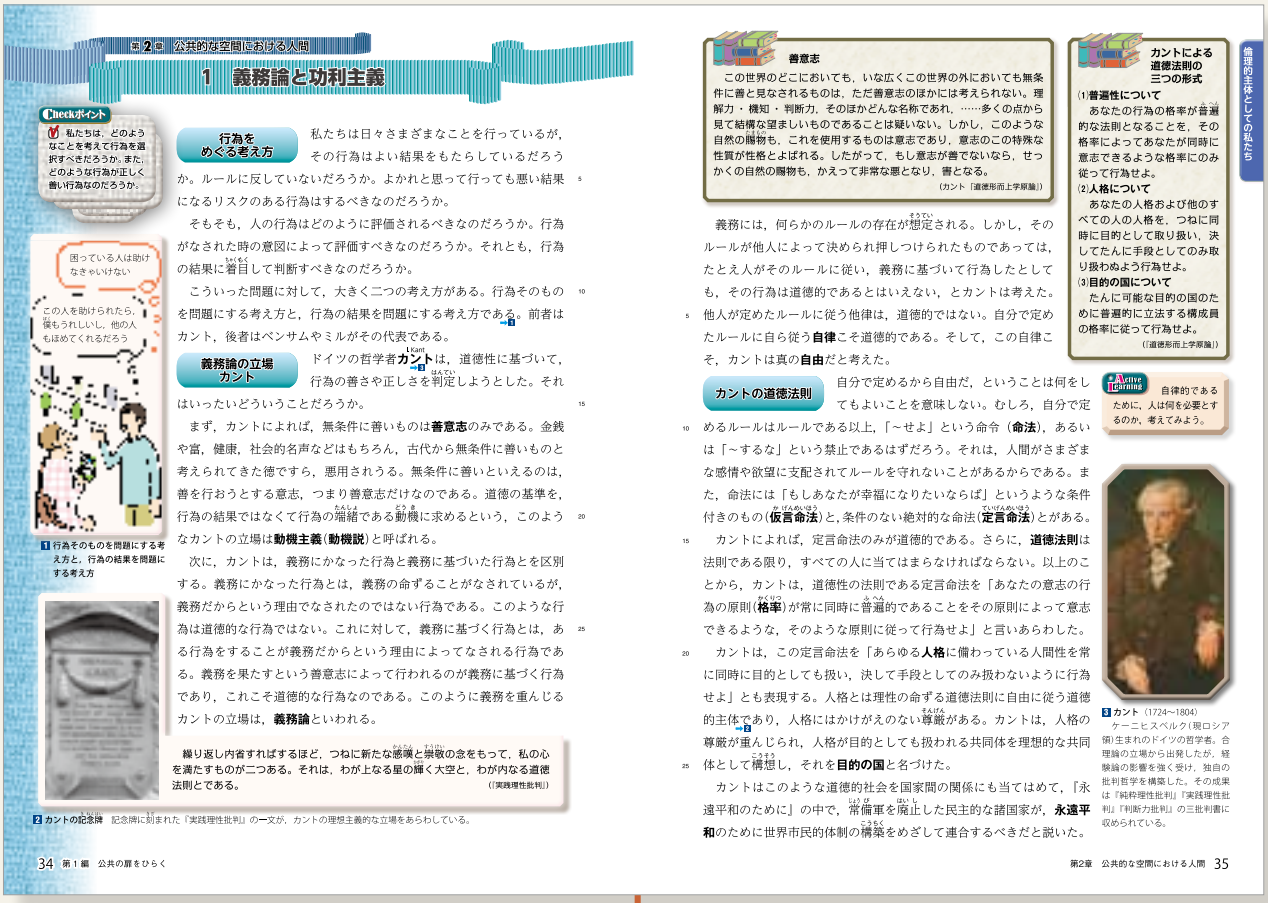

第2章 公共的な空間における人間
1 義務論と功利主義

Checkポイント
私たちは，どのようなことを考えて行為を選択すべきだろうか。また，どのような行為が正しく善い行為なのだろうか。

行為をめぐる考え方

私たちは日々さまざまなことを行っているが，その行為はよい結果をもたらしているだろうか。ルールに反していないだろうか。よかれと思って行っても悪い結果になるリスクのある行為はするべきなのだろうか。

そもそも，人の行為はどのように評価されるべきなのだろうか。行為がなされた時の意図によって評価すべきなのだろうか。それとも，行為の結果に着目して判断すべきなのだろうか。

こういった問題に対して，大きく二つの考え方がある。行為そのものを問題にする考え方と，行為の結果を問題にする考え方である。前者はカント，後者はベンサムやミルがその代表である。

義務論の立場 カント

ドイツの哲学者カントは，道徳性に基づいて，行為の善さや正しさを判定しようとした。それはいったいどういうことだろうか。

まず，カントによれば，無条件に善いものは**善意志**のみである。金銭や富，健康，社会的名声などはもちろん，古代から無条件に善いものと考えられてきた徳ですら，悪用されうる。無条件に善いといえるのは，善を行おうとする意志，つまり善意志だけなのである。道徳の基準を，行為の結果ではなくて行為の端緒である動機に求めるという，このようなカントの立場は**動機主義**（**動機説**）と呼ばれる。

次に，カントは，義務にかなった行為と義務に基づいた行為とを区別する。義務にかなった行為とは，義務の命ずることがなされているが，義務だからという理由でなされたのではない行為である。このような行為は道徳的な行為ではない。これに対して，義務に基づく行為とは，ある行為をすることが義務だからという理由によってなされる行為である。義務を果たすという善意志によって行われるのが義務に基づく行為であり，これこそ道徳的な行為なのである。このように義務を重んじるカントの立場は，**義務論**といわれる。

繰り返し内省すればするほど，つねに新たな感嘆と崇敬の念をもって，私の心を満たすものが二つある。それは，わが上なる星の輝く大空と，わが内なる道徳法則とである。
（『実践理性批判』）

1 行為そのものを問題にする考え方と，行為の結果を問題にする考え方

2 カントの記念牌　記念牌に刻まれた『実践理性批判』の一文が，カントの理想主義的な立場をあらわしている。

善意志

この世界のどこにおいても，いな広くこの世界の外においても無条件に善と見なされるものは，ただ善意志のほかには考えられない。理解力・機知・判断力，そのほかどんな名称であれ，……多くの点から見て結構な望ましいものであることは疑いない。しかし，このような自然の賜物も，これを使用するものは意志であり，意志のこの特殊な性質が性格とよばれる。したがって，もし意志が善でないなら，せっかくの自然の賜物も，かえって非常な悪となり，害となる。
（カント『道徳形而上学原論』）

義務には，何らかのルールの存在が想定される。しかし，そのルールが他人によって決められ押しつけられたものであっては，たとえ人がそのルールに従い，義務に基づいて行為したとしても，その行為は道徳的であるとはいえない，とカントは考えた。他人が定めたルールに従う他律は，道徳的ではない。自分で定めたルールに自ら従う**自律**こそ道徳的である。そして，この自律こそ，カントは真の**自由**だと考えた。

カントの道徳法則

自分で定めるから自由だ，ということは何をしてもよいことを意味しない。むしろ，自分で定めるルールはルールである以上，「～せよ」という命令（**命法**），あるいは「～するな」という禁止であるはずだろう。それは，人間がさまざまな感情や欲望に支配されてルールを守れないことがあるからである。また，命法には「もしあなたが幸福になりたいならば」というような条件付きのもの（**仮言命法**）と，条件のない絶対的な命法（**定言命法**）とがある。

カントによれば，定言命法のみが道徳的である。さらに，**道徳法則**は法則である限り，すべての人に当てはまらなければならない。以上のことから，カントは，道徳性の法則である定言命法を「あなたの意志の行為の原則（**格率**）が常に同時に普遍的であることをその原則によって意志できるような，そのような原則に従って行為せよ」と言いあらわした。

カントは，この定言命法を「あらゆる**人格**に備わっている人間性を常に同時に目的としても扱い，決して手段としてのみ扱わないように行為せよ」とも表現する。人格とは理性の命ずる道徳法則に自由に従う道徳的主体であり，人格にはかけがえのない尊厳がある。カントは，人格の尊厳が重んじられ，人格が目的としても扱われる共同体を理想的な共同体として構想し，それを**目的の国**と名づけた。

カントはこのような道徳的社会を国家間の関係にも当てはめて，「永遠平和のために」の中で，常備軍を廃止した民主的な諸国家が，**永遠平和**のために世界市民的体制の構築をめざして連合するべきだと説いた。

カントによる道徳法則の三つの形式

(1)普遍性について
あなたの行為の格率が普遍的な法則となることを，その格率によってあなたが同時に意志できるような格率にのみ従って行為せよ。
(2)人格について
あなたの人格および他のすべての人の人格を，つねに同時に目的として取り扱い，決してたんに手段としてのみ取り扱わぬよう行為せよ。
(3)目的の国について
たんに可能な目的の国のために普遍的に立法する構成員の格率に従って行為せよ。
（『道徳形而上学原論』）

Active Learning　自律的であるために，人は何を必要とするのか，考えてみよう。

3 カント（1724～1804）
ケーニヒスベルク（現ロシア領）生まれのドイツの哲学者。合理論の立場から出発したが，経験論の影響を強く受け，独自の批判哲学を構築した。その成果は『純粋理性批判』『実践理性批判』『判断力批判』の三批判書に収められている。

倫理的主体としての私たち

34 第1編 公共の扉をひらく

第2章 公共的な空間における人間 35

教科書図版・写真 JPEG

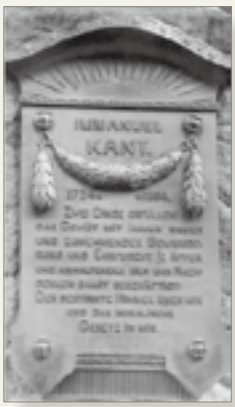

Point 1
プリントやスライドでの使用を考慮し，教科書掲載の図版・写真は1つずつJPEG形式でも収録

教科書本文テキスト Word

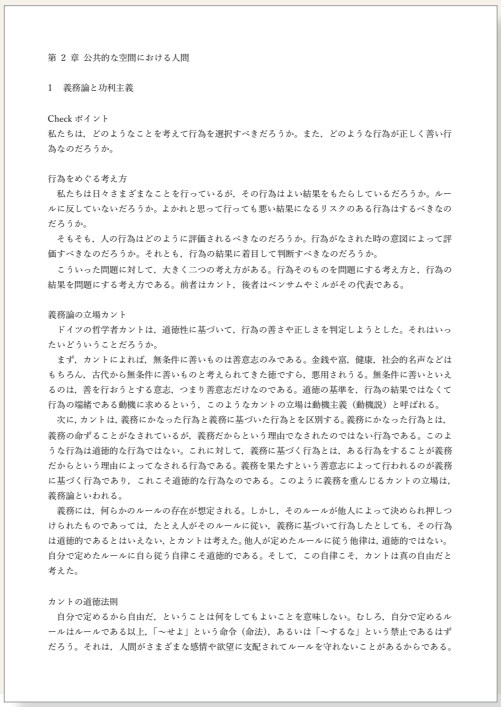

第 2 章 公共的な空間における人間

1 義務論と功利主義

Check ポイント
私たちは，どのようなことを考えて行為を選択すべきだろうか。また，どのような行為が正しく善い行為なのだろうか。

行為をめぐる考え方
私たちは日々さまざまなことを行っているが，その行為はよい結果をもたらしているだろうか。ルールに反していないだろうか。よかれと思って行っても悪い結果になるリスクのある行為はするべきなのだろうか。
そもそも，人の行為はどのように評価されるべきなのだろうか。行為がなされた時の意図によって評価すべきなのだろうか。それとも，行為の結果に着目して判断すべきなのだろうか。
こういった問題に対して，大きく二つの考え方がある。行為そのものを問題にする考え方と，行為の結果を問題にする考え方である。前者はカント，後者はベンサムやミルがその代表である。

義務論の立場 カント
ドイツの哲学者カントは，道徳性に基づいて，行為の善さや正しさを判定しようとした。それはいったいどういうことだろうか。
まず，カントによれば，無条件に善いものは善意志のみである。金銭や富，健康，社会的名声などはもちろん，古代から無条件に善いものと考えられてきた徳ですら，悪用されうる。無条件に善いといえるのは，善を行おうとする意志，つまり善意志だけなのである。道徳の基準を，行為の結果ではなくて行為の端緒である動機に求めるという，このようなカントの立場は動機主義（動機説）と呼ばれる。
次に，カントは，義務にかなった行為と義務に基づいた行為とを区別する。義務にかなった行為とは，義務の命ずることがなされているが，義務だからという理由でなされたのではない行為である。このような行為は道徳的な行為ではない。これに対して，義務に基づく行為とは，ある行為をすることが義務だからという理由によってなされる行為である。義務を果たすという善意志によって行われるのが義務に基づく行為であり，これこそ道徳的な行為なのである。このように義務を重んじるカントの立場は，義務論といわれる。
義務には，何らかのルールの存在が想定される。しかし，そのルールが他人によって決められ押しつけられたものであっては，たとえ人がそのルールに従い，義務に基づいて行為したとしても，その行為は道徳的であるとはいえない，とカントは考えた。他人が定めたルールに従う他律は，道徳的ではない。自分で定めたルールに自ら従う自律こそ道徳的である。そして，この自律こそ，カントは真の自由だと考えた。

カントの道徳法則
自分で定めるから自由だ，ということは何をしてもよいことを意味しない。むしろ，自分で定めるルールはルールである以上，「～せよ」という命令（命法），あるいは「～するな」という禁止であるはずだろう。それは，人間がさまざまな感情や欲望に支配されてルールを守れないことがあるからである。

指導をより豊かにする充実のコンテンツ

教科書準拠ワークノート Word

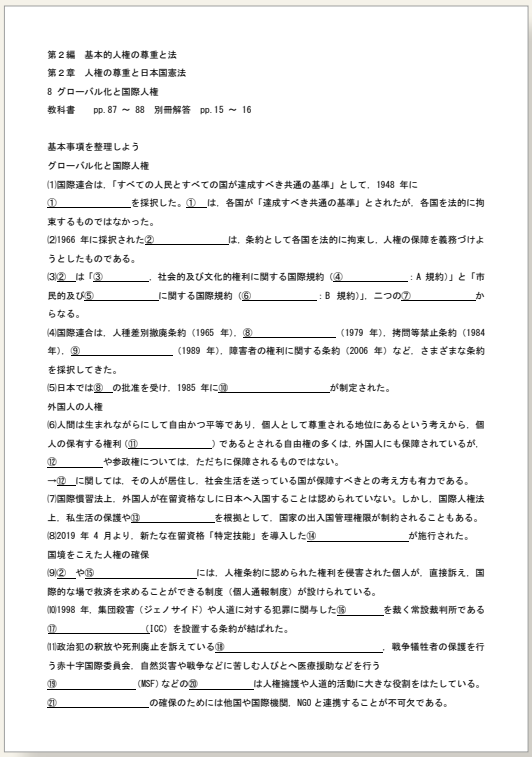

第２編　基本的人権の尊重と法
第２章　人権の尊重と日本国憲法
8 グローバル化と国際人権
教科書　pp. 87 ～ 88　別冊解答　pp. 15 ～ 16

基本事項を整理しよう
グローバル化と国際人権
⑴国際連合は，「すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準」として，1948 年に①＿＿＿＿＿＿を採択した。①は，各国が「達成すべき共通の基準」とされたが，各国を法的に拘束するものではなかった。
⑵1966 年に採択された②＿＿＿＿＿＿は，条約として各国を法的に拘束し，人権の保障を義務づけようとしたものである。
⑶②は「③＿＿＿＿，社会的及び文化的権利に関する国際規約（④＿＿＿＿＿＿：A 規約）」と「市民的及び⑤＿＿＿＿＿＿に関する国際規約（⑥＿＿＿＿＿＿：B 規約）」，二つの⑦＿＿＿＿＿＿からなる。
⑷国際連合は，人種差別撤廃条約（1965 年），⑧＿＿＿＿＿＿（1979 年），拷問等禁止条約（1984 年），⑨＿＿＿＿＿＿（1989 年），障害者の権利に関する条約（2006 年）など，さまざまな条約を採択してきた。
⑸日本では⑧の批准を受け，1985 年に⑩＿＿＿＿＿＿が制定された。
外国人の人権
⑹人間は生まれながらにして自由かつ平等であり，個人として尊重される地位にあるという考えから，個人の保有する権利（⑪＿＿＿＿＿＿）であるとされる自由権の多くは，外国人にも保障されているが，⑫＿＿＿＿や参政権については，ただちに保障されるものではない。
→⑫に関しては，その人が居住し，社会生活を送っている国が保障すべきとの考え方も有力である。
⑺国際慣習法上，外国人が在留資格なしに日本へ入国することは認められていない。しかし，国際人権法上，私生活の保護や⑬＿＿＿＿＿＿を根拠として，国家の出入国管理権限が制約されることもある。
⑻2019 年 4 月より，新たな在留資格「特定技能」を導入した⑭＿＿＿＿＿＿が施行された。
国境をこえた人権の確保
⑼②や⑮＿＿＿＿＿＿には，人権条約に認められた権利を侵害された個人が，直接訴え，国際的な場で救済を求めることができる制度（個人通報制度）が設けられている。
⑽1998 年，集団殺害（ジェノサイド）や人道に対する犯罪に関与した⑯＿＿＿＿を裁く常設裁判所である⑰＿＿＿＿＿＿（ICC）を設置する条約が結ばれた。
⑾政治犯の釈放や死刑廃止を訴えている⑱＿＿＿＿＿＿，戦争犠牲者の保護を行う赤十字国際委員会，自然災害や戦争などに苦しむ人びとへ医療援助などを行う⑲＿＿＿＿＿＿（MSF）などの⑳＿＿＿＿＿＿は人権擁護や人道的活動に大きな役割をはたしている。
㉑＿＿＿＿＿＿の確保のためには他国や国際機関，NGO と連携することが不可欠である。

Point 1

加工のしやすさを考え，シンプルなレイアウトで作成しています

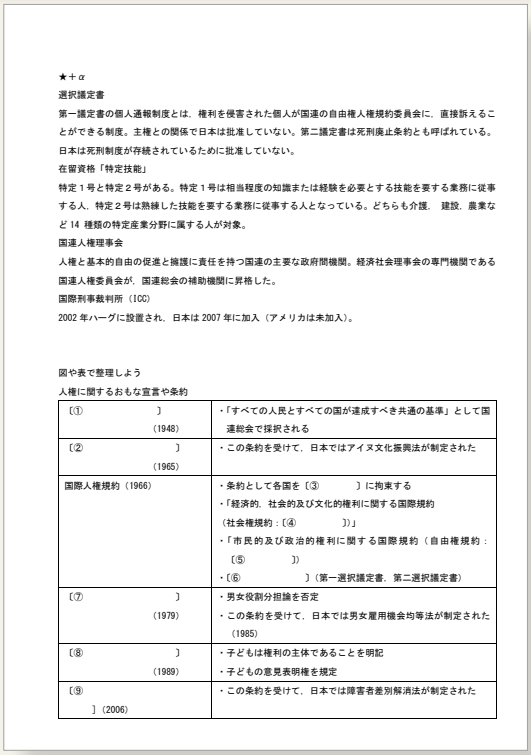

★＋α
選択議定書
第一議定書の個人通報制度とは，権利を侵害された個人が国連の自由権人権規約委員会に，直接訴えることができる制度。主権との関係で日本は批准していない。第二議定書は死刑廃止条約とも呼ばれている。日本は死刑制度が存続されているために批准していない。
在留資格「特定技能」
特定１号と特定２号がある。特定１号は相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務に従事する人，特定２号は熟練した技能を要する業務に従事する人となっている。どちらも介護，建設，農業など 14 種類の特定産業分野に属する人が対象。
国連人権理事会
人権と基本的自由の促進と擁護に責任を持つ国連の主要な政府間機関。経済社会理事会の専門機関である国連人権委員会が，国連総会の補助機関に昇格した。
国際刑事裁判所（ICC）
2002 年ハーグに設置され，日本は 2007 年に加入（アメリカは未加入）。

図や表で整理しよう
人権に関するおもな宣言や条約

〔①　　〕（1948）	・「すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準」として国連総会で採択される
〔②　　〕（1965）	・この条約を受けて，日本ではアイヌ文化振興法が制定された
国際人権規約（1966）	・条約として各国を〔③　　〕に拘束する ・「経済的，社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約：〔④　　〕）」 ・「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約：〔⑤　　〕） ・〔⑥　　〕（第一選択議定書，第二選択議定書）
〔⑦　　〕（1979）	・男女役割分担論を否定 ・この条約を受けて，日本では男女雇用機会均等法が制定された（1985）
〔⑧　　〕（1989）	・子どもは権利の主体であることを明記 ・子どもの意見表明権を規定
〔⑨　　〕（2006）	・この条約を受けて，日本では障害者差別解消法が制定された

Point 2

授業や定期試験，小テストで必要なところだけをピックアップして使用することも可能

※解答もご用意しています

単元振り返りシート Excel

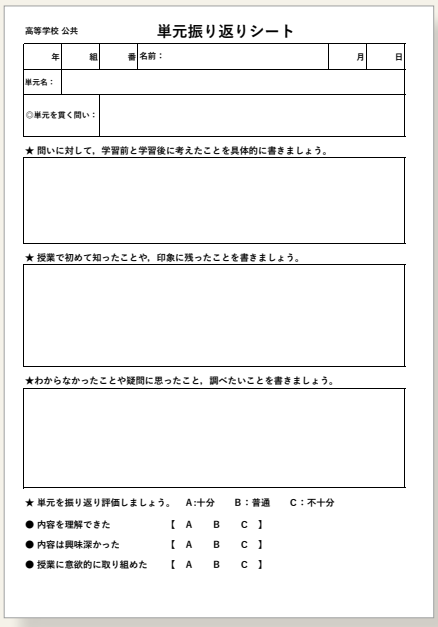

高等学校 公共　　単元振り返りシート

年	組	番	名前：	月	日
単元名：					
◎単元を貫く問い：					

★ 問いに対して，学習前と学習後に考えたことを具体的に書きましょう。

★ 授業で初めて知ったことや，印象に残ったことを書きましょう。

★わからなかったことや疑問に思ったこと，調べたいことを書きましょう。

★ 単元を振り返り評価しましょう。　A：十分　B：普通　C：不十分
● 内容を理解できた　【 A　B　C 】
● 内容は興味深かった　【 A　B　C 】
● 授業に意欲的に取り組めた　【 A　B　C 】

Point 1

目標が達成できたか，できなかったかを振り返り，自己分析することで，次の目標を設定しやすくなります

Point 2

目的の達成に向けてどういった取り組みをしたのか，学びへ向かう姿勢を具体化することで，自分の成長を可視化することはもちろん，評価基準の資料としても活用できます

デジタル指導書収録コンテンツ

思考ツール　Word

Point 1

比較・分類など目的によって選べる多彩な種類のツールがあり，さまざまなシチュエーションで思考スキルの習得，定着をサポートします

Point 2

これからの学習に求められる「思考力」とは，考えるための技術。情報を収集し，整理して考え，発信するその一連のプロセスの視覚化，情報整理に便利なツールです

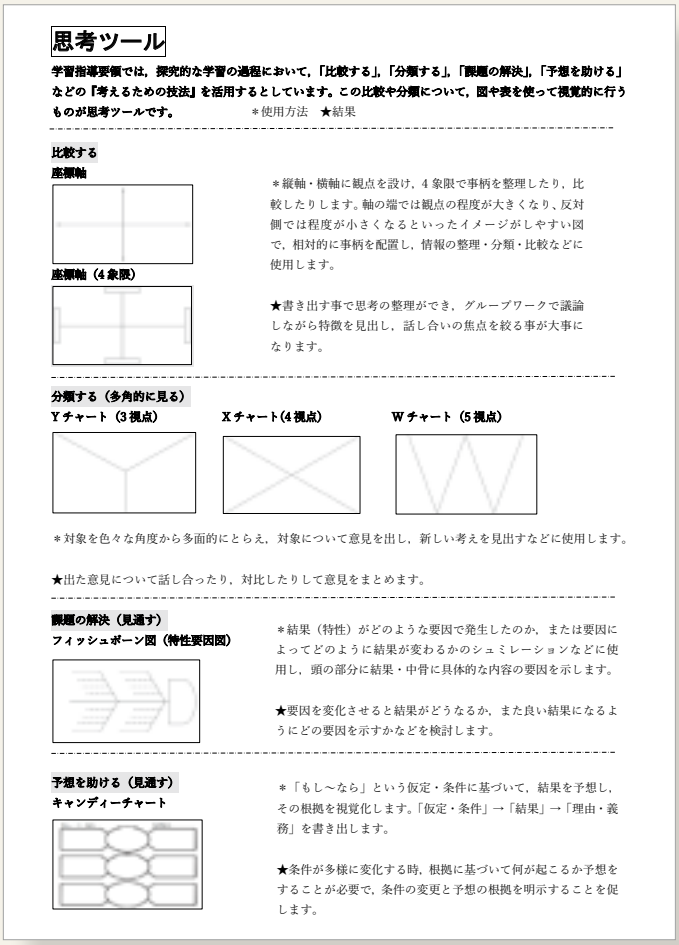

思考ツール

学習指導要領では，探究的な学習の過程において，「比較する」，「分類する」，「課題の解決」，「予想を助ける」などの『考えるための技法』を活用するとしています。この比較や分類について，図や表を使って視覚的に行うものが思考ツールです。　＊使用方法　★結果

比較する
座標軸

座標軸（4象限）

＊縦軸・横軸に観点を設け，4象限で事柄を整理したり，比較したりします。軸の端では観点の程度が大きくなり，反対側では程度が小さくなるといったイメージがしやすい図で，相対的に事柄を配置し，情報の整理・分類・比較などに使用します。

★書き出す事で思考の整理ができ，グループワークで議論しながら特徴を見出し，話し合いの焦点を絞る事が大事になります。

分類する（多角的に見る）
Yチャート（3視点）　Xチャート（4視点）　Wチャート（5視点）

＊対象を色々な角度から多面的にとらえ，対象について意見を出し，新しい考えを見出すなどに使用します。

★出た意見について話し合ったり，対比したりして意見をまとめます。

課題の解決（見通す）
フィッシュボーン図（特性要因図）

＊結果（特性）がどのような要因で発生したのか，または要因によってどのように結果が変わるかのシュミレーションなどに使用し，頭の部分に結果・中骨に具体的な内容の要因を示します。

★要因を変化させると結果がどうなるか，また良い結果になるようにどの要因を示すかなどを検討します。

予想を助ける（見通す）
キャンディーチャート

＊「もし～なら」という仮定・条件に基づいて，結果を予想し，その根拠を視覚化します。「仮定・条件」→「結果」→「理由・義務」を書き出します。

★条件が多様に変化する時，根拠に基づいて何が起こるか予想をすることが必要で，条件の変更と予想の根拠を明示することを促します。

白地図・法令データ　Word／JPEG

Point 1

授業内だけでなく，試験問題作成の際にも活用できます

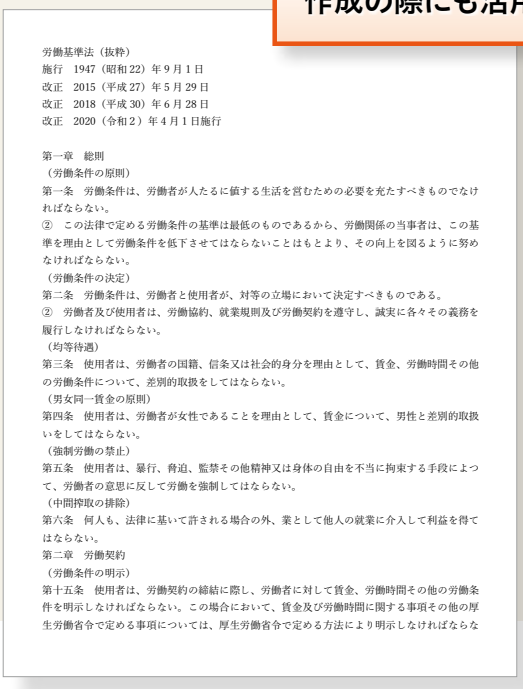

労働基準法（抜粋）
施行　1947（昭和22）年9月1日
改正　2015（平成27）年5月29日
改正　2018（平成30）年6月28日
改正　2020（令和2）年4月1日施行

第一章　総則
（労働条件の原則）
第一条　労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。
②　この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。
（労働条件の決定）
第二条　労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。
②　労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。
（均等待遇）
第三条　使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。
（男女同一賃金の原則）
第四条　使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。
（強制労働の禁止）
第五条　使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。
（中間搾取の排除）
第六条　何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。
第二章　労働契約
（労働条件の明示）
第十五条　使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならな

指導をより豊かにする充実のコンテンツ

定期試験問題 Word

「指導書 PDF」 P.40 に掲載の「定期試験問題案」の Word データ。

そのままご使用いただけるのはもちろん，データを使用して
オリジナルの問題を作成することもできます。

Point 1

教科書の重要語句を問う問題から新しい評価の観点をふまえた問題などをご準備しています

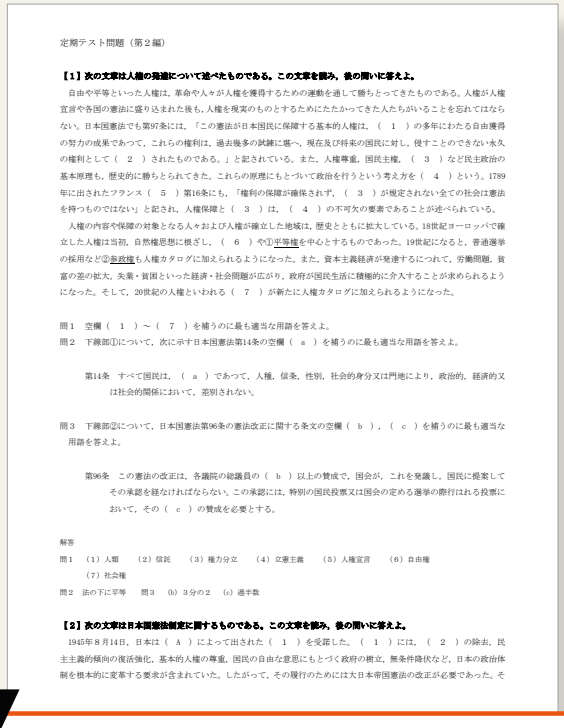

定期テスト問題（第２編）

【１】次の文章は人権の発達について述べたものである。この文章を読み，後の問いに答えよ。

自由や平等といった人権は，革命や人々が人権を獲得するための運動を通して勝ちとってきたものである。人権が人権宣言や各国の憲法に盛り込まれた後も，人権を現実のものとするためにたたかってきた人たちがいることを忘れてはならない。日本国憲法でも第97条には，「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は，（　１　）の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて，これらの権利は，過去幾多の試練に堪へ，現在及び将来の国民に対し，侵すことのできない永久の権利として（　２　）されたものである。」と記されている。また，人権尊重，国民主権，（　３　）など民主政治の基本原理も，歴史的に勝ちとられてきた。これらの原理にもとづいて政治を行うという考え方を（　４　）という。1789年に出されたフランス（　５　）第16条にも，「権利の保障が確保されず，（　３　）が規定されない全ての社会は憲法を持つものではない」と記され，人権保障と（　３　）は，（　４　）の不可欠の要素であることが述べられている。

人権の内容や保障の対象となる人々および人権が確立した地域は，歴史とともに拡大している。18世紀ヨーロッパで確立した人権は当初，自然権思想に根ざし，（　６　）や①平等権を中心とするものであった。19世紀になると，普通選挙の採用など②参政権も人権カタログに加えられるようになった。また，資本主義経済が発達するにつれて，労働問題，貧富の差の拡大，失業・貧困といった経済・社会問題が広がり，政府が国民生活に積極的に介入することが求められるようになった。そして，20世紀の人権といわれる（　７　）が新たに人権カタログに加えられるようになった。

問１　空欄（　１　）～（　７　）を補うのに最も適当な用語を答えよ。
問２　下線部①について，次に示す日本国憲法第14条の空欄（　ａ　）を補うのに最も適当な用語を答えよ。

第14条　すべて国民は，（　ａ　）であつて，人種，信条，性別，社会的身分又は門地により，政治的，経済的又は社会的関係において，差別されない。

問３　下線部②について，日本国憲法第96条の憲法改正に関する条文の空欄（　ｂ　），（　ｃ　）を補うのに最も適当な用語を答えよ。

第96条　この憲法の改正は，各議院の総議員の（　ｂ　）以上の賛成で，国会が，これを発議し，国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には，特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において，その（　ｃ　）の賛成を必要とする。

解答
問１　（１）人類　（２）信託　（３）権力分立　（４）立憲主義　（５）人権宣言　（６）自由権　（７）社会権
問２　法の下に平等　問３　（ｂ）３分の２　（ｃ）過半数

【２】次の文章は日本国憲法制定に関するものである。この文章を読み，後の問いに答えよ。

1945年８月14日，日本は（　Ａ　）によって出された（　１　）を受諾した。（　１　）には，（　２　）の除去，民主主義的傾向の復活強化，基本的人権の尊重，国民の自由な意思にもとづく政府の樹立，無条件降伏など，日本の政治体制を根本的に変革する要求が含まれていた。したがって，その履行のためには大日本帝国憲法の改正が必要であった。そのため，GHQ最高司令官マッカーサーは日本政府に憲法改正の必要性を示唆し，日本政府は松本烝治国務大臣を委員長とする憲法問題調査委員会（松本委員会）を設置した。この委員会の作成したいわゆる松本案は，「（　３　）ハ軍ヲ統帥ス」，「（　３　）ハ軍ノ編制ヲ定ム」など明治憲法を「字句修正程度」改正したもので，根本原則には変更を加えていなかった。そのためGHQは，「最も保守的な民間草案よりもさらに遅れたもの」としてこれを拒否して，天皇の象徴化・戦争放棄・封建的諸制度の廃止といったマッカーサー三原則をもとにGHQ案を作成し，日本政府に提示した。日本政府はこのGHQ案をもとに憲法改正草案を作成した。

女性にも初めて選挙権を認めた男女普通選挙が，1946年の衆議院総選挙で実施され，第90回帝国議会に憲法改正草案が提出された。議会で，生存権を新たに加えるなどの修正が加えられた上で，（　４　）に公布され，（　５　）に施行された。こうしてつくられた日本国憲法は，（　６　），基本的人権の尊重，（　７　）を三大原理とする民主主義国家の基本法として第二次世界大戦後の日本を支えた。

問１　空欄（　１　）～（　７　）を補うのに最も適当な用語や日付を答えよ。なお，（　４　）および（　５　）には年月日を答えよ。
問２　空欄（　Ａ　）に入る国名の組み合わせとして最も適当なものを次のア～エの中から一つ選び記号で答えよ。
ア　アメリカ，イギリス，中国　　イ　イギリス，中国，フランス
ウ　中国，フランス，アメリカ　　エ　フランス，アメリカ，イギリス

解答
問１　（１）ポツダム宣言　（２）軍国主義　（３）天皇　（４）1946年11月３日　（５）1947年５月３日　（６）国民主権　（７）平和主義（戦争の放棄）
問２　ア

【３】次の文章は日本国憲法の定める人権について述べたものである。この文章を読み，後の問いに答えよ。

18～19世紀に欧米諸国で近代立憲主義が確立した。人権は，「国家からの自由」と呼ばれる自由権や形式的な平等を中心とするものであった。自由権は，人身の自由，精神の自由，経済活動の自由からなる。日本国憲法では，人身の自由については，奴隷的拘束及び（　１　）からの自由（第18条），法定手続きの保障（第31条），不法逮捕の禁止（第33条），（　２　）及び残虐刑の禁止（第36条），（　３　）強要の禁止（第38条）など諸外国の憲法には見られないほど詳しく保障している。また，精神の自由には，（　４　）及び良心の自由（第19条），①信教の自由（第20条），集会・結社・（　５　）の自由（第21条），学問の自由（第23条）がある。経済活動の自由として，②職業選択の自由（第22条）と財産権（第29条）を保障している。

20世紀になると，「国家による自由」と呼ばれる社会権が登場した。社会権は社会的・経済的弱者を保護するために登場した。この社会権を最初に明記したのが1919年に制定されたドイツの（　６　）憲法である。日本国憲法では，社会権には③生存権（第25条），教育を受ける権利（第26条），（　７　）の権利（第27条），④労働三権（第28条）がある。

このように人権は時代とともに，内容を充実させていくと同時に，地理的にも，保障される対象も，拡大されていった。日本国憲法には規定されていないが，憲法制定後の社会の発展・変化に対応して，現在ではいくつかの⑤新しい人権が主張されるようになり，裁判を通して認められるようになったものもある。また，国際連合やさまざまな国際会議において，⑥人権に関する宣言や条約が採択され，人権を国際的に保障していく動きも見られる。

問１　空欄（　１　）～（　７　）を補うのに最も適当な用語を答えよ。

Point 2

共通テストの傾向をふまえた思考力･判断力を問う問題や，史資料読解問題も充実しています

共通テスト･センター試験過去問 Word

2015 ～ 2023 年センター試験・共通テスト　本試験・追試験
収録教科：『現代社会』『政治・経済』『倫理』『倫理　政治・経済』
2025 年度大学入学共通テスト試作問題『公共　政治・経済』
『公共　倫理』の Word データを収録しています。

一問一答問題 Excel

各編ごとにご用意　小テストや授業の予習・復習に活用できます。

デジタル指導書収録コンテンツ

プリント素材データベース【クラウド版アプリ】

- 教科書の単元ごとに，または生徒個別の理解度にあわせて簡単にプリントやテスト問題が作成できるクラウド版プリント作成アプリです。
- Web ブラウザからいつでも，どこでもアクセス可能！
- 教科書本文はもちろん，**教科書準拠ワークノートや定期試験問題**，**大学入学共通テスト・センター試験過去問**などの各種テスト問題を，教科書単元，科目分類，キーワード等で検索し，**Word 形式で出力**できます。また，**オリジナル素材・問題の登録も可能**です。

収録素材一覧

- 教科書本文テキスト
- 教科書図版・写真
- 板書例
- 授業プリント
- 教科書準拠ワークノート
- 定期試験問題
- 一問一答問題
- 共通テスト･センター試験過去問
- 白地図・法令データ

データベースの使用方法について

①**http://datebase.shimizushoin.co.jp**
よりログイン画面が開きます。

※IDとパスワードは各学校のご担当者様へ個別にお知らせいたします。

②**ご利用方法については，**
オンラインヘルプもご用意しています。

※画像はイメージです

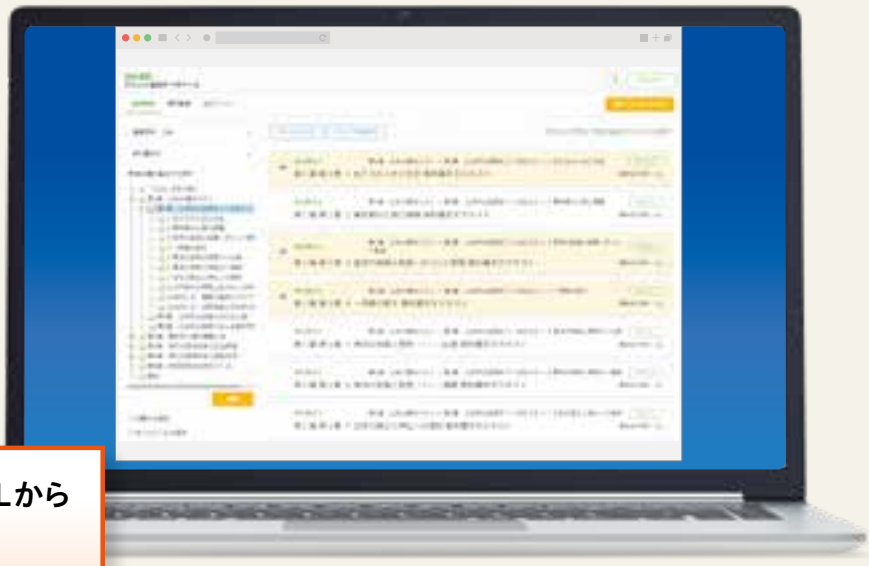

ご利用方法に記載されているURLから
データベースにアクセスして
インストール不要で
アプリを利用することができます

※操作にてご不明な点があれば，弊社営業部にてサポートいたしますのでご安心ください。
また，サンプル版もご用意しております。詳細は，お気軽にお問合せください。

指導をより豊かにする充実のコンテンツ

※画像はイメージです

面倒なインストールはもう不要！
クラウド上で使用することが可能になりました。

1 教科書を選ぶ → 2 素材の種類を選ぶ → 3 「単元」・「分野」・「キーワード検索」から1つを選ぶ → 4 検索結果から問題を選ぶ

プレビューで内容をしっかり確認

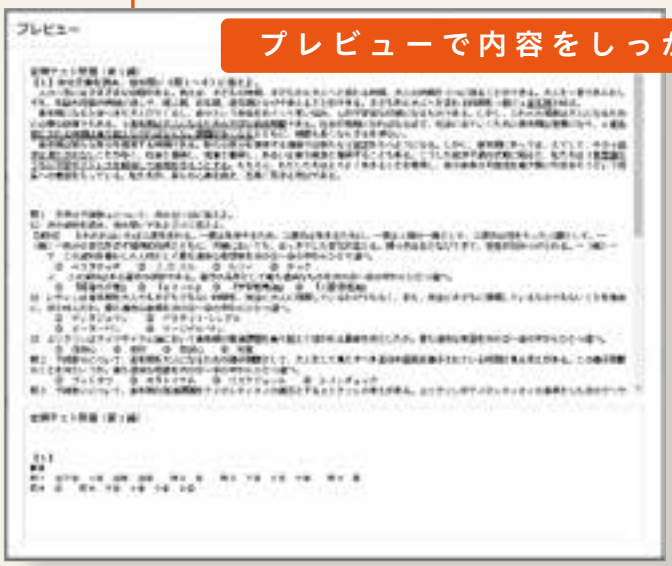

ワンクリックで出力！

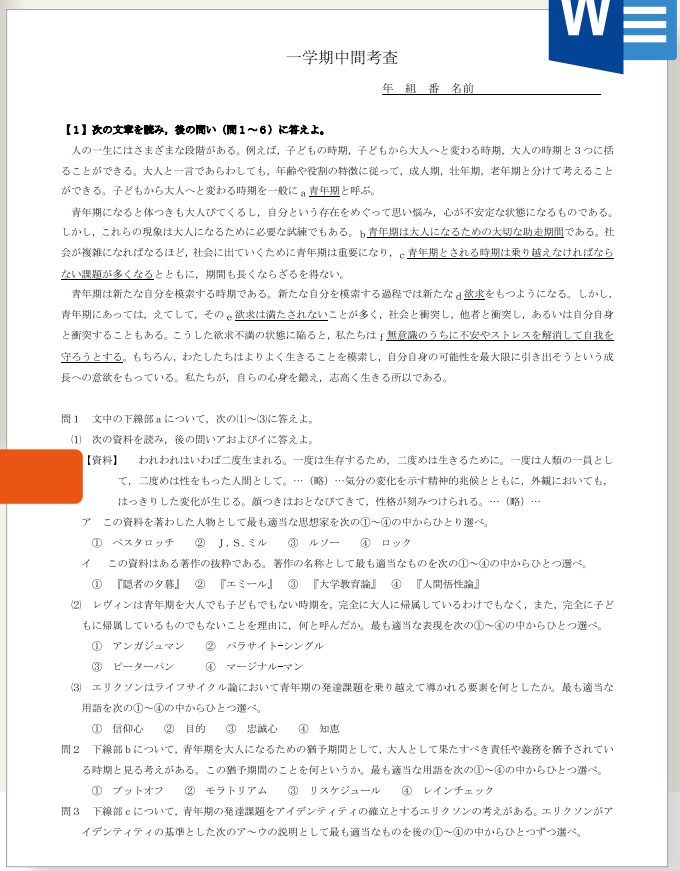

一学期中間考査

年　組　番　名前

【1】次の文章を読み，後の問い（問1～6）に答えよ。

人の一生にはさまざまな段階がある。例えば，子どもの時期，子どもから大人へと変わる時期，大人の時期と3つに括ることができる。大人と一言であらわしても，年齢や役割の特徴に従って，成人期，壮年期，老年期と分けて考えることができる。子どもから大人へと変わる時期を一般に a 青年期と呼ぶ。

青年期になると体つきも大人びてくるし，自分という存在をめぐって思い悩み，心が不安定な状態になるものである。しかし，これらの現象は大人になるために必要な試練でもある。b 青年期は大人になるための大切な助走期間である。社会が複雑になればなるほど，社会に出ていくために青年期は重要になり，c 青年期とされる時期は乗り越えなければならない課題が多くなるとともに，期間も長くならざるを得ない。

青年期は新たな自分を模索する時期である。新たな自分を模索する過程では新たな d 欲求をもつようになる。しかし，青年期にあっては，えてして，その e 欲求は満たされないことが多く，社会と衝突し，他者と衝突し，あるいは自分自身と衝突することもある。こうした欲求不満の状態に陥ると，私たちは f 無意識のうちに不安やストレスを解消して自我を守ろうとする。もちろん，わたしたちはよりよく生きることを模索し，自分自身の可能性を最大限に引き出そうという成長への意欲をもっている。私たちが，自らの心身を鍛え，志高く生きる所以である。

問1　文中の下線部aについて，次の(1)～(3)に答えよ。

(1)　次の資料を読み，後の問いアおよびイに答えよ。

【資料】　われわれはいわば二度生まれる。一度は生存するため，二度めは生きるために。一度は人類の一員として，二度めは性をもった人間として。…（略）…気分の変化を示す精神的兆候とともに，外観においても，はっきりした変化が生じる。顔つきはおとなびてきて，性格が刻みつけられる。…（略）…

ア　この資料を著わした人物として最も適当な思想家を次の①～④の中からひとり選べ。

①　ペスタロッチ　②　J．S．ミル　③　ルソー　④　ロック

イ　この資料はある著作の抜粋である。著作の名称として最も適当なものを次の①～④の中からひとつ選べ。

①　『隠者の夕暮』　②　『エミール』　③　『大学教育論』　④　『人間悟性論』

(2)　レヴィンは青年期を大人でも子どもでもない時期を，完全に大人に帰属しているわけでもなく，また，完全に子どもに帰属しているものでもないことを理由に，何と呼んだか。最も適当な表現を次の①～④の中からひとつ選べ。

①　アンガジュマン　②　パラサイトーシングル

③　ピーターパン　④　マージナルーマン

(3)　エリクソンはライフサイクル論において青年期の発達課題を乗り越えて導かれる要素を何としたか。最も適当な用語を次の①～④の中からひとつ選べ。

①　信仰心　②　目的　③　忠誠心　④　知恵

問2　下線部bについて，青年期を大人になるための猶予期間として，大人として果たすべき責任や義務を猶予されている時期と見る考えがある。この猶予期間のことを何というか。最も適当な用語を次の①～④の中からひとつ選べ。

①　プットオフ　②　モラトリアム　③　リスケジュール　④　レインチェック

問3　下線部cについて，青年期の発達課題をアイデンティティの確立とするエリクソンの考えがある。エリクソンがアイデンティティの基準とした次のア～ウの説明として最も適当なものを後の①～④の中からひとつずつ選べ。

体裁も自由に整えられる！

解答の有無や出力位置はもちろん，
タイトルや名前記入欄なども調整可能。
プリントや試験問題作成の時間を
節約できます

デジタル指導書収録コンテンツ

シンプル版デジタル教科書 PDF

- Adobe Acrobat Reader で利用できる簡単操作の PDF 版デジタル教科書です。
- デジタル指導書に同梱されていますので，改めてご購入いただく必要がありません。

◉ジャンプ機能
目次，さくいん，本文参照ページなどクリックで該当箇所へジャンプします

※画像はイメージです。実際の画面とは異なります

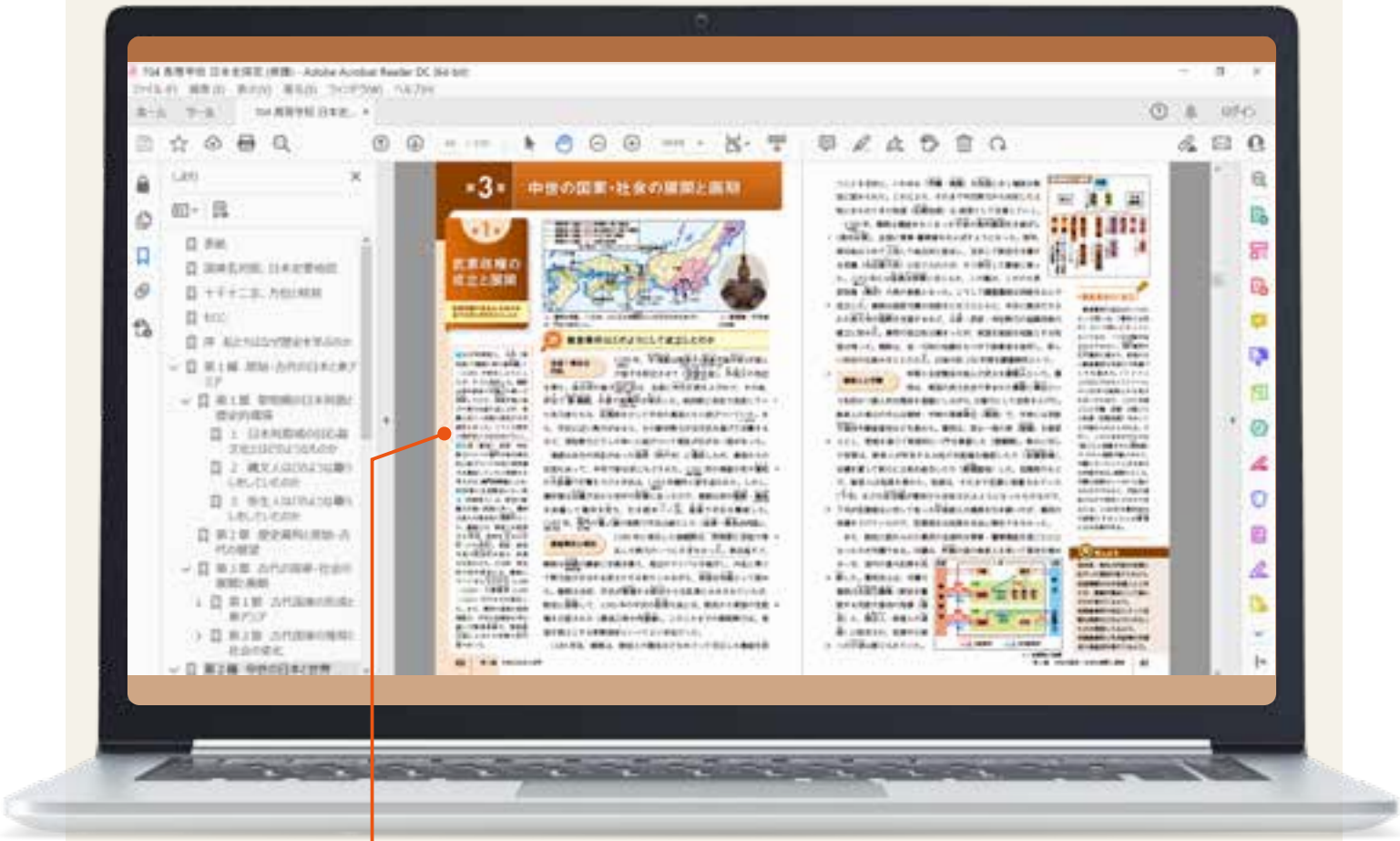

◉解説ポップアップ
脚注などの番号にカーソルをあわせると，該当する注にオレンジ枠が表示されます

その他 Acrobat Reader の機能として下記のようなものが利用できます。
◉読み上げ
◉文字の色反転
◉コメント入力（文字・図形の入力，マーカー等）
◉しおり機能
など

学習者用デジタル教科書

Libry

https://libry.jp/

学習者用デジタル教科書（クラウド配信版）　定価550円（税込）

注：こちらの商品はデジタル指導書未収録（別売り）です。

※画像はイメージです。実際の画面とは異なります

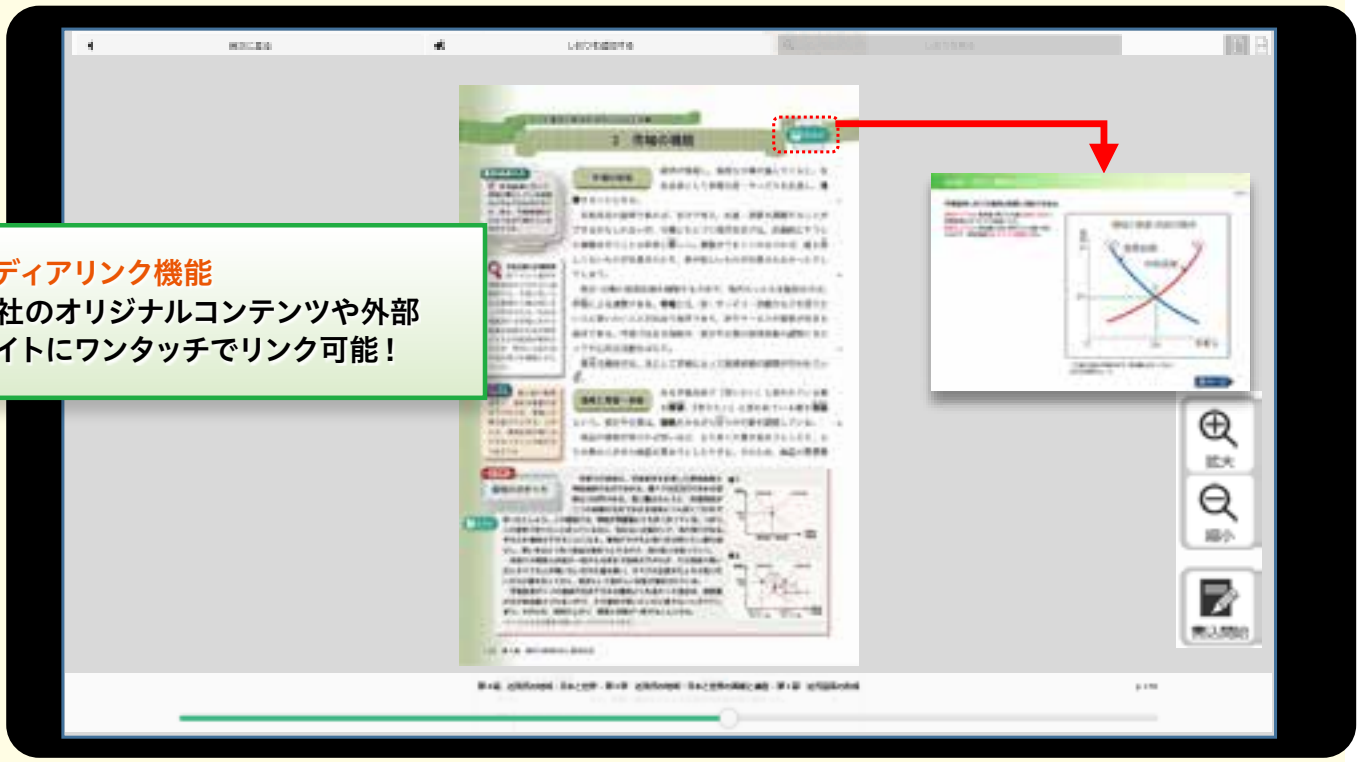

メディアリンク機能
弊社のオリジナルコンテンツや外部サイトにワンタッチでリンク可能！

基本機能ツールのペン・マーカーなどの色や透明度，太さなどの設定を変え，保存したりすることができます

デジタルサポートサイト

弊社のデジタルサポートサイトでは，**観点別評価規準案**や**シラバス**，**ルーブリック評価表等**はもちろんのこと，**デジタル指導書をご購入いただいた先生向けのダウンロードサービス**をおこなう予定です。
各種データをオンラインでいつでもどこでもダウンロード可能。
この他，教科書本誌**未収録のコンテンツ**などをご用意していきます。

「Libly」のご案内

Libry動作環境

対応端末

対応OS

PC, タブレット, スマホ, Chromebookでご利用いただけます。
対応OSはiOS, Android, Windows, ChromeOSです。

詳しい動作環境はこちらからご確認ください

Libry

間違った問題の類似問題をAIが分析して自動で出題

学習者用デジタル教科書や各種副教材と連携し，多彩な学習ツールで生徒ひとりひとりに合った学習を実現するデジタル教材プラットフォームです。

＋ 各種デジタル素材

これまでどおりの学習スタイルで，これまで以上の学習効果を実現

生徒向け学習ツール

Point 1 類似問題推薦機能

- 解いた問題と似ている問題を自動で最大10題推薦！
- 複数書籍横断で問題を推薦。知識の定着にピッタリ！

Point 2 学習履歴機能

- これまで取り組んできた学習履歴が「全て」蓄積
- 「間違えた問題」や「お気に入りの問題」を絞り込むことが可能で復習に便利
- 連携させたノート写真も確認可能

Point 3 問題検索機能

- 持っている全書籍横断で，取り組みたい問題を一括検索
- 「類似問題推薦機能」と組み合わせた活用もオススメ！

Point 4 復習支援機能

- 復習すべき問題を自動で推薦。知識の定着にピッタリ！

Point 5 振り返り機能

- 生徒の学習結果がグラフやカレンダーで「見える化」

Point 6 オフライン機能

- インターネットのない環境でもサクサク利用できる！

オリジナル問題配信機能

ルーブリック評価支援機能

オリジナル問題作成時に，オプションとして「ルーブリック評価」を設定することができます。
評価基準の自動プリセットや，学校全体での評価基準の共有など，ルーブリック評価の運用が簡単に行なえます。

具体的な評価規準
評価の負担を軽減できます

※画面はイメージです。内容が変更になる可能性があります。

高等学校
公共
私たちがひらく未来・社会

（35 清水・公共 705　B5 判 224 ページ）

執筆者挨拶・紹介

ご挨拶

市立図書館の自転車置き場の自転車に「公用車」って書いてあったら，あなたはそれに乗るだろうか。「公」＝「官（役所）」だと思ったら，乗らないかもしれない。でも「公」＝「みんなで」だったら，乗るんじゃないだろうか。この教科書で学んでほしいことは，「公共」を自分も含むみんなにかかわる事柄として考えることだ。「公共」はあなたという「私」と別に存在するのではなく，あなたとともに存在するのだ。

中野 勝郎
法政大学教授

私たちはたった一人で生きられるほど強くはありませんが，他方で私を失くしてしまっては生きる意味など感じられなくなってしまうでしょう。善く生きるためには，一方的に押し付けられたのではない，開かれ，かつしなやかな公共を自分たちで創っていくことも必要です。そのことを鑑み，この教科書では古今東西の思想の中から生徒たちが知るべきこと考えるべきことを取り出し，丁寧に説明するよう努めました。

高橋 雅人
専修大学教授

経済とは，人々が協力して物質的な豊かさを生み出す社会の仕組みです。その仕組みを理解することは，より良い社会を実現するために重要であるばかりではなく，個人がより良い人生を送るためにも必須です。個人から見たミクロの視点と，社会から見たマクロの視点を組み合わせ，高校生が自分の人生と社会の関係に気づけるよう構成を考えました。将来のあり方を自ら設計していくことを手助けする「教科書」として役立てばと願っています。

宇南山 卓
京都大学教授

執筆・編修者

■ 著作者

中野 勝郎	法政大学教授	大西 楠テア	専修大学教授
高橋 雅人	専修大学教授	栗原 剛	山口大学准教授
宇南山 卓	京都大学教授	柴田 章久	京都大学教授
井口 靖	桜美林高等学校非常勤講師	長岡 仰太朗	晃華学園中学校高等学校教諭
右藤 文弥	大妻中学高等学校教頭	山崎 望	駒澤大学教授

■ 編修協力

河村 敬一	筑紫看護高等専修学校講師
櫻田 典子	札幌龍谷学園高等学校教諭

（所属・役職は令和５年度のものです）

シラバス等各種資料

ホームページからダウンロードできます

評価規準例 シラバス案 → **ルーブリック 評価表** → **検討の観点 内容特色** → **編修 趣意書**

シラバス・評価規準案

令和　　年度　「高等学校 公共」（ 35・清水・公共705）　シラバス案

教科	公民科	単位数	２単位	学科		学年/学級	

●学習の目標と評価規準

科目の学習目標	・人間と社会についての見方・考え方を働かせる。・現代の諸課題を追求したり解決したりする活動を行う。・広い視野にたち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国会議員及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力を育成する。
使用教科書／教材	

観点別学習状況の評価		
【知識・技能】	【思考・判断・表現】	【主体的に学習に取り組む態度】
・現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論について理解している。 ・諸資料から、倫理的主体などとして活動するために必要となる情報を適切かつ効果的に調べまとめることができる。	・現実社会の諸課題の解決に向けて、選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用して、事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力がある。	・よりよい社会の実現を視野に現代の諸課題を主体的に解決しようとする。 ・多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚、国民主権を担う公民として各国民が協力し合うことの大切さの自覚などを深めている。

ルーブリック評価表

	学習内容（目次）	評価の観点	A 十分満足できる	B おおむね満足できる	C 努力を要する	評価
第1編 公共の扉をひらく	第１章　公共的な空間をつくる私たち	知識・技能	生涯における青年期の意義や、現代社会における青年の状況について、資料や統計データ、芸術作品など様々な材料を適切に読み取り、基本的な知識を理解して、活用できるよう十分身につけている。 先哲の在り方・生き方については、先哲の著した原典資料を適切に読み取って理解を深め、その思想に関する基本的な知識を、活用して考えられるように身につけている。	生涯における青年期の意義や、現代社会における青年の状況について、資料などの読み取りは十分でないものの、その基本的な知識を身につけている。 先哲の在り方・生き方について、理解を深めるために先哲の著した原典資料を適切に活用し、その思想に関する基本的な知識を身につけている。	生涯における青年期の意義や、現代社会における青年の状況について、教科書内容や資料などの読み取りが十分でなく、その基本的な知識が身についていない。 先哲の在り方・生き方について、先哲の著した原典資料を適切に活用することが十分できていないため、その思想に関する基本的な知識が身についていない。	
		思考・判断・表現	自己の内面形成と社会とのかかわりに着目させながら、資料や統計データ、芸術作品など様々な材料を十分に読み取り、自己形成の課題について考察し、適切に表現できている。 先哲の著した原典資料を十分に読み取って、先哲の在り方・生き方に触れて考えたことを、自らの言葉で適切に表現できている。	自己の内面形成と社会とのかかわりに着目させながら、資料や統計データ、芸術作品など様々な材料についての読み取りは十分ではないものの、自己形成の課題について考察し、表現している。 先哲の著した原典資料の読み取りは十分ではないものの、先哲の在り方・生き方に触れて考えたことを、自らの言葉で表現している。	自己の内面形成と社会とのかかわりに着目しているが、自己形成の課題についての考察や表現が、十分にできていない。 先哲の在り方・生き方に触れて考えたことを、自らの言葉で適切に表現していない。	
		主体的に学習に取り組む態度	公共的な空間を作る私たちとして、よりよい社会の実現を視野に現代の諸課題を自らとらえ、主体的に解決しようとしている。	公共的な空間を作る私たちとして、よりよい社会の実現を視野に現代の諸課題を教師の指示等に従ってとらえ、主体的な解決をしようとしている。	公共的な空間を作る私たちとして、よりよい社会の実現を視野に現代の諸課題を教師の指示等に従ってとらえることができるが、主体的な解決をしようとしていない。	
	第２章　公共的な空間における人間	知識・技能	行為の結果である個人や社会全体の幸福を重視する考え方や，行為の動機となる公正などの義務を重視する考え方などについて、その考え方を活用できるように十分に理解している。 生命科学や科学技術の進展に伴い、様々な課題が生じてきていることを資料やケーススタディなどから理解し,その基本的な知識を十分に身につけている。 環境に関わる政治・経済体制や倫理観の重要性を理解し,その基本的な知識を多面的な考え方として活用できるよう十分に身につけている。	行為の結果である個人や社会全体の幸福を重視する考え方や，行為の動機となる公正などの義務を重視する考え方などについて、その内容を理解している。 生命科学や科学技術の進展に伴い、様々な課題が生じてきていることを理解しているが、資料などの読み取りは十分ではない。基本的な知識は身についている。 環境に関わる政治・経済体制や倫理観の重要性を理解しているが,資料などの読み取りは十分ではない。基本的な知識は身につけている。	行為の結果である個人や社会全体の幸福を重視する考え方や，行為の動機となる公正などの義務を重視する考え方などについて、内容の理解におよんでいない。 生命科学や科学技術の進展に伴い,様々な課題が生じてきていることについて、事実についての確認はできるが、理解を深められていない。 環境に関わる政治・経済体制や倫理観の重要性について,その事実についての確認はできるが、理解を深められていない。	
		思考・判断・表現	幸福，正義，公正などに着目して，倫理的価値の判断において，行為の結果である個人や社会全体の幸福を重視する考え方と，行為の動機となる公正などの義務を重視する考え方などを活用し，思考実験など概念的な枠組みを用いて考察する活動を通して，人間としての在り方生き方を多面的・多角的に考察し、十分に表現している。	幸福，正義，公正などに着目して，倫理的価値の判断において，行為の結果である個人や社会全体の幸福を重視する考え方と，行為の動機となる公正などの義務を重視する考え方などの活用については十分ではないものの，思考実験などの概念的な枠組みを用いて考察する活動を通して，人間としての在り方生き方を考察し，表現している。	幸福，正義，公正などに着目して，倫理的価値の判断において，行為の結果である個人や社会全体の幸福を重視する考え方と，行為の動機となる公正などの義務を重視する考え方などの活用が十分ではなく，思考実 考察する活動を通しても，人 ていない。	
		主体的に学習に取	公共的な空間における人間としての在り方生き方をふまえ，よ	公共的な空間を作る人間としての在り方生き方をふまえ，より	公共的な空間における基本原理について，よりよい社会の実現	

※一部抜粋して掲載

検討の観点

書名 （記号・番号）	清水書院　高等学校 公共 （35清水・公共705）
検討の観点	**内容の構成および特色**
内容の程度・選択 （内容の工夫）	● 学習指導要領の内容に沿い，「倫理」「法」「政治」「経済」それぞれの分野における自立した主体としての意識を育むことができるよう，配慮して編修している。特設ページ「公共 file」を適宜配置し，学びの主体として高校生の知的好奇心を喚起するよう配慮した内容となっている。 ● 高校生が幅広い知識と教養を身につけられるよう，基礎的・基本的事項は，豊富な資料・図版などとともに，本文に詳しくまた深く記述され，展開されている。 ● 現行課程の現代社会で取り扱ってきた内容についても，単元ごとのまとまりのなかで適切に対応している。
組織・配列・分量 （全体の構成）	● 学習指導要領の趣旨に沿って，倫理・法・政治・経済的主体として学びを深められるよう各編を設け，生徒理解や授業展開に配慮した構成となっている。 ● 本文は原則2ページを1単元とし，導入に「チェックポイント」を設けて，単元に関連した問いを簡潔に提示している。本文を中心に注や図版・資料などとも合わせて学習内容が系統的に詳しく記述されている。「Active Learning」が単元ごとに設けられ，学習のまとめや課題探究の学習に活用できるよう構成している。 ● 本書のまとめとして課題探究編が位置づけられ，ここまでで習得した見方・考え方を活用しながら，持続可能な社会をつくる主体として現代社会の諸課題に取り組み，社会に参画する態度を養うよう取り扱っている。
表記・表現・指導の工夫 （創意工夫，指導のための教材など）	● オールカラー印刷で写真やグラフ・概念図・年表，発展的なコラムなどが効果的に豊富に掲載されている。教科書内容と関連させたweb参照資料も適切に提供されている。 ● 表記・表現は発達段階に応じて適切に表示され，本文は原則1単元2ページの適度な分量でまとめられ，重要語はゴシック活字を用いるなど工夫されている。 ● 詳しい注や囲み記事・資料・略年表等が本文を補完する役割を果たして，必要かつ十分に配置されている。 ● 教科書の周辺教材として，教科書に準拠したワークノートが準備されている。生徒が主体的に学習を進め，単元ごとに知識の定着を図ることが出来る内容となっている。発展的な学習にも活用できる。
印刷・造本配慮事項	● 活字の大きさは適切で，印刷も鮮明である。造本も堅牢である。 ● 「倫理」「法」「政治」「経済」それぞれの分野の区分をわかりやすくするために印刷・製本上の配慮をしている。 ● 教科書を使用するすべての生徒にとって，読みやすく見やすいユニバーサルフォントを使用し，色彩・明暗などデザインを工夫した図版を提供している。
新しい学習指導要領への対応	● 新しい学習指導要領の内容に沿った上で，これまでの現代社会での成果を生かして学習を進められるよう，構成や配列に工夫を施している。 ● 主体的・対話的で深い学びや課題探究学習を想定した学習活動については，単元ごとに設けられた「Active Learning」でさまざまな活動を提供している。また，web参照資料についても，原典資料や判例，グラフや図版など，主体的な学習に活用できるさまざまな情報を提供している。
総合的所見	● 基礎的・基本的な内容に加味して課題点も記述されており，生徒の関心を喚起でき，現代社会に対する理解を十分に深めることができる詳述版教科書である。 ● 生徒の課題探究や主体的な学習活動にも最適な公共教科書である。
判型・その他	● B5判　224ページ（表紙・見返しを除く） ● 写真や図版の枚数：約450 ● 付属法令：12　／　索引数：約1400項目

新課程 教科書ラインナップ

高等学校 公共
私たちがひらく未来・社会

現代社会の課題を探究し，人間と社会の在り方や未来について考察します

著　者	中野勝郎／宇南山卓／高橋雅人　他10名
判　型	B5判
頁　数	224頁
教科書番号	公共705
ISBN	978-4-389-60043-3

私たちの 公共
資料から考える現代社会の課題

社会に参画する主体として自立する事やよりよい社会を形成することを学ぶ教科書

著　者	大芝　亮／橋本康弘　他13名
判　型	AB判
頁　数	192頁
教科書番号	公共706
ISBN	978-4-389-60044-0

高等学校 新倫理
Ethics：人間の探究

先哲の思考を辿りながら，自己・他者・人間について考察します

著　者	菅野覚明／熊野純彦／山田忠彰　他10名
判　型	A5判
頁　数	232頁
教科書番号	倫理703
ISBN	978-4-389-60046-4

高等学校 政治・経済
現代をみる力 あしたを拓く力

体系的な記述で政治・経済の基礎を学び，現代日本と国際社会の諸課題を考察する

著　者	中野勝郎／栗原　久／宇南山卓／大西楠テア　他7名
判　型	A5判
頁　数	260頁
教科書番号	政経704
ISBN	978-4-389-60047-1

私たちの 歴史総合
資料から読み解く近現代の日本と世界

これからの時代に必要な歴史の学びを追求した教科書

著　者	原田智仁／伊藤純郎　他16名
判　型	A4判
頁　数	156頁
教科書番号	歴総705
ISBN	978-4-389-60045-7

高等学校 日本史探究
新視点による日本通史とアジア・世界

開かれた視点を育む「グローバル・ヒストリー」としての日本史

著　者	伊藤純郎　他12名
判　型	B5判
頁　数	300頁
教科書番号	日探704
ISBN	978-4-389-60048-8

清水書院WEBサイトは こちらからアクセス可能 ▶▶▶

清水書院

https://www.shimizushoin.co.jp/

ウェブ検索ならびにURLからもご覧いただけます

学びと教育の未来をめざして
清水書院

本　社　〒102-0072　東京都千代田区飯田橋 3-11-6 清水書院サービス第2ビル　TEL(代表):03-5213-7151
大阪支社　〒553-0003　大阪府大阪市福島区福島 2-10-19-408号　TEL:06-6131-6226
札幌営業所　〒065-0022　北海道札幌市東区北22条東3丁目 1-35-211　TEL:011-788-6861
九州出張所　〒818-0023　福岡県筑紫野市大字若江 192-4-B101　TEL:090-1031-7366